

人と自然を大切にした
住みよい村づくり

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

1. 自然環境の保全と共生

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の自然環境の保全については、昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう、自然環境の保全を図り、住みよい郷土を目指し当村独自に取り組んできました。この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、原村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化を進める一因となったといえます。

しかし、急速に別荘や住宅の建設といった開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいていることから、無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発などを防止するため、現在の規制を見直し強化することが必要となってきています。

今後は、広大な自然を後世に引き継ぐためにも、住民参画による環境保全対策を講じる中で、条例の見直しや開発基準の強化などを検討し、住民・開発業者の理解と協力を得ながら、このすばらしい自然環境を守っていきます。

【具体的な施策】

- ①原村環境保全条例、規則の見直しと、開発指導要綱の作成
- ②開発許可、確認申請(工事届)、伐採届、合併浄化槽届出の窓口一本化
- ③環境保全に関する広報活動の推進
- ④住民参画による環境保全組織の育成

2. 美しい景観の保全と創出

【現状と問題点、今後の方向性】

八ヶ岳山麓の雄大な自然と、道祖神や藁によるなどに代表される農村風景は、原村の財産となっています。しかしながら、公共事業等により昔から築き上げてきた田園風景は変わりつつあります。

優れた景観を保全・創造し、美しい原村の景観形成を実現していくため、平成10年3月1日に県道神之原青柳停車場線と県道払沢富士見線から東側が、長野県景観条例により景観形成重点地域に指定されました。これにより、八ヶ岳山麓の景観に配慮した建物の設計や緑化などが実施され、美しい景観が保全されてきました。また、景観形成住民協定を締結し、地域住民のみなさん自らによる、ラベンダーの植栽や環境美化運動の実

施により、景観や環境保全に努めています。さらに、ズームライン沿線については、屋外広告物禁止地域に指定され、八ヶ岳を眺望できるすばらしい景観が保全されています。エコライン沿線についても、平成17年10月1日に長野県屋外広告物条例により、屋外広告物特別規制地域に指定され、沿線300m以内に設置する看板の種類や大きさ、色などを制限し、統一した案内看板を整備することで、自然と調和した景観形成が展開されつつあります。

今後は、すばらしい自然や景観は村民共通の資産として考え、美しい景観の保全活動を村全体で推進し、田園風景や農村風景の保全や伝承を図り、美しい景観の保全と自然と調和した景観形成を進めていく必要があります。国においては、平成17年6月に景観法*が策定され、景観行政が転換期となりました。当村においては、景観法に基づく原村景観計画を住民参画により策定していきます。

【具体的な施策】

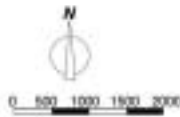
- ①屋外広告物の統一化の推進
- ②田園風景と調和したまちなみの保全
- ③農村風景の保全と伝承
- ④景観法に基づく原村景観計画の住民参画による策定
- ⑤景観に対するガイドラインや原村景観条例などの検討
- ⑥看板や家屋のデザイン、色彩などのコーディネート*の促進

※景観法 ……都市及び農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するために制定された法律。一定の強制力を持つ。景観行政団体が、景観行政を推進する。市町村は都道府県知事との協議により、景観行政団体となることができる。

※コーディネート ……資源や商品などを組み合わせ、調和をとれたものとする。看板や家屋のデザイン、色彩などについて、景観に配慮した組み合わせを考えること。



【景観形成重点地域・屋外広告物規制地域】



規制内容	規制区域	範囲
屋外広告物禁止地域	ズームライン	道路の両側500m以内
	中央自動車道	道路の両側500m以内
屋外広告物特別規制地域	ハッピースタイル エコーライン	道路の両側500m以内
屋外広告物許可地域	中央自動車道	道路の両側500m～1,000m以内

3. 緑と花いっぱい運動の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。これに加え、人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、さらに美しい環境と景観をつくることは、来訪者の目を楽しませるばかりではなく、住民の郷土愛を育てることにつながります。

今後、住民とともに幹線道路への花や街路樹の植栽を行い、管理については愛着をもって地元のみなさんが手入れをしたり、住民の有志などが自主的に管理を行うアダプトプログラム※などを取り入れ、公民協働※の村づくりをすすめる取り組みとして推進し、花と緑いっぱいの中で住民のみなさんが微笑む村づくりを推進します。

原村に古くから自生し、希少化している「野の花」を再生し子孫に残すため、住民のみなさんの協力を得て、野草園を整備するとともに、美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネート※した計画を策定し、ストーリー性※をもった取り組みを進める必要があります。

【具体的な施策】

- ① 幹線道路への花や街路樹の植栽の推進
- ② 管理や手入れに対する住民の参画
- ③ 住民のみなさんが楽しむことのできるアダプトプログラム※の導入
- ④ 村全体をコーディネート※した「花と住民が微笑む緑の村づくりプラン」の策定
- ⑤ 植栽計画に対する住民のみなさんの参画

※アダプトプログラム ……みんなで使う道路や公園など公共の場を、村民が愛情と責任を持って清掃、美化する活動。「アダプト (Adopt)」とは、養子の意味。一定の場所を自らの養子と考え自発的な取り組みをすること。

※トータルコーディネート ……全体を考え、色やデザインなどを組み合わせること。

※ストーリー性 ……構成する部分部分が関連性を持ち、それぞれに意味を持って物語のように展開されていること。



4. 村内を美しく、川を汚さない運動の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

村内の道路、河川を美しく保つため、道路については、老人クラブ、原村観光協会、原村建設協会などの各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。

河川については、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体を中心に、環境美化活動が行われています。

また、平成15年4月から、地域住民の生活環境を維持するため、身近な道路・水路などを住民共同で維持作業を実施することにより、地域の連帯感を養うとともに、共有財産である道路・水路などを次世代まで大切に利用する意識を高揚する目的で、原村環境維持事業をスタートさせました。

今後は、村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域のみなさんをお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進する必要があります。

【具体的な施策】

- ①各種団体などによる、清掃活動のPRと住民参加の促進
- ②ポイ捨て防止のための広報の推進
- ③環境維持事業の推進

5. 環境にやさしい公共事業

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の景観として、またすばらしい自然との共生において、河川は重要な資産であると考え、治水面や農業用排水機能だけでなく、自然との生態系※に配慮した整備が必要となってきました。今までは、経済効果を優先に公共事業が進められてきた結果コンクリート主体の整備が行われた事実は否めません。今後の河川改修については、環境保全型工法※による整備手法を取り入れることにより、魚が住める河川整備や水生昆虫が生息できる水路整備を考慮する必要があります。

道路改修についても、安易にコンクリート製品を使用せず、木製品、自然石、張芝等の工法を推進し、また歩道や植樹帯の設置など、環境にやさしい公共事業を推進することが重要となっています。

【具体的な施策】

- ①河川など、自然との生態系※に配慮した、環境保全型公共工事の推進
- ②道路環境に配慮した公共工事の推進

※環境保全型工法 ……自然石や間伐材を利用するなど、自然環境に配慮した工法。

6. 公害対策

【現状と問題点、今後の方向性】

公害対策基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭などの公害で、環境基準を超えるものは現在、村内では確認されていません。しかし、ダイオキシン※、アスベスト※や環境ホルモン※など有害な化学物質による、新たな環境への汚染や人体への影響などが問題となっており、これらの実態把握に努める必要があります。

道路脇への空き缶のポイ捨て、山林などへの家電製品やタイヤ、バッテリーなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの屋外焼却は、後を絶たない状況にあります。行政、住民、事業者が共同して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①水質汚濁、騒音など公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民意識の啓発
- ②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制強化と住民意識の啓発
- ③公害問題に関する相談窓口の充実

※ダイオキシン ……毒性が強く分解されにくい有機塩素化合物。主に低温でのごみの焼却で発生し、皮膚や内臓障害を起こし、催奇形性・発癌性があるものも少なくない。

※アスベスト ……石綿のこと。熱・電流の不良導体として建築物などの耐火材・保温材に使用。吸入により石綿肺(せきめんはい)や肺癌(はいがん)などの原因となるため、現在では使用禁止。

※環境ホルモン ……生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。

第2項 人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出

1. ごみの排出抑制

【現状と問題点、今後の方向性】

ごみの排出量は、平成12年度には住民一人が1年間に出すごみの量が251Kgでしたが、平成16年度には278Kgと、年々増え続けています。原村ではごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する、補助金を交付しています。

ごみの排出量を抑制し、将来的には焼却ごみゼロを目指すため、ごみ3R※（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持帰り運動などを推進し、ごみ排出抑制を図る必要があります。

現在、ごみステーションは、地区衛生自治会で管理運営されています。衛生自治会未組織地区への組織化の推進及び衛生自治会未加入者への加入促進を図り、ごみ排出に対する住民意識の啓発に努める必要があります。

ごみのリサイクル率は、平成12年度にはごみの総排出量の18%でしたが、平成16年度には20%に上昇し、住民へリサイクル意識が徐々に浸透してきています。平成19年度からは、衛生自治会の協力を得て、資源ごみ収集回数の増加及び現在資源ごみとして回収しているPETボトル※、PS素材プラスチック※以外の容器包装プラスチックの回収を検討します。

原村ではごみ処理基本計画を作成し、平成22年度には住民一人が1年間に出すごみの量を230Kg、リサイクル率を30.7%とする目標を定めました。この目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生・排出抑制、再使用、再利用に取り組む必要があります。

【具体的な施策】

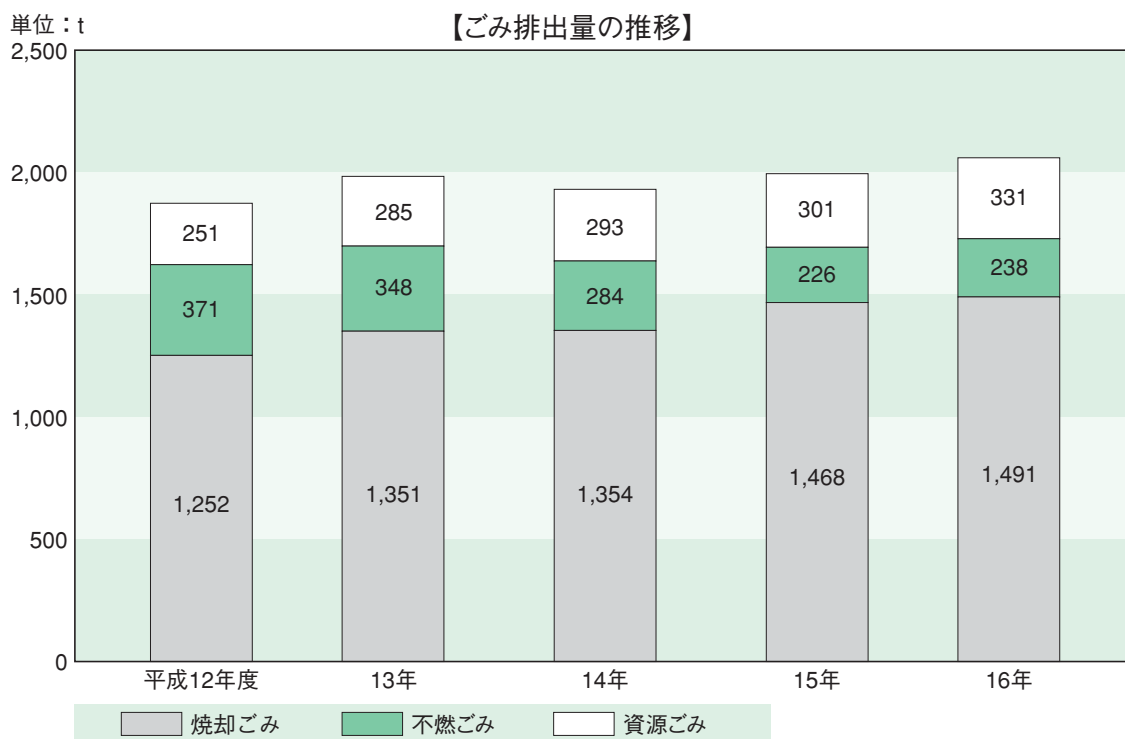
- ①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発
- ②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進
- ③生ごみの自家処理※の推進と、資源活用方法の研究
- ④ごみ3R（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動の推進
- ⑤ごみ持帰り運動の推進

※3R …… Reduce, Reuse, Recycleの3つのR。ゴミの排出量を削減する（Reduce）、使えるものを再使用する（Reuse）、資源として再度使用できるものを再資源化する（Recycle）こと。

※PETボトル …… ポリエステルを素材として製造された瓶。石油からつくられる原料を基とした樹脂。プラスチック消費量の約40%を占め、再資源化が可能なもの。

※PS素材プラスチック …… ポリスチレンを材料としたプラスチック製品。食品トレイなどとして使用されている。

※生ごみの自家処理 …… 食材や食べ物による生ごみを家庭や事業所などで堆肥化し、ごみとして排出しないこと



2. ごみ処理体制の広域化

【現状と問題点、今後の方向性】

原村のごみ処理は、各地区衛生自治会で管理運営するごみ収集ステーションに排出されたごみを、行政で収集運搬しています。焼却ごみは、茅野市、富士見町、原村で組織する諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、富士見町と原村で組織する南諏衛生センターで資源化及び資源化不可能物は破碎処理し、最終処分場に埋め立てられます。資源ごみ（瓶類を除く）は原村独自で業者委託により資源化しています。ごみの排出区分については、市町村で異なっており、広域体制によるごみ排出区分の一元化を図り、収集運搬及び処理の効率化を推進する必要があります。

茅野市・南諏衛生施設組合の最終処分場は、現状のまま埋め立てていけば、平成20年には計画埋め立て量に達し埋め立てできなくなります。諏訪南行政事務組合では、最終処分場の延命のため、平成20年10月の稼働開始を目標に、今後排出される焼却灰と以前に埋め立てられた焼却灰を処理する灰溶融施設※建設事業に平成17年度より着手しました。

【具体的な施策】

- ①ごみ排出区分の一元化及び広域体制での収集運搬の効率化の推進
- ②広域体制による処理施設建設の検討

※灰溶融施設 ……………ごみを焼却した際に発生する焼却灰を、高温で溶融する施設。

3. リサイクルと循環型社会の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

近年、消費社会の伸展にともないごみが増える反面、地球に蓄積された資源は枯渇のおそれが出てきています。このことから限られた資源を大切に使用するとともに、今までごみとして捨てられていた資源のリサイクルにも努めなければなりません。

原村においてごみは、衛生自治会の協力により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビニール類、食用廃油等に分別され、再資源化が推進されています。

現在、焼却ごみとして処理されている生ごみも、今後は各世帯で生ごみ処理器などにより、堆肥として活用するための支援策を行い、利用方法についても周知し普及を図っていきます。また、農地や庭を持たない住民及び公共施設に対しては、行政としてごみの堆肥化を検討します。

ごみとして出されている物のリサイクルの可能性を常に検討し、資源の保全に努めるとともに、リサイクルの必要性について周知します。

【具体的な施策】

- ①自家処理の推進による生ごみの堆肥化
- ②ごみの分別収集徹底による資源としての活用
- ③不要となった生活雑貨の不用品交換やリサイクルショップ※などにおける再利用の促進
- ④リサイクルを仲介する民間団体の育成
- ⑤循環型社会※とリサイクルに関する趣旨の啓蒙・啓発

※リサイクルショップ ……一度使用された衣類や電化製品などを買い取り、割安な価格で販売するお店のこと。

4. 環境と農業のかかわり

【現状と問題点、今後の方向性】

農業は食料供給の他に、国土や環境の保全といった多面的な機能を有しています。しかし、近年化学肥料や農薬への依存度が増し、土づくりがおろそかになる傾向にあり、また、農家の高齢化や後継者不足により遊休荒廃農地が増加してきています。

原村ではこのような現状を踏まえ、土壌診断に基づく適正施肥を、JA信州諏訪や農業改良普及センターの指導で実施し、堆肥センターでは畜産農家の糞尿を熟成させた有機肥料を販売するなど、有機肥料の利用を推進するとともに農地流動化の促進に努めています。

当村は天竜川、富士川の最上流部に位置し、水質の保全について深いかかわりを持っていますが、近年当村の下流域に位置する諏訪湖の汚染が問題となっています。汚染の原因の一つとして、畑地などから河川に流入する肥料成分（窒素、リン）が上げられることから、肥料成分を抑制し、水質の浄化に取り組めます。

休耕田を利用して浄化ビオトープ※をつくり、水田の持つ浄化作用を利用して、畑から出る窒素・リン分などを除去し、河川や諏訪湖の汚染防止に役立てるとともに、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察など体験学習の場を提供します。

農業生産には被覆シート、マルチシート、肥料袋など、多くのプラスチック資材が利用されています。現在農業用廃プラスチックは農協が有料で回収処理しており、これらの廃棄物には再利用可能な物もあります。

今後は、単に焼却処分するだけでなく、資源や燃料としての再利用を検討します。また環境に配慮し、労力の軽減に役立つ生分解性マルチ※などのエコロジー資材の導入も推進します。

【具体的な施策】

- ① 土壤診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進
- ② 農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用
- ③ 休耕田を利用したビオトープによる水質浄化と、生態系※の維持及び学習や憩いの場の提供

※ ビオトープ ……通常の生活や活動がなされている建物や公園、農地などに、その地域に本来ある生態系を保全、復元した施設。

※ 生分解性マルチ ……土中の微生物などにより、自然に分解するプラスチック素材を使用した農業資材。

第3項 地球温暖化防止対策

1. 地域新エネルギー利用の促進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、豊かな自然に育まれた高原の村です。私たちは、この自然をあたりまえのものとして享受してきました。しかし、最近、二酸化炭素の増加による、地球温暖化※の問題がクローズアップ※されてきました。物を燃やした時に放出される二酸化炭素が、大気中の熱を抱え込み、地球の温度を上昇させます。このまま二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが蓄積されると、全世界的な干ばつによる農作物収穫高の減少、海面上昇による土地の水没などの災害を招くとともに、当村の美しい自然も破壊されてしまいます。

原村では、平成17年度に地球の温暖化を防止し環境の保護と資源の保全を目的に「地域新エネルギービジョン」を策定いたしました。この「地域新エネルギービジョン」に基づき新エネルギーの導入を図ります。

原村は、豊かな自然が有するエネルギー資源の宝庫です。今まで使用されなかった太陽、風力などの自然エネルギーや廃棄物などのリサイクルエネルギーを活用し、二酸化炭素の発生を抑制するとともに、食用廃油などのバイオマス※の燃料化も視野に入れ、限りある資源の保全に努めます。

【具体的な施策】

- ①太陽光、風力などの自然エネルギーの導入
- ②バイオマスなどのリサイクルエネルギーの導入
- ③公共施設等における温室効果ガス削減計画の策定
- ④環境学習の実施

※バイオマス ……植物などから得られる生物資源。化石燃料と異なり、再生産が容易なエネルギー資源。



2. 省エネルギーへの取り組み

【現状と問題点、今後の方向性】

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムの中で、資源やエネルギーを大量に消費してきました。しかし、今日、地球温暖化※の問題や資源の枯渇など、地球規模でさまざまな課題が生じています。

平成9年に採択された京都議定書※が平成17年2月に発効され、平成24年までに温室効果ガスの排出量を平成2年当時の5%減にしなければなりません。とりわけ、地球の温暖化は、最も深刻な環境問題とされ、人類の生存基盤さえ脅かされる可能性があるとして指摘されています。

こうした認識のもと、行政としても、企業のISO14001※取得のための補助金制度、公用車の省エネ車への転換、クールビズ※、ウォームビズ※の実施など、さまざまな省エネルギー対策を進めています。

持続可能な社会※の構築を目指し、住民のみなさん一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう、アイドリング・ストップ運動※などを通じ、環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①地球温暖化問題に対する住民意識の啓発及び省エネルギー運動の推進
- ②温室効果ガスの排出の抑制に対する施策の検討及び実施
- ③省エネルギービジョンの策定

- ※ISO14001 ……国際標準化機構（ISO）が定めるISO14000s(シリーズ)『環境マネジメントシステム規格』のうちの中核となるもの。ISO14001は、環境にやさしい事業や業務をどのように進めるべきか（環境マネジメントシステム(EMS)）を定めた仕様書。
- ※クールビズ ……環境省の公募により約3,200通から選ばれた、「省エネルック」に代わる新しい愛称。室温28度のオフィスでも涼しく効率的に働ける夏向きの軽装で、基本的にはノー上着、ノーネクタイ。
- ※ウォームビズ ……環境省が、秋冬版の地球温暖化防止ファッションとして提唱したもの。上着の下にベストを着たり、ワイシャツの下にタートルネックのセーターを着たりと、「加える」ことを基本とする。職場の暖房温度は20℃に、との呼びかけも行う。設定温度を1℃下げると、冬の場合は夏の4倍の二酸化炭素削減効果があるという。
- ※持続可能な社会 ……地球の自然環境を保全し、資源を枯渇させることなく社会生活が持続できるようになった社会。
- ※アイドリング・ストップ運動 ……地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を抑え、化石燃料の消費を削減できるよう、信号待ちや駐停車時に自動車のエンジンを切る運動。

第4項 水資源の確保保全と上下水道の整備

1. 水資源の確保と調整

【現状と問題点、今後の方向性】

自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。

天竜川水系と富士川水系の最上流部にあたる原村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要であり、水資源の保全、確保のためには、植林や間伐などの森林整備が欠かせません。

河川や水路の水利用については農業利用が主であり、水路などの改修により有効利用が求められ、また災害に対しても対応する必要があります。干ばつによる水不足の年が数年間隔であり、営農に必要な水資源の確保のため、農業用ため池のしゅんせつや既存水利施設の整備を図る必要があります。

井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。

【具体的な施策】

- ①森林の水源かん養林としての保全・育成
- ②ため池のしゅんせつと農業用排水路の整備
- ③地下水開発の規制と調整
- ④水道施設及び畑灌施設の適正な維持管理

2. 給水施設の整備と施設の有効利用

【現状と問題点、今後の方向性】

水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給している状況です。村内においては、現在6箇所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

今後は安定した給配水量確保のため、当初設置された石綿管※やV P管※の布設替えを計画的に推進し、配水管からの漏水を減らす事を目指します。また、鉛管※の取り替えを順次行っていきます。

災害に強いライフライン※整備のため、水源ポンプに非常用発電機の設置や水道の配水管路をループ（迂回路）化※し、断水区域を最小限にする必要があります。また今後の増加する水需要に備えるため、新たな水源地の調査を行います。さらに、水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。

【具体的な施策】

- ①水道水質検査計画の策定
- ②石綿管など老朽管の計画的な布設替え及び鉛管の取り替え
- ③災害に強い水道施設の整備
- ④新たな水源用地確保のための調査
- ⑤健全経営の推進

※石綿管 …………… 石綿セメント管のこと。世界保健機関（WHO）が策定・公表している飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水中のアスベスト※については「健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないと結論できる」とされている。

※V P管 …………… 硬質塩化ビニル管のこと。

※鉛管 …………… 鉄管などと比べ腐食しにくく、曲げるなどの加工がしやすかったために使用されていた、鉛による管。

※ライフライン …………… 水道、ガス、電気など生活に不可欠な供給路のこと。

※ループ（迂回路）化 …… 線や管を輪の形にすること。幹線となる配水管をループ化することにより複数の流路が確保でき、断水区域を最小限にとどめることができる。



資料：原村上水道事業計画より（平成17年11月現在）

3. 水質保全と生活排水浄化施設の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、富士川、天竜川の最上流に位置し、村内を流れる河川は全て諏訪湖に流入しています。下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽の普及は年間約30基が新しく設置され、平成16年度には普及率46%となっています。しかし、既存住宅については、浄化槽への転換が進まない状況にあります。また、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。

今後は、下水道整備区域外の既存住宅に対し、浄化槽への切替の推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図る必要があります。また、現在、下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理は浄化槽に限定されていますが、地勢や使用状況などに合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討する必要があります。

生活排水以外の河川の污染源としては、農地から流出した窒素などの肥料分と、降雨初期時の高BOD雨水※の流入が問題になっています。また、河川は三面張り※や堆積物の増加により自浄作用が低下し、森林では開発の進行や荒廃などにより森林の持つ保水力、浄化作用の低下が懸念されています。

河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業※への転換、河川の自浄作用の回復を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①河川などの水質検査の継続
- ②浄化槽設置者への意識啓発と、維持管理の徹底
- ③下水道整備区域外の既存住宅に対し浄化槽への切換え推進
- ④地勢、使用状況に合ったし尿・生活排水処理施設の導入検討
- ⑤森林保全や環境型農業※への転換、河川の自浄作用回復の推進

※高BOD雨水 ……河川、湖沼の水質汚染度合いを示す数値がBOD。生物化学的酸素要求量の略。降雨初期に田畑から肥料分の濃度が濃い雨水が流れ出すことにより、河川、湖沼の水質汚染源となるため。

※三面張り ……川底と川岸の両面、合計で3つの面が、コンクリートにより護岸されている状態。

※環境型農業 ……土づくりを行ない、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境にやさしい農業を展開すること。

4. 下水道事業の運営管理**【現状と問題点、今後の方向性】**

下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進めてきました。その結果、下水道整備面積265.4ha普及率85.0%接続率93.2%（平成17年3月31日現在）となり、整備も順調に推進されています。

住民アンケートでも下水道整備については高い評価を得ており、今後は費用対効果の面から、整備計画の見直しを行うとともに、下水道の未接続世帯には水洗化の必要性をアピールし、引き続き接続促進を図り、健全な下水道運営を目指します。

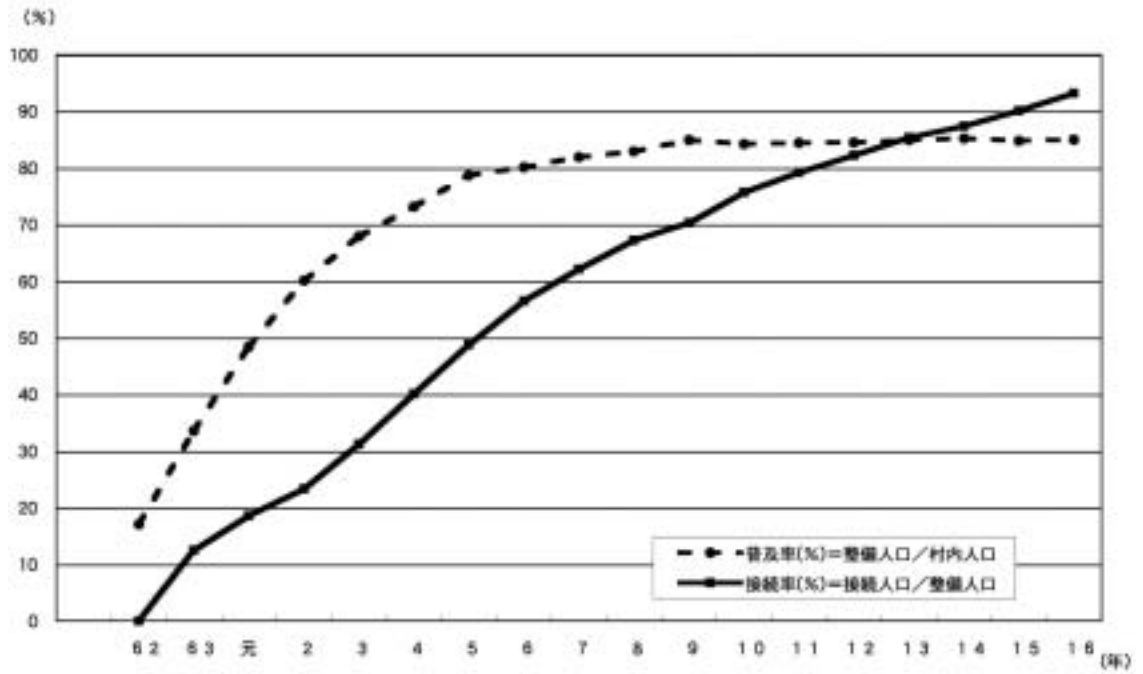
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場については、リン、窒素の高度処理が完成し、施設整備も一段落となりました。今後の建設負担金については、減少する見込みであるものの、村内においては20年を経過した下水道管もあるため、計画的な管路調査による補修に努め、適正な維持管理を行い、維持管理費の縮減を推進します。

経営状況の明確化や経営意識の向上のため、公営企業法の適用を受けた企業会計方式に移行し、下水道使用料については適正な使用料体系により健全な経営を目指します。

【具体的な施策】

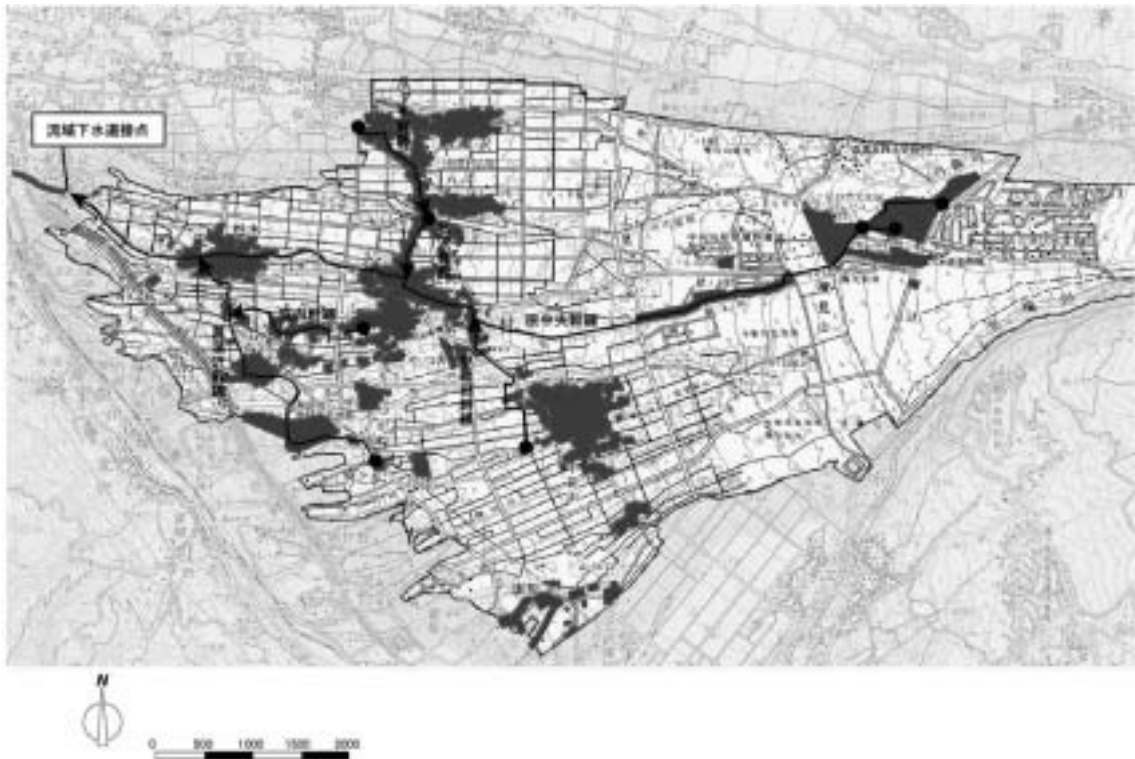
- ①下水道整備区域の見直し
- ②下水道接続率の向上のため啓発活動の推進
- ③計画的な管路調査による、維持管理の推進
- ④下水道事業の公営企業法適用化の推進
- ⑤下水道使用料の適正な使用料体系の検討
- ⑥健全経営の推進

【下水道普及率と接続率の推移】



資料：平成17年度下水道等普及状況より

【下水道計画区域図】



資料：平成16年度下水道エリアマップより（平成16年12月現在）

第5項 自然と調和した居住環境の整備

1. 住宅用地の確保

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の持続性のある発展を確保するうえで、人口増加施策の根幹をなす、住宅用地の確保は重要な課題であります。

各地区ごとに、この10年間の人口推移を見ると、原山地区が323人増え2.3倍の581人となり、人口の増加率・増加数とも最も多くなっています。隣接する上里区も、37人(23.95%)増の192人となっています。このことは、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著であることを物語るものです。

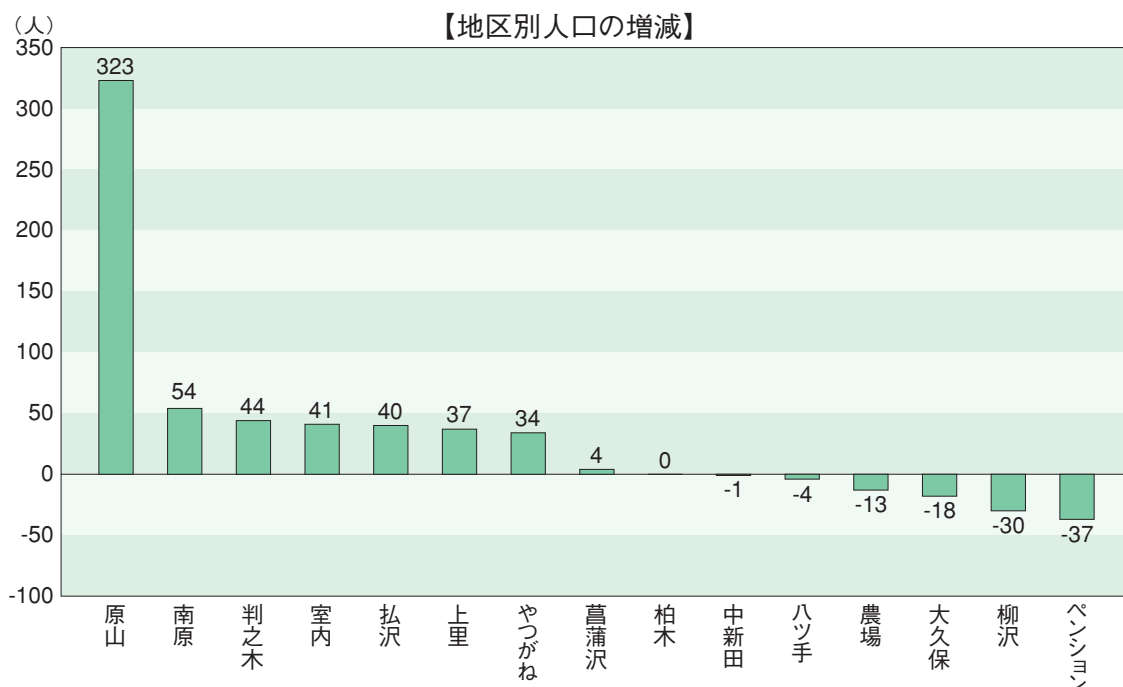
この他に人口増加が見られる地区は、民間の寮の建設や、村の住宅用地造成が行われた南原区が54名(27.4%)、判之木区が44名(46.4%)の増となっています。また、役場に近い地区では、民間によるアパート建築や宅地開発が進み、室内では41人(9.9%)、やつがねでは34人(9.6%)、それぞれ人口が増加していることが特筆されます。

行政による住宅用地造成は南原住宅団地を最後に、ここ10年以上実施されていません。今後は、住宅用地の需要と供給のバランスを見極めながら、原村土地開発公社により、小規模用地を集落近辺に造成し、活性化を図るとともに、当村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅用地を、行政が積極的に整備し、中央高原(原山地区など)への転入に歯止めをかけていく必要があります。

行政が整備する受け皿として、分譲住宅用地以外にも公営住宅用地など村の活性化に効果的な用地の確保を行い、若年層を中心とする生産年齢人口の維持と定着化をいっそう促進することは極めて重要な課題であります。

【具体的な施策】

- ①小規模住宅団地用地の確保
- ②公営住宅・勤労者住宅用地の取得造成
- ③既存住宅用地における早期建築と入居の促進
- ④生産年齢人口の定着化の推進



資料：住民基本台帳より

2. 住宅対策の拡充

【現状と問題点、今後の方向性】

平成16年度における一般住宅の建築届け件数は57件で、内新築件数は47件となり、住宅や別荘を中心として減少傾向にあります。村営住宅については、低所得者向けの公営住宅6戸、中堅所得者向けの特定賃貸住宅8戸があります。

近年の少子・高齢化の中で、活力のある地域づくりには、若年層の確保定着が必要となっています。今後は、若者定住に寄与した、中堅所得者向けの村営住宅の整備を充実していきます。

原村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことにより、県と村と協力し、近い将来発生すると考えられている東海地震から、村民の生命、財産を保護するとともに、建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に、耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施していきます。

近年、建設資材におけるアスベスト※による健康被害などが報告されていますが、建築物の解体工事及び改修工事にもなって生じるアスベスト処理については、住民のみならず、安全で安心な生活環境の確保に努めます。

【具体的な施策】

- ①若者定住に寄与する村営住宅の整備
- ②災害に強く安全な住宅のための、耐震診断と補強工事の実施
- ③アスベストの危険性に対する啓発・啓蒙と、建築業者に対する適正処理の指導

3. 各種規制の検討

【現状と問題点、今後の方向性】

居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、農業生活地帯や産業公園地帯の開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めてきました。

今後はすぐれた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準などの整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発などにおいては、建築協定※などを結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図る必要があります。さらに、住宅の増加などを考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するための都市計画法※などの導入についても検討が必要になってくると予想されます。

【具体的な施策】

- ①原村環境保全条例などに基づく、適正な規制と誘導
- ②自然環境や景観、生活環境に配慮した、潤いのある住宅地の形成
- ③都市計画法や各種条例などの導入に関する検討

※建築協定 …………… 良好な景観や環境を保全するため、住民全員の合意により協定区域を定め、建築方法などに一定の制限を設ける協定。

※都市計画法 …………… 地方自治体による法的強制力を持つ法律。対象エリアを都市計画地域とし、開発許可や地域地区などを定めることができる。

4. 集落環境の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

原村総合計画アンケート調査によると、10年前に比べまわりの生活環境が良くなっていると感じている住民のみなさんは50.8%と半数を超え、改善傾向が著しく表れています。変化したと感じられる主なものは、ごみ収集の体制・公共下水道などの他に、自然環境や景観もあげられています。

昔ながらのカヤぶき屋根といった、集落景観は生活形態の近代化とともに消えてしまいましたが、美しい集落環境は、生け垣や自然石積み河川などによって守られている面もあります。

今後は、集落ごとに住民のみなさんの協力をいただきながら、残したい大切な集落内の史跡や文化的財産を洗い出すとともに、守っていききたい自然環境や景観などについて地区内での話し合いや協議を行い、すばらしい集落環境を守るとともに、子どもたちの遊び場の確保など、さらに住みやすい集落環境を整備していくため集落活動計画※を作成し、住民のみなさん自らが考え取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

- ①生け垣や自然石積み河川などの保全と新設
- ②住民自らが発案する集落活動計画に基づく環境の計画的整備

※集落活動計画 ……行政区単位で、地域の環境を計画的に整備するために作成する活動計画。

5. 自然とマッチした公園・緑地・水辺空間の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

住みやすい住環境を考えるうえで、人々が気軽に集うことができ、子どもからお年寄りが一緒になって交流できる、広場や公園は大切な潤いの空間となります。

現在各地区のほとんどに広場やグラウンドが整備されていますが、実際には交流の場や子どもの身近な遊び場として利用されていないのが実情です。その一方で、芝生と遊具を組み合わせたり、木陰とベンチを設置した集える場を整備し、多くの住民などが利用している地区もあります。

今後は、既設の公園などが、より多くの人々の交流の場となるよう、地区と協力しながら芝生や木立などの緑地を整備し、自然環境が豊かに整備された潤いのある空間の整備を進める必要があります。

水辺環境については、原村の河川は急しゅんで川幅が少ないため、親水広場などの設置は阿久川の一部に限られています。

また、河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、今後はそれらに影響を与えない範囲で、親水空間の整備や環境保全型の河川・水路の整備を推進していく必要があります。

【具体的な施策】

- ①既設公園における、緑化推進と自然の再生
- ②親水性のある河川空間の整備と環境に配慮した河川・水路の整備



第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

1. 道路体系の再編成

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、(主)茅野小淵沢韮崎線が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡しています。ほ場整備事業も概ね完了し、村内の交通環境は大幅に変わりつつあります。茅野市のグリーンラインの開通により、村道丸山菖蒲沢線の通勤車両が増加しています。

隣接する茅野市、富士見町の道路整備及び、今後予定される国道20号線の坂室バイパスの開通により、村内幹線道路体系の見直しや、道路改良、整備などが必要となっています。

特に集落内を通過する村道丸山菖蒲沢線において、交通量の増加が顕著であり、交通安全上問題が生じています。そのため、集落内通過車両の減少を目的とした、中央自動車道の側道整備による交通量の分散化が急務になっています。

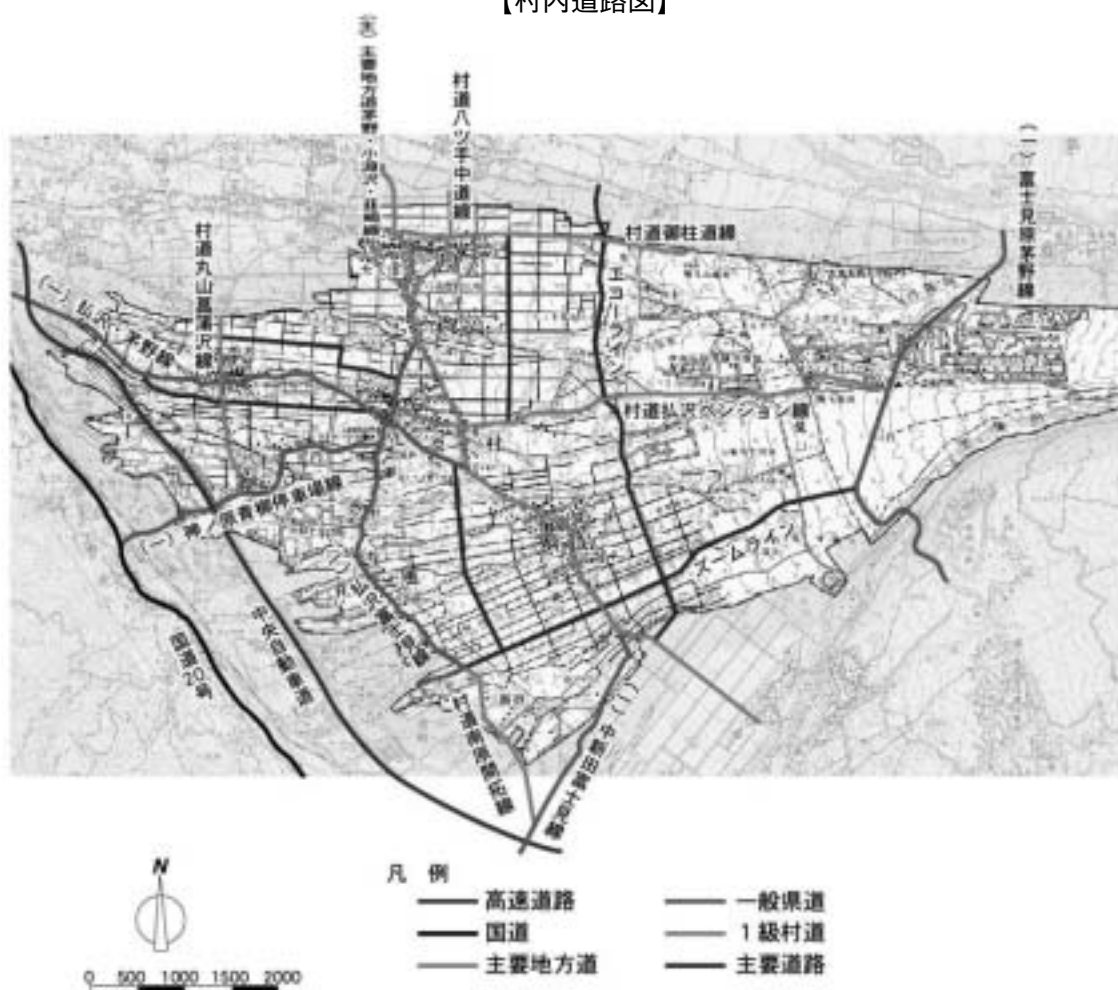
今後、スマートIC※設置による地域交通の利便性の向上などについて検討が必要となっています。さらに、村内の通行車両の動向に合わせた、合理的な道路案内標識を設置するとともに、新たな交通体系をカバーした道路案内計画を検討し、安全で利便性の高い道路体系の再編成を図ります。

【具体的な施策】

- ① 村内の交通動向の的確な把握と村内全域の道路体系の見直し
- ② 村道丸山菖蒲沢線のバイパス整備に向けた検討
- ③ 茅野市、富士見町へつながる道路の整備（御狩野線判之木地区）
- ④ 中央自動車道の側道整備の検討（菖蒲沢地区）
- ⑤ スマートIC設置の検討
- ⑥ 合理的な道路案内標識の設置

※スマートIC …… ETC専用インターチェンジのこと。料金の収受に関わる人を配置せず、ETCにより自動化された出入口のみを設置しているところ。

【村内道路図】



資料：建設水道課

2. 主要地方道・県道の整備促進

【現状と問題点、今後の方向性】

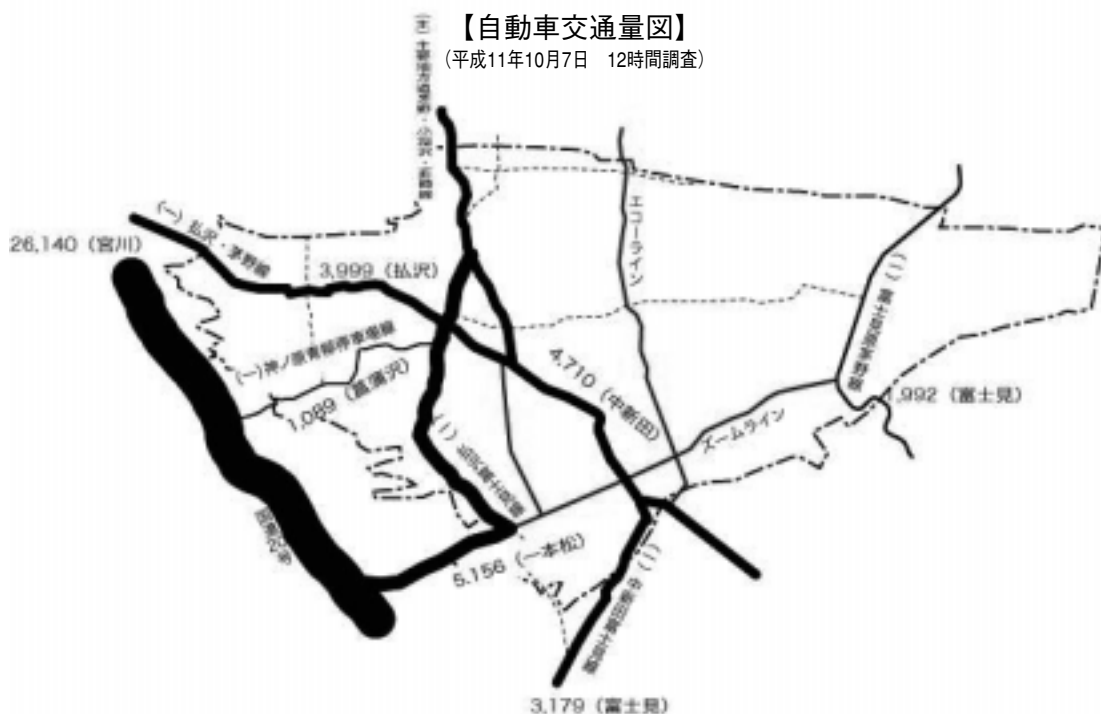
主要地方道・県道は、村内の各集落を結び他市町への連絡道路であり、通学路としても利用されています。集落内を通過する部分は、2車線化の改良がほとんど完了しており、一部用地買収困難な箇所が残っているのみの状況であります。

このため、県道の未改良部分において重点的な改良促進を図るほか、近年交通量の増加により、歩道設置の要望がある、集落内部分の対策が必要となります。しかし、実状では集落内の歩道設置には家屋の移転などがともない、用地取得が困難な状況にあります。

緊急性を有するものは、集落内通過車両の減少を目的とした、バイパス的な道路整備をあわせて検討し、そのうえで地元住民から切実な要望のある歩道設置や、新たな交通規制を協議しながら道路改良を進め、住民のみなさんが安心して利用できる道路環境整備を図っていきます。

【具体的な施策】

- ①地元地権者との十分な協議の継続
- ②主要地方道・茅野小淵沢葦崎線の歩道設置（中新田地区内、払沢地区内）
- ③一般県道・神ノ原青柳停車場線の拡幅改良（大久保北、役場北）及び歩道設置（老人憩の家前）
- ④一般県道・払沢茅野線の拡幅改良（原郵便局西）
- ⑤一般県道・払沢富士見線の歩道設置（やつがね地区）



3. 村道の整備促進

【現状と問題点、今後の方向性】

ほ場整備事業も概ね終了し、幹線道路としてのズームラインやエコラインが開通したことにより、諏訪南インターからの集落内通過車両は減少しつつあります。しかし、今後茅野市側のエコラインが開通すると、流入車両は増える見込みであります。そのため、地域の要望に応え、合理的な整備の検討が必要となっています。

茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞の箇所が生じています。集落内通過車両の減少を図るため、ほ場内道路等のバイパス的な利用が可能かどうか検討します。

幹線道路であるズームラインと払沢ペンション線が、クラック※（ひび割れ）などにより路面が傷んでいるため、舗装の打ち替え工事を実施し、道路整備を進めます。また、日常生活に必要な道路については、生活道路としての利便性を重視して、住民のみな

んと協議しながら合理的な整備を検討します。さらに、必要に応じて建設資材支給事業を活用していただき、住民協働による道路整備を推進します。

橋梁の整備については、道路改良計画の中でそれぞれ整備を進めてきました。橋梁の安全確保のために、今後も橋梁の点検や整備を継続します。

【具体的な施策】

- ①既存道路とほ場整備内道路との合理的な整備の検討
- ②まちづくり交付金による道路整備（ズームライン・払沢ペンション線）
- ③集落間の生活道路の整備促進
- ④建設資材等支給事業を活用した、集落内の生活道路の維持補修
- ⑤道路改良事業に整合した橋梁の整備
- ⑥日常生活に必要な橋梁の点検や整備の推進

※クラック ……………道路舗装面の表面に生じているひび割れ。放置していると、雨水などにより浸食され、ひび割れた部分が拡大、陥没していく。

4. 交通安全と道路環境の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

道路整備の進展とともに、交通安全施設の整備を鋭意進めて来ています。しかし、最近ほ場整備事業の完了などにより、ほ場整備地区内の道路において車同士の事故が発生しています。

今後、道路体系の見直しにより、危険交差点等の整備については、景観に配慮して信号機設置は最小限にとどめ、現地に適合した安全施設の整備が必要と思われます。また通行車両の増大による、安全確保の為のカーブミラー、ガードレールの新設について計画的に対応する必要があります。

歩行者については、高齢者や障害者など誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討する必要があります。

また、原村は寒冷地であるため、冬季間における交通安全を確保するための除雪体制の充実を図り、人にやさしい道路環境の整備を推進します。

【具体的な施策】

- ①交通規制標識や警戒標識※の計画的な設置
- ②交差点における事故防止対策の検討
- ③歩道のバリアフリー化※と道路照明の設置
- ④除雪体制の充実

※警戒標識 ……………村が管理している道路に、必要に応じて村が設置する標識。交通規制に関する規制標識は公安委員会による設置。

5. 交通安全教育の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

平成16年現在における村内の自動車保有台数は8,953台で、平成10年までは年約150台、平成11年から平成16年までは年約100台の増加傾向にあります。伸び率は以前と比べ鈍化していますが、村外車両の通過量は年々増加する傾向にあります。

交通事故については、近年減少傾向にあるものの、一時的なものか予断できない状況であります。また、シートベルト着用率は94.7%と定着化していますが、農作業用車両については、シートベルトの着用率は低く、村民一人ひとりの交通安全意識の高揚が重要となります。家庭、保育所、学校などあらゆる機会をとらえ、交通ルールやマナーの指導・啓発に努め、地域ぐるみで交通安全教育の推進を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①保育所、小・中学校の交通安全教室のより一層の推進
- ②老人会などの会合における交通安全教室の開催
- ③広報誌・広報車などによる交通安全思想の高揚
- ④交通安全推進団体の育成と活動の強化

6. 公共交通機関の整備充実

【現状と問題点、今後の方向性】

原村における公共交通機関は、民間バス会社により複数のバス路線が運行され、地域住民の足の確保がされています。しかし、マイカーの普及などにより、バスの運行本数の削減、運賃の値上げなどが進み、平成14年（総輸送人員98,307人1日平均269人）平成15年（総輸送人員95,000人1日平均260人）平成16年（総輸送人員67,715人1日平均185人）〔諏訪バス株式会社調査〕とバス利用者数は年々減少しています。その一方、バス路線は、原村中央高原、ペンションなどの観光地への足となっており、観光振興の一端を担っています。

当村は、生活バス路線維持、産業振興のため、民間バス会社に補助を行い、地域住民などの公共交通を確保しています。

今後は、全体的利用者数の減少傾向及び各種要望に対応するため、住民のみなさんなどからのニーズに対応した、効率的で機能的な公共交通機関とするため、地域交通資源などを有効に活用し、公共交通の整備、充実を図ることが必要となっています。

【具体的な施策】

- ①社会福祉協議会による福祉有償運送の実施
- ②デマンド型乗合タクシー※の検討
- ③路線バス・巡回バスの検討

※デマンド型乗合タクシー ……あらかじめ決められた地域の中で、希望する乗車地点を電話で伝え、配車スケジュールが伝えられ、一定の時間内に乗合タクシーが迎車する。乗合方式のため、他の利用者と乗り合いながら目的地に向かうこととなる。

7. 高速バス利用対策の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

高速バスは、その利便性により、利用者数は増加しています。しかし、高速バスを利用するためには、高速バス停まで自家用車を使う必要があるものの、バス停駐車場が狭く不便な状況であります。また、観光客などの高速バス利用者にとって、高速バス停から村内へのアクセスが悪く、不便を感じています。

今後は、高速バス利用の推進を図るため、駐車場を含めた施設整備を行う必要があります。さらに、高速バス会社とタクシー会社とのタイアップにより、高速バス・タクシーセットプラン（高速バスを降りたところにタクシーが待っているセットプラン）などの企画を民間会社などと検討を行い、利便性を高める方策などの検討を行っていきます。

【具体的な施策】

- ①高速バス利用者用の駐車場整備
- ②高速バス会社・タクシー会社と各種プラン等の導入
- ③高速バス停においての、タクシー情報の充実

第7項 住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策

1. 広域消防体制の確立

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と原村消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。

常備消防については、平成11年より、6市町村による諏訪広域連合の諏訪広域消防として、市町村の枠を越え連携した災害出場、あるいは救急出場体制を執っています。今後も、一層の相互応援体制の強化を図っていかねばなりません。

近年、生活様式の多様化・都市化にともない、各種の事故や火災などの災害は増加の傾向にあることから、火災・救急・救助・予防活動などの消防・救急業務は増大し、複雑化しています。さらに、災害が大規模化しているため、広域消防の緊急消防援助隊活動による応援出場は、増えるものと予想されます。

このため、諏訪地域に大規模災害が発生した場合には、広域消防として緊急消防援助隊の受援計画を作成し、大規模災害への対処を図っています。

大規模な災害に対応する、化学消防車・救助工作車などの特殊車の導入については、人口規模あるいは財政規模により導入を断念せざるを得ないケースも出ています。広域消防としての、人員・装備の合理的、有効的な配置を、再検討していく必要があります。

国の施策による、無線通信のデジタル化期限が平成28年5月までと迫っています。長野県と県内各広域消防で協議のうえ、全県を網羅した通信指令システムの導入を検討しており、整合性のある無線通信網の整備を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ① 広域消防の組織とさらなる相互応援体制の強化
- ② 諏訪広域消防としての大規模災害への対処と応援体制の推進
- ③ 広域消防としての施設・装備・人員配置の検討
- ④ デジタル化に対応した無線通信網の整備
- ⑤ 市町村の枠を越えた住民サービスのための職員人事交流の研究

2. 常備消防体制及び消防力の強化

【現状と問題点、今後の方向性】

原消防署では、現在16名の署員が交替勤務により業務を遂行しています。複雑、多様化する消防業務に対処するため、消防職員の技術及び資質向上に向けての教育・救助訓練および大規模救急救助訓練などを重ねていくことで、職員の災害に対する対応能力を向上させています。

下表のとおり資材運搬車・指令車・ポンプ車の更新期を迎えるため、消防力の整備、充実が課題となっています。

村内の消防水利は、防火貯水槽85基、防火貯水池2ヶ所、消火栓624基を中心に整備されており、他は河川などの自然水利となっています。

今後は、農閑期や冬季などの減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備が必要であります。

以上のような施策により、消防施設・設備の計画的充実、消防職員の資質向上に努める、より効果的な消防体制づくりの充実を図ります。

【消防施設整備計画】

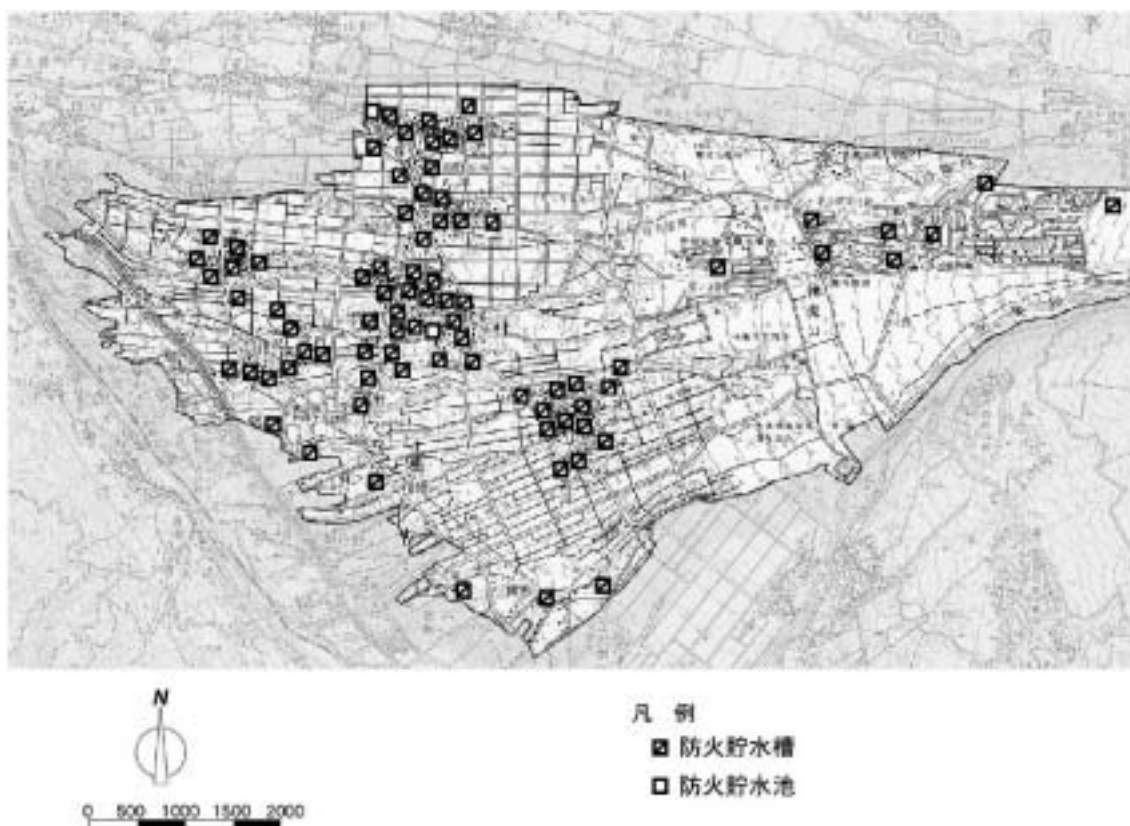
施設名	更新予定年度
運搬車更新（消防署）	平成20年度
指令車更新（消防署）	平成21年度
ポンプ車更新（消防署）	平成22年度
積載車更新（消防団）	平成18年度・20年度・22年度
防火水槽	平成19年度・21年度

資料：消防室

【具体的な施策】

- ①消防学校初任科及び専門課程への派遣
- ②計画的な資機材の整備
- ③指令車・ポンプ車などの計画的な更新
- ④防火貯水槽と消火栓の設置促進

【消防水利位置図】



資料：消防室（平成17年度調べ）

3. 消防団の消防力強化

【現状と問題点、今後の方向性】

住民のみなさんが災害に対して安心して暮らすためには、住民のみなさんの一番身近に居る消防団員が期待されています。地域住民との連携により、災害の鎮圧や未然防止に、現場に一番近い消防団員が頼りになります。

原村消防団は、現在4分団、団員200名で組織されており、平常時においては火災予防広報、防火診断などに従事し、広範囲な消防活動にあたっています。

しかし、消防団員の多くが村外への勤務者であることを踏まえると、迅速な招集が困難であり、新入団員の確保も難しくなっています。このような現状から、魅力ある消防団とすることを検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向

上を図っていく必要があります。

消防団員は、ポンプ操法大会などを通じ、消火訓練や水防訓練などの訓練を重ねています。大規模な災害に対処できる消防団員の確保とともに、災害時における消防団員OBや地域住民との協力体制の整備について、住民のみなさんと協議しながら積極的に研究し、推進していく必要があります。

消防団の消防力は、現在ポンプ車1台・小型動力ポンプ付積載車9台が各分団に配備されています。今後装備面においても、計画的な更新を図っていきます。

【具体的な施策】

- ①魅力ある消防団にする検討と団員の確保
- ②少数精鋭による質の高い技術を持った団員の育成
- ③消防団員OBの協力による消防体制の強化
- ④小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプの計画的な更新



4. 地域防災体制の確立

【現状と問題点、今後の方向性】

近年大規模な地震や風水害の発生などの自然災害や、武力攻撃事態などの特殊災害への危機管理に向けて住民の生命、身体及び財産の保護への取組みは増々重要視されています。

原村は大きな河川と急傾斜地等も無く地形的には恵まれた条件下にあるにもかかわらず、過去の集中豪雨・台風に伴う中小河川の氾濫により甚大な被害を被りました。

こうした自然災害に対処する為、「原村地域防災計画」や「水防計画資料」に基づき防災体制の充実を講じてきました。

災害の未然防止を図り、的確に対処するため、個人や地域において「いつ、どこでも起きうる災害」への備えとして広報啓発や訓練の実施、講習会の開催などを通じて防災意識を高めることが重要となっています。

また、東海地震に備えて昭和53年に施行された「大規模地域対策特別措置法」では、平成13年度に見直しが行われ、平成14年4月24日に当村を含め、県内13市町村が新たに

東海地震に係る地震防災対策強化地域に追加指定されました。当村においても、自然災害や特殊災害に備えるため、庁内における体制を含め、リスク※把握・被害想定など防災体制の全体的な評価や危機管理体制の見直しと、災害時における備蓄資材の管理及び広域応援体制の強化並びに災害情報連絡手段の検討を図っていく必要があります。

なお、現在使用している防災行政無線は、今後双方向性デジタル化となり、導入に向け無線通信網の整備を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①災害への備えを実践する地域防災力の強化、自主防災組織の育成、充実
- ②防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進
- ③災害危険箇所・被害想定箇所の把握及び住民への周知
- ④広域応援体制の強化
- ⑤防災拠点施設・防災情報通信システム・防災資機材・防火貯水槽・備蓄品など防災基盤の整備
- ⑥防災教育・訓練の実施
- ⑦災害時における救助者の把握及び情報伝達・避難者支援の整備
- ⑧国民保護法※に準じた国民保護計画の検討
- ⑨デジタル化に対応した無線通信網の整備

※国民保護法 ……………武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体と財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響を最小にするため、国、都道府県、市町村、放送事業者などの責務、国民の協力、基本的人権の尊重と住民の避難、救援などの具体的な措置について定めた法律。

5. 消防・防災意識の高揚

【現状と問題点、今後の方向性】

消防機関のみで災害の予防を行うことは不可能であり、住民のみなさんの理解と協力が必要であります。

近年、住宅火災による死傷者が増えており、特に高齢者の割合が高いことから、消防団員と連携を密にし、消防団員による一人暮らし老人家庭訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施し、火災の未然防止を促進しています。

また、毎年下表のとおり講習会・予防査察を行い、事業所、または事業所勤務者の防火に対する意識の高揚を図っています。さらに、消防署と消防団が協力し、住民のみなさんへの火災予防の広報などを行い、住民のみなさんの防火意識の高揚に努めています。

平成16年消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成21年6月1日から、個人住宅の寝室と寝室のある階の階段の踊り場などへの、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。これを契機に、住宅火災防火意識の一層の高揚を図る必要があります。

防災については、災害の際に、住民が迅速かつ安全に行動する事ができるよう、避難

場所の確保と明示など、防災意識の高揚、普及を図るとともに、従来からの行政区単位の防災訓練に合わせ、新興住宅地でも訓練などを重ね、村民意識の啓発を図る必要があります

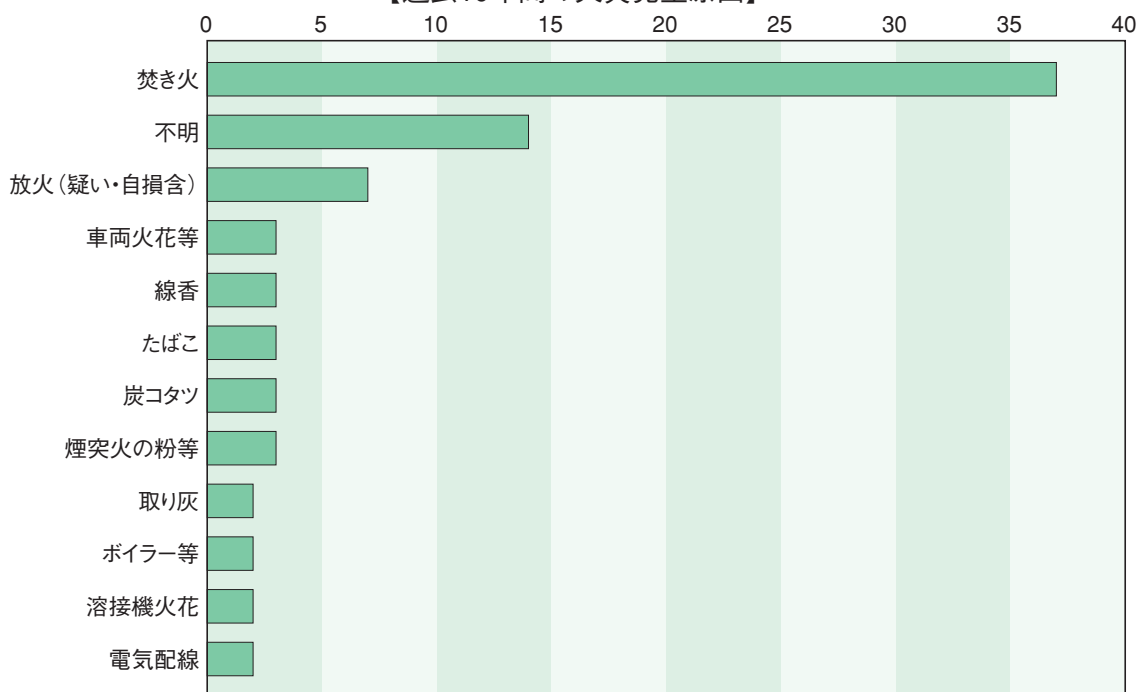
【具体的な施策】

- ① 予防査察の強化
- ② 関連法令による火災防止の指導
- ③ 住宅への火災警報器設置の啓蒙
- ④ 自主防災組織や地区防災組織の育成、指導
- ⑤ 防火・防災訓練の実施による意識の高揚と啓発

【防火・防災講習会・検査などの開催状況】

	平成12年	13年	14年	15年	16年
防火管理者講習受講者	21名	28名	13名	17名	16名
危険物設置立入検査	14社	16社	14社	20社	10社
防火対象物立入検査	76社	95社	91社	82社	78社

【過去10年間の火災発生原因】



資料：消防室

6. 救急救助体制の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の救急出場件数を見ると、年々件数が増加傾向にあります。そこで、下表にあるとおり住民のみなさんを対象にした普通救命講習を実施し、初期救命手当の普及に努めています。

従来の初期救命手当に加え、AED*（自動体外式除細動器）についての講習受講者は、機器を使用できるようになりました。しかし、AEDの設置普及が進まないのが現状であり、AEDの普及に合わせ講習会を開催するとともに、一層の普及に努めていく必要があります。

救急救命士の病院における生涯研修・MC（メディカルコントロール）協議会*による医師と救急隊との事例研修などを通じ、救急医療機関との「顔の見える関係」を保持しています。

救急現場においては、救急救命士による高度な医療処置が認められるようになり、気管挿管に代表される、新しい技術が求められています。今後は、新たに救急救命士による薬剤投与の処置範囲の拡大が想定されています。

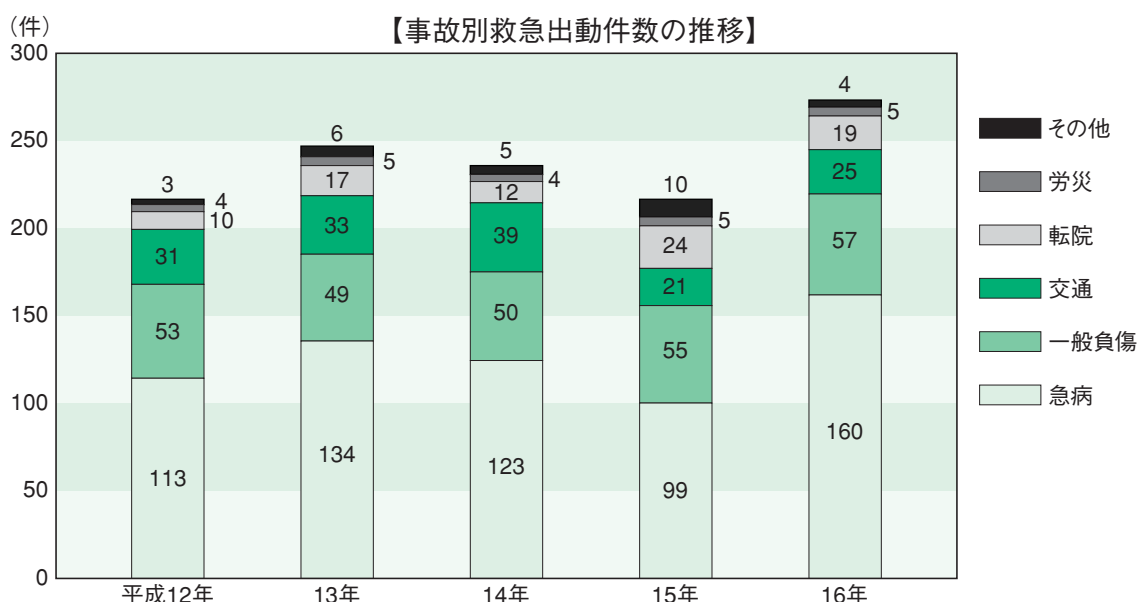
このような状況の中で、救急救命士の技術や知識の修得、向上に努め、全救急隊員連携のうえ、初期医療の処置による救命率向上に取り組んで行く必要があります。

【具体的な施策】

- ①住民のみなさんを対象とした普通救命講習の実施と啓発普及
- ②計画的な救急救命士の養成
- ③救急救命士の気管挿管、薬剤投与技術の習得と生涯病院研修の履行
- ④救急救命器具の普及
- ⑤消防学校の救急標準課程への入校による知識と技術の取得

【普通救命講習の実施状況】

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
参加者数	16名	49名	56名	149名	77名
実施回数	1回	3回	1回	5回	2回



資料：消防室

※MC（メディカルコントロール）協議会…医学的観点から救急隊員が行なう応急措置などの質を向上させるために、消防主管部局、衛生主管部局、医師会、救急救命センターなどの代表者、消防機関などによって構成される機関。

7. 地域安全体制の確立

【現状と問題点、今後の方向性】

地域社会における近隣同志の綿密な関係が薄れ、犯罪を未然に防ぐ防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。

警察や防犯指導員などの協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地元地域のニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めていきます。

原村を安全で住みよい村とするため、住民のみなさんの生活安全意識の高揚と自主的な生活安全活動の推進を目的とし、平成17年10月に制定された「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民のみなさん一人ひとりが地域の安全について見直し、防犯についての気運を高める必要があります。

住民アンケートによる要望が多かった、防犯灯設置及び修繕などを実施することにより、住民のみなさんに明るく安心感を与えることに努めることが重要であります。

また、特に子どもを犯罪から守るために、保護者、学校、地域の連帯と対策づくりが必要であります。

【防犯組合による防犯灯設置箇所数】

- ・ 村内設置数 202箇所（平成16年度）
- ・ 商工会設置街路灯 111基
- ・ 道路照明 14基など

【防犯灯新設箇所数の推移】

年 度	平成14年度	15年度	16年度
新設箇所数	8箇所	8箇所	5箇所

資料：消防室

【具体的な施策】

- ① 広報、防火・防犯パトロールなどによる、地域安全活動の推進
- ② 防火・防犯診断などを通じた、防犯意識の高揚
- ③ 防犯灯の設置促進と、夜間でも安心して歩ける村づくり

8. 治山事業と河川改修の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

村内の保安林は、水源かん養保安林108haであり、保安林の大部分は立場川渓谷を保全するものであります。

治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施してきました。近年、森林に対する社会的要請の多様化にともない、水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止など、森林のもつ公益機能の充実が必要となっています。

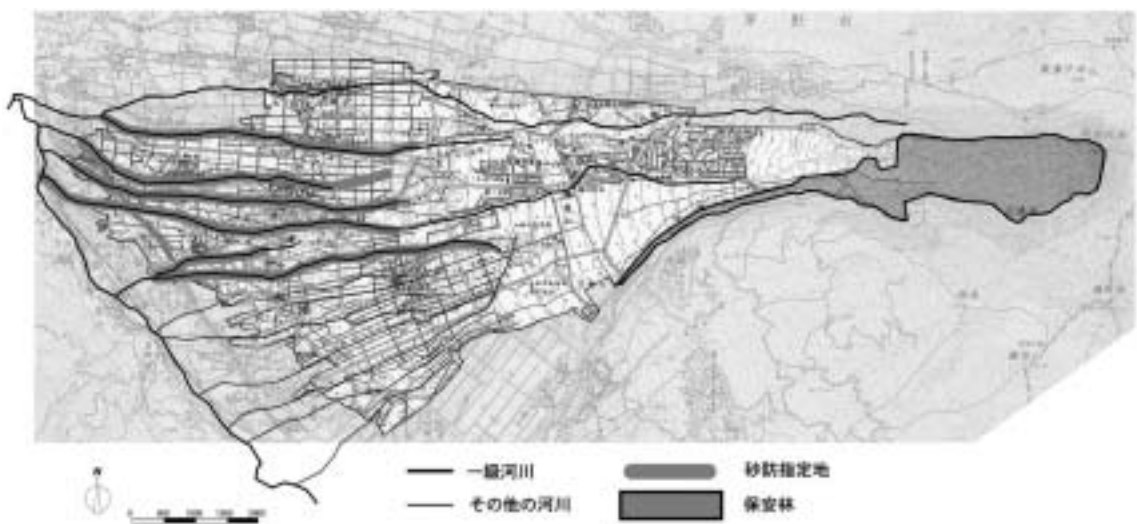
原村の河川は、阿久川、弓振川、前沢川が一級河川に、大早川、小早川、矢の口川が砂防指定河川に指定されています。河川改修は、ほ場整備事業の進捗により、概ね改修工事は終了しています。しかし、ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、県単砂防整備事業により、護岸整備が進められています。

各河川とも、出水時における流水は、地形上急速に流下するため、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地などへの被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県などの関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。今後も、危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、災害復旧事業に取り組み、治山事業と河川改修を推進します。

【具体的な施策】

- ①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施
- ②災害発生後の迅速かつ的確な災害復旧事業への取り組み
- ③村民との緊密な情報交換

【治山・治水状況図】



資料：建設水道課

第1項 生涯学習の体系化と機会の充実

1. 生涯学習機会の提供と支援

【現状と問題点、今後の方向性】

急速に変化しつつある社会において、住民のみなさんの生涯学習に対する要求はより多様化、高度化しています。このため原村では、住民のみなさんが生涯にわたっていきいきと暮らすために、成人を対象とした成人講座、青少年を対象としたジュニア教室、高齢者を対象としたふれあい学級など、「であい、ふれあい、まなびあい」を合い言葉として、中央公民館を中心に地区公民館、分館などと連携し、生涯学習の提供と支援に努めています。

「人生80年時代」を迎え、一人ひとりが自らの考えに基づいて行う学習・スポーツ・地域活動を通じ、生きがいをつくり豊かな人生をおくるために、生涯学習の果たす役割が重要になっています。今後も、住民のみなさんの学習意欲に応じた各種学級、講座などの事業を実施し、住民のみなさんのニーズに応じた講座の開設や、各種学習グループの育成に努め、地域住民のみなさんに対する生活文化や教養の向上をめざした、生涯学習を推進していきます。

【具体的な施策】

- ①住民のみなさん自らによる自主企画事業
- ②住民ニーズに応じた講座の開設
- ③学習成果の活用支援

2. 図書館施設の充実と利用促進

【現状と問題点、今後の方向性】

平成16年度の貸出冊数は101,504冊で、人口一人当たりの貸出冊数は13.8冊となり県下で第3位の高成績を上げることができました。また、諏訪広域公共図書館情報ネットワークを通じ、1ヶ月に1,000点以上の資料の動きがあり、資料の有効利用と利用者の利便性が図られています。

すでに7万点を超える資料が収集されおり、今後とも地域資料（行政資料・住民資料）の収集・整備に努め、村の重要な資料や記録を後世に遺し、広く閲覧に供することが必要となります。

近くに保育所、小・中学校があることから、児童サービスを充実してきました。さらに児童書の充実を図り、「児童サービスの充実した図書館」が特色となるよう努めます。また、貸出、高齢者、障害者、レファレンス（調査・相談）サービス※の充実を図るとともに、情報発信をする必要があります。

平成17年度に小学校図書館とネットワーク化され、図書館と小・中学校図書館とのネ

ットワークが構築されました。小・中学校との連携を図りながら、資料の購入調整、有効利用及び読書推進を図る必要があります。

ボランティアグループによるお話会などへの参画を得ながら、魅力ある図書館づくりを図ります。また、アカデミーパークの有効利用を図るため、屋外読書スペースの設置を検討し、季節を感じられる居心地の良い図書館を目指します。

図書館においても効率化が必要であり、住民のみなさんとの対話、協議を深め最良の方向を模索していきます。

【具体的な施策】

- ①図書館施設環境の整備（幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり）
- ②図書館サービスの充実（貸出、高齢者、障害者、児童、レファレンスサービスの充実）
- ③ボランティアグループの参画

※レファレンス(調査・相談)サービス … 図書に関する情報を求めている利用者に対し、より速く、より適切な情報が得られるよう、直接手助けをするサービス。

3. 村づくりを担う人材の育成

【現状と問題点、今後の方向性】

今日の急激な社会の変化と発展に対応するため、青少年期に学習機会を提供するだけでなく、人間の生涯のあらゆる時期にわたり、さまざまな機関で行われる活動を生涯学習としてとらえることが重要になります。

これまで行われてきた個人の充足と自立など、社会教育の一層の充実を前提に、そこで培われた知識を社会に活かす機会を設ける必要があります。

今後、村内において、音楽、歴史など各分野において能力、特技を持っている方の、発掘をプライバシーに配慮しておこない、各種生涯学習事業のなかで、さまざまな学習活動の奨励や支援のできる人材バンクを構築し、村づくりに活躍できる場や職員が中心となりコーディネート※する場も整える必要があります。

【具体的な施策】

- ①各分野での特技、能力を持った人材の発掘
- ②プライバシーに配慮した人材バンクの構築
- ③優れた人材の村づくりへの活用
- ④住民のみなさんの要望に応じた職員のコーディネート機能の推進



4. 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用

【現状と問題点、今後の方向性】

生涯学習活動の推進には、グループ・サークルが非常に大きな役割を果たします。原村には、約60の団体があり、延べ会員数は2,818人、年間の公民館利用者数は、16,550人（平成16年度）となっています。また、地区の公民館を利用して活動している団体もあります。

今後も、各種団体の地域での活動や社会参加を促進し、それらの組織の中心となる文化協会の育成を図りながら、学習資料、学習情報の提供などを行います。さらに、社会教育団体を支援し、自主的な活動のしやすい環境づくりを整え、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。

中央公民館施設の管理運営については、社会体育館施設や図書館と連携を図りながら、利便性を基本として、民間のノウハウの活用による効率化を進めます。

【具体的な施策】

- ①学習資料・学習情報の提供
- ②地域活動、社会参加促進
- ③地区館・分館の利用促進
- ④文化協会の育成

5. 家庭教育の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

近年、核家族化*が進み、育児に悩みを抱えた両親が増え、家庭でのしつけや子育ての相談を希望する人が増加しています。都市化の進展、学校週5日制の導入や、テレビゲームの普及などにより、外で遊べない子どもの増加なども大きな問題となっています。

子どもが地域に積極的に出て、地域の人たちと交流するなど、地域の人との学習機会

を充実し、家庭と地域が協力して子どもたちの教育のことを考える体制を整える必要があります。そのためにも、生涯学習の役割は、ますます大きくなっているといえます。

原村では、家庭教育支援のため、子育て広場あひるクラブ講座による子どもと親のよりよい関係づくり、仲間づくりの機会の提供をおこなっています。また、家庭教育ビデオの制作などを通じて、啓発活動を図っています。

今後家庭教育充実のため、家庭・地域関係機関・諸団体と連携し、家庭教育への啓発活動の強化を図ります。

【具体的な施策】

- ①子育て広場あひるクラブの充実
- ②家庭教育ビデオなどによる啓発活動の推進
- ③家庭や地域への情報提供

※核家族化 ……………親と子どもの2世代による家族構成の家庭。



6. 地域に育つ子どもたち

【現状と問題点、今後の方向性】

青少年を取り巻く環境は、核家族化[※]の進行、地域の連帯感の希薄化、情報の氾濫などにより大きく変貌しています。また、地域社会のみならず、家庭内においても孤立感が高まってきており、このような家庭や地域の教育力の希薄化も、青少年の意識に複雑な影響をおよぼしています。その結果、青少年の犯罪や非行問題の多発・低年齢化が進んでおり、その内容も凶悪化の傾向にあります。

このような状況に対応するため、地域で育てる子どもたちとして、地域の人達と協力し、地区子ども会・子ども育成会の活動を支援するとともに、地区活動を通じ、自らの問題は自ら解決する力と、思いやりのある子どもを育てることを目的にした活動を推進します。育成会も平成16年度に立ち上がり、活動を始めましたので、さらなる充実を目指す必要があります。今後、ジュニア教室、環境美化、自然体験、文化活動など、子どもたちの活動の支援、青少年リーダー養成に努めます。

また、青少年が住みやすい健全な環境を守るため、青少年健全育成協議会を中心に、村内のパトロールを実施するとともに、新たに導入した青色回転灯装備車によるパトロールも自主的に行い、犯罪や非行防止活動を実施します。

【具体的な施策】

- ①子ども育成会の充実
- ②子ども会活動の支援と青少年リーダーの養成
- ③青少年の住みやすい健全な環境を守る為の啓蒙活動
- ④青少年健全育成協議会の育成と強化

7. 人権教育の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

住民一人ひとりの基本的人権尊重のため、学習機会を充実し、基本的人権にかかる問題について、住民のみなさんが自らの課題として率先して学習を行うよう、原村人権教育連絡協議会、小・中学校及び生涯学習講座で推進します。また、地域や企業などにおいても、自主的な学習活動の場を設け、人権問題を積極的に取り上げるよう支援します。今後とも住民のみなさんへの啓発に努め、学習の場や関係機関、団体との連携を図り、差別のない民主的な社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

- ①小・中学校人権教育への支援
- ②地域住民・企業などへの啓蒙活動
- ③学習講座による人権教育の推進

第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進

1. 学校施設の整備充実

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の児童・生徒数は、平成13年度から徐々に減少し、小学校の学級数については平成18年度入学児童から学年が2学級となっていくことが予想されます。これにより中学校においても、生徒数、学級数の減少が見込まれています。少子化の進行により、児童・生徒数は減少傾向が続くと推測されます。

小・中学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、当村では平成16年度より、昭和56年以前建築の小・中学校施設の耐震診断を実施しています。今後は施設の耐震診断に基づき、耐震化が必要な学校施設については順次耐震補強を進め、児童・生徒が安心して楽しく学べる施設整備に努めます。また小学校教室棟については、耐震補強と併せ、内外部の改装工事を行い、児童が快適に過ごせる環境整備を図ります。

小学校特別教室棟や給食室については施設の老朽化が著しいため、学級減に伴う空き教室の有効活用を図りながら、合理的な整備に努めます。

中学校プールは、築24年が経過しており、維持補修を図る必要があります。

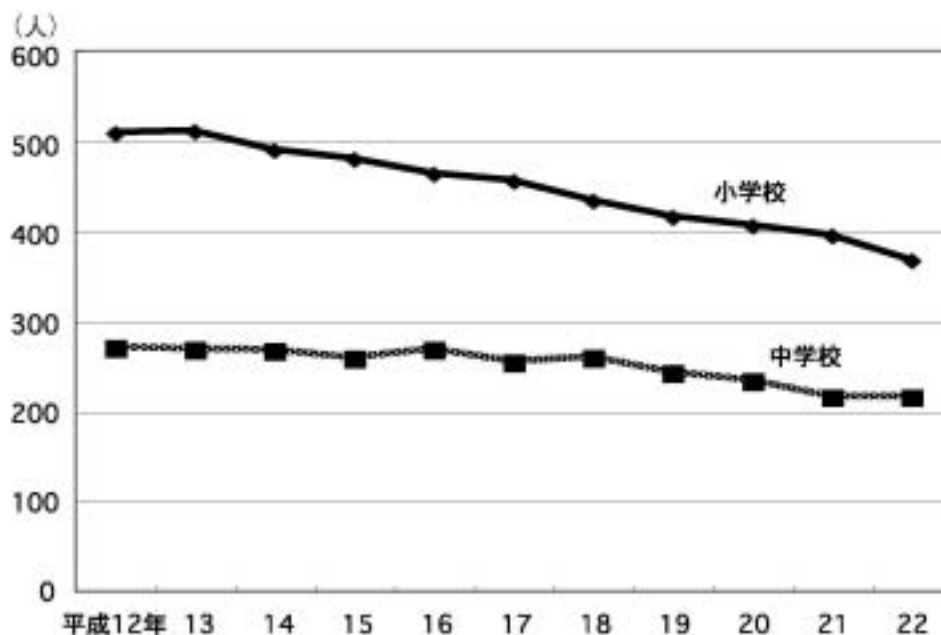
現在、小・中学校施設のアスベスト※調査を実施しています。調査結果によってはアスベスト対策工事を早急に行い、安全な施設環境の整備に努めます。

当村では中学校卒業記念ブロンズ像など特色ある教育備品があります。今後も教育環境の整備として必要な図書や教材、教具などの計画的な整備充実を図ります。

【具体的な施策】

- ①原小学校教室棟大規模改造
- ②原小学校新給食棟改築
- ③原小学校特別教室棟改築
- ④原小学校管理棟耐震補強
- ⑤原中学校体育館・給食棟耐震補強
- ⑥原中学校プール維持補修
- ⑦小・中学校アスベスト対策工事
- ⑧図書や教材、教具等の整備充実

【児童生徒数の推移】



資料：平成12年より17年までは学校基本調査より、平成18年以降は年齢別人口リスト(住民課)より

2. 教育内容・方法の改善充実

【現状と問題点、今後の方向性】

現在、小学校では村と県の共同事業により、30人規模学級の実施や低学年でのT・T※制の導入を図っています。中学校では教科による少人数学習授業の実施やAET※の授業など、児童・生徒へのきめ細かい学習指導に取り組み、児童・生徒の基礎学力の確かな定着と学力向上を図っています。さらに、小学校の合唱団やリコーダクラブへの支援や、中学校での選択教科の拡充、部活動への支援などを通じて、個性豊かな子ども達の育成に努めています。

総合的な学習の時間や道徳・特別活動を通じて、幅広い物の見方や考え方を養い社会に適合できる人材の育成や、中学生のホームステイによる国際交流を推進し、国際感覚を持った人材の育成を図っています。今後も一人ひとりの児童・生徒に応じた指導への取り組みの工夫により、教育内容・方法の充実に努めます。また、教職員の指導力向上に向けての研修や、児童・生徒の理解のためのカウンセリング※研修、小・中学校の全教職員が協力・連携して共通課題への対処をしていくための小中合同研修会などを支援し、教職員の資質の向上を図ります。

【具体的な施策】

- ①30人規模学級協働事業の継続
- ②小学校T・T講師、中学校AET講師の継続
- ③総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援
- ④国際交流の推進
- ⑤教職員の資質向上への支援

- ※T・T制 ……………Team Teachingの略。学級担当教員が進める授業にチームを組む他の教員が入り、習熟度などに合わせて担当教員を助力しつつ行なう授業の形態。
- ※AET ……………Assistant English Teacherの略。英語を教えるための指導助手。中学校で英語科教員を補佐し、会話指導にあたる外国人補助教員を指す。
- ※カウンセリング ……個人が持つ悩みや不安などの心理的問題について話し合い、解決のために援助・助言を与える専門技術。

3. 地域社会との連携による教育の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるように地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。そのために学校評議員※会での学校運営への提言や学校から地域への情報公開をさらに進め、相互の理解を深めます。

小学校の農業体験や中学校の職業体験での地域の方々との交流や、地域の方による学校講話などを支援するとともに、地域と児童・生徒の心の通った活動としてのあいさつ運動を展開し、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実に努めます。

近年、村内でも不審者情報などがあり、安全パトロールの実施など地域と一体となった子どもの安全対策に努め、放課後の児童の遊び場確保として校庭を開放し、地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会の充実に図ります。また関係機関や地域の団体と連携し、地元食材を使用した安心で安全な学校給食の実施などの食育※活動を推進し、心身ともに健全な児童・生徒の育成を図ります。

【具体的な施策】

- ①学校評議員会の充実
- ②小・中学校ホームページ※の更新、学校便り・学級通信の充実
- ③地域公開参観週間の実施
- ④地域人材の学校教育への活用支援
- ⑤あいさつ運動の展開
- ⑥電子メール登録システム※の検討
- ⑦放課後における子どもの自主的活動への支援
- ⑧地元食材提供団体と小・中学校の交流促進や地産地消事業の実施

- ※食育 ……………食の大切さや正しい知識を学び、自分で考え、健全で豊かな食生活を送れるようにするための教え。
- ※学校評議員 ……………法令上、学校の組織の一部として位置づけられ、学校の相談役として校長の求めに応じて意見を述べたり助言を行う委員。
- ※電子メール登録システム ……緊急情報を、あらかじめ登録されているインターネットや携帯電話の電子メールアドレスへ送信すること。

4. 各教育機関の振興と小・中学校との連携

【現状と問題点、今後の方向性】

教育の機会を提供するため、村内の幼稚園の運営支援や幼稚園保護者への経済的負担の軽減に努めるとともに、高等教育においても奨学金の貸付による負担軽減を図っています。

幼稚園・保育所の幼児教育については、互いの教育内容や日々の指導方法について理解することが幼児教育を充実させるうえで重要です。それぞれの役割、特質、存在意義を理解し連携が図られる体制を整え、共通理解を図ります。

小・中学校とも、総合的な学習の時間や職業体験の機会などを通じ、こひつじ幼稚園・原村保育所・八ヶ岳中央農業実践大学校と連携を図り、児童・生徒の交流促進を支援します。

【具体的な施策】

- ① 私立幼稚園運営補助事業の継続
- ② 幼稚園就園奨励費補助事業の継続
- ③ 奨学金貸与事業の推進
- ④ 保育所所管課と教育委員会など幼児教育関係者で構成する「連絡協議会」の設置
- ⑤ こひつじ幼稚園と原村保育所の合同研修、保育公開の実施
- ⑥ 小・中学校とこひつじ幼稚園、原村保育所、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流促進の支援

第3項 芸術文化活動や交流の活性化と地域文化の振興

1. 芸術・文化活動の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

村民の芸術・文化への関心は高いものがあり、その内容は絵画、彫刻、音楽、書道、陶芸など、多種多様にわたります。文化協会を中心に、学級や講座などを通じ、新しいグループや自主活動団体が育ち、多彩な学級活動を展開しています。11月には、文化祭・芸能フェスティバルを開催し、多くの参加があり、その活動は顕著です。

八ヶ岳自然文化園は、自然とふれあいをテーマに造られた多目的施設であり、星の観察、宇宙展、昆虫展などを行うとともに、多様な芸術文化活動の拠点として有効活用を図ります。八ヶ岳美術館（原村歴史民俗資料館）には、国の史跡である阿久遺跡をはじめとする、村内遺跡から出土した土器・石器、原村出身の故清水多嘉示氏（芸術院会員文化功労者顕彰）の彫刻と絵画、やはり当村出身の故津金雀仙氏（日展審査員 日展評議員）の書などを常設展示し、香り高い文化の象徴となっています。より親しみやすく魅力ある施設を目指し、周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家

などによる特別展を行い、何度来ても楽しめる博物館を目指します。

原村郷土館は、生活様式の変化にともない無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復原を進めています。今後も資料の収集と保存活用を行っていきます。機織の体験学習は、年々関心が高まってきていますが、より充実したものとし、村民参加による保存活用および技術の伝承を図っていきます。

【具体的な施策】

- ①文化祭・芸能フェスティバル等発表の場の充実
- ②各種団体の自発的な活動推進
- ③八ヶ岳自然文化園・八ヶ岳美術館における、特別展などの開催による集客
- ④原村郷土館における、無くなりつつある民俗資料の収集展示と、機織の体験施設としての確立

2. 遺跡の保存・整備と活用

【現状と問題点、今後の方向性】

八ヶ岳西麓に展開する原村は、縄文の故郷や遺跡の宝庫といわれ、100程度の遺跡が分布しています。多くの遺跡は、すでにほ場整備事業をはじめとする諸開発に先立ち、記録保存を目的とした緊急発掘調査を実施し、極めて膨大な土器・石器をはじめとする資料が発見されています。出土資料の一部は、原村歴史民俗資料館に展示されていますが、原村埋蔵文化財収蔵庫に保管されている膨大な資料は、縄文時代研究上極めて貴重なものばかりであり公開を図っていきます。

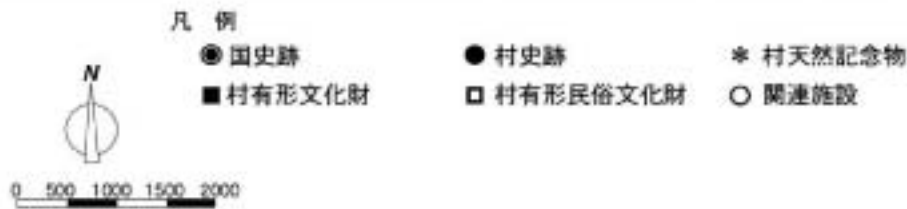
国の史跡に指定されている阿久遺跡は、当時の自然環境（雑木林）の復原を主目的とした整備を行うとともに、現在は下樹となっている村花であるレンゲつつじの育成を進め、また、当地方から消えつつあるワレモコウなどの植物育成を住民参加で進め、花があり誰でもが気軽に立寄ることができる公園として再生を図ります。

村の史跡に指定されている臥竜遺跡には、多くの住民のみなさんの協力で修復できた縄文時代の復原住居があり、学習の場に、また憩いの場として活用するうえに障害が生じないように、環境整備を行います。

【具体的な施策】

- ①村民を対象とした原村埋蔵文化財収蔵庫の公開推進
- ②阿久遺跡における、針葉樹の伐採と公園化の推進
- ③臥竜遺跡における、村民の協力による環境整備の継続

【文化財・天然記念物、関連施設位置図】



資料：学校教育課

3. 文化財の保存と活用

【現状と問題点、今後の方向性】

文化財は、人々が長い歴史のなかで築いてきた、尊い遺産であります。原村には国指定史跡1、天然記念物2、県指定天然記念物1、村指定史跡3、天然記念物4、有形文化財4、無形民俗文化財2が点在します。それらの中で、村指定無形民俗文化財であるエーヨー節とコチャかまやせの節は、生活様式の急激な変化により伝承することが難しい状況になりつつあります。しかし、各種文化団体をはじめ子どもたちの協力により、後世に伝える努力が必要であります。

指定文化財以外にも貴重なものは多く、それらを掘りおこし保護処置を進めていきます。信玄の棒道は、ロマンあふれる「中世の歴史の道」遊歩道として整備し、八ヶ岳美術館を拠点に活用を進めていきます。指定文化財をはじめ、道祖神など石造文化財めぐりを実施し、直接肌で感じるなかで、村内に残る文化財を村民の手で積極的に保護を進めます。

原村郷土館には、知恵の結集とも言える民俗資料が展示してあります。今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。ここで毎年行われてきた機織の体験学習は、年々関心が高まり「織りの里 原村」のイメージづくりにも役立ってきました。

当村における機織は、生活に密着した冬の仕事として、村内全域で盛んに行われていたものであります。しかし、年々少なくなっています。最近「ハツ手機織保存会」が有名となり、機織りのところを伝える「織りの里 原村」の伝統を郷土の誇りとして、住民参加による保存活用を図っていきます。また、隣接するゲートボール場を活用したイベントを行い、より多くの人々に当村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。

【具体的な施策】

- ①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャかまやせの節の伝承
- ②信玄の棒道をロマンあふれる「中世の歴史の道」として整備
- ③指定文化財をはじめ、道祖神など石造文化財めぐりの実施
- ④養蚕・家内製糸・機織に関する民俗資料の収集・保存
- ⑤機織のところを伝える「織りの里 原村」のイメージを高め、村民参加による保存活用



第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進

1. 体育・スポーツ施設の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

村内のスポーツ施設としては、社会体育館をはじめ、弓振農村広場・御山マレットゴルフ場・村営テニス場・屋内ゲートボール場などの施設が整備されています。スポーツ施設の維持補修については、随時実施してきました。今後も、利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。

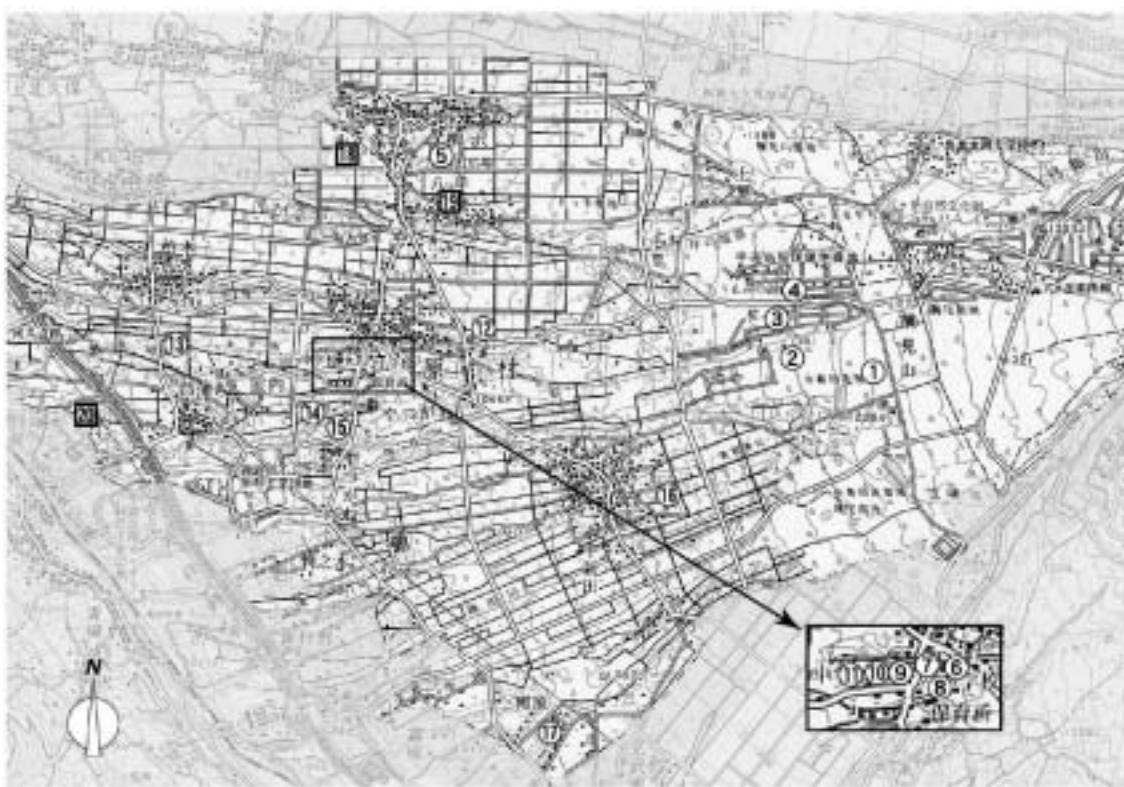
社会体育館の定期的利用者は、利用者会議により予約を行い、その後に、一般利用者はインターネット※による予約も可能となり、有効利用とスムーズな運営ができるようになりました。スポーツ人口の拡大にともない社会体育館が使えないときには、利用者の要望に応じ小学校、中学校の学校施設の開放を行っていますが、さらに利用推進を図るには学校施設の用具の充実が必要です。

今後中央公民館など施設間の連携を図りながら、社会体育館を含めた社会体育施設の利便性を基本としたうえで、民間のノウハウの活用による効率的な管理運営を進めます。

【具体的な施策】

- ①社会体育施設の維持補修
- ②弓振農村広場の駐車場の確保
- ③学校開放施設の用具の充実
- ④民間のノウハウによる効率的な管理運営、利便性の向上

【スポーツ施設・広場位置図】



スポーツ施設・広場

- | | |
|--------------|------------|
| ① 御山マレットゴルフ場 | ⑪ 中学校グラウンド |
| ② 村営テニスコート | ⑫ 弘沢農村広場 |
| ③ 桜の木荘グラウンド | ⑬ 柏木農村広場 |
| ④ 屋内ゲートボール場 | ⑭ 室内農村広場 |
| ⑤ 弓振農村広場 | ⑮ やつがね広場 |
| ⑥ 小学校体育館 | ⑯ 中新田農村広場 |
| ⑦ 小学校グラウンド | ⑰ 南原運動広場 |
| ⑧ 社会体育館 | ⑱ 大久保区広場 |
| ⑨ 中学校テニスコート | ⑲ 八ツ手区広場 |
| ⑩ 中学校体育館 | ⑳ 葛蒲沢区広場 |

資料：学校教育課

2. 公園や広場の有効活用

【現状と問題点、今後の方向性】

総合計画アンケート調査によると、子どもの遊び場を求める声がある一方、各地区に確保、整備されてきている公園や広場など、実際には十分に利用されていない実情がある。今後、広報誌やホームページ※などを通じ活用のPRをするとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。

【具体的な施策】

- ①公園や広場の有効活用
- ②地区の公園や広場のPR
- ③地区の公園や広場のニーズの調査協力
- ④地区の公園や整備に関する情報の提供

3. 地域スポーツ指導者の育成と指導体制の確立

【現状と問題点、今後の方向性】

地域スポーツ振興を図るためには、住民のみなさんの多様なニーズに応える質の高い技術、技能を有する指導者を養成することが必要であり、体育指導委員、スポーツ指導員、スポーツリーダー※、体育協会などの連携により、指導体制を充実することが重要になっています。

現在スポーツリーダーバンクに登録するスポーツリーダーは90余名いますが、十分活用されていません。地域住民が自主運営できるような体制づくりに移行するためにも、今後、指導技術の向上のための再教育を図るとともに、さまざまなスポーツ指導に能力を持った方を発掘・育成し、地域に密着したスポーツリーダーを活用していく必要があります。また、競技力向上のため、公認スポーツ指導員や公認審判員の確保も課題となっています。

【具体的な施策】

- ①スポーツ指導者の連携
- ②スポーツリーダーの養成と活用の実施
- ③公認スポーツ指導者・審判員の養成講習会への参加推進

※スポーツリーダー …生涯スポーツの振興を図り、スポーツ団体の育成・指導、ニュースポーツの普及など地域に根ざした活動を行う者。

4. 生涯スポーツの普及

【現状と問題点、今後の方向性】

原村では12種目のスポーツ部からなる原村体育協会を中心に、体育振興を図っています。また、50余の団体やクラブがありスポーツが盛んに行われています。

スポーツ活動を振興するためには、生涯にわたってスポーツ活動を続けることができる環境が重要です。総合計画アンケート調査でも、今後参加してみたい活動で「各種スポーツ活動」が上位にあります。

現在、スポーツ・レクリエーションに関心を持っている人の多くがすでに活動しており、将来さらに参加率を高めるためには、ためらっている層の方々が参加するよう促進していく必要があります。経験がない、上手になれない、恥ずかしいなどさまざまな理由で参加していない方がいます。

今後は、健康増進のためにも、参加していない人がスポーツ活動へ参加できるよう、気軽にできるニュースポーツ※の普及に努めるとともに、住民のみなさんが楽しめる種目の検討も行う必要があります。また、スポーツ交流としては、村民スポーツ祭、穂屋祭体育大会など多種多様なスポーツイベントが開催されています。

生涯スポーツをより一層充実するためさらなる普及を行い、各団体などの日常活動と大会・競技の支援を図ります。

【具体的な施策】

- ①誰でも気軽にできる、ニュースポーツの普及
- ②ニュースポーツの指導者育成
- ③スポーツ振興体制の充実

5. 社会体育団体・グループ等の育成

【現状と問題点、今後の方向性】

現在の原村体育協会は、体育振興、スポーツ普及のための活動を行っています。今後、協会の自立のため、組織強化を支援し、協力する必要があります。

また、50余の団体やクラブが、個々に運営を行い、軌道に乗ってきました。今後、学校週5日制や高齢者社会の受け入れ体制として、スポーツ少年団や地域に根ざした自主運営の複合型スポーツクラブなど、生涯スポーツの拠点として育成を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①体育協会の組織強化の支援
- ②スポーツ団体の育成

第5項 交流による地域づくりと国際化

1. 地域間交流の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

昭和49年5月、原村と戸田村は相互友好都市を締結し、物産交流、教育交流などを通じ、地域文化に対する相互理解を深めてきました。戸田村は沼津市と合併しましたが、戸田地区との交流は今後も継続し、沼津市との交流に広がっていきます。

地域特性が異なる市町村や環境が類似する市町村との交流は、自分の住む地域の文化・資源・環境に対する再認識・再発見・再生のきっかけづくりとして意義深いものがあります。また、地震などの災害発生に対し、姉妹都市間で相互に助け合うことにより、被害を最小限に抑えることも可能になります。

今まで以上に他地域との交流を活発化し、産業・教育・スポーツなど、多様な交流の中から地域づくりや文化を学び、当村の活性化を推進します。

【具体的な施策】

- ①戸田地区を含む沼津市との交流の充実
- ②環境の異なる地区や類似する地区との多様な交流の拡大
- ③地域間交流による地域づくりの推進

2. 国際交流の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

情報技術の進歩や交通システムの発達により、経済活動はもとより生活習慣にいたるまで、国際社会の動向の影響を受けるようになりました。国際化時代の中であって、国際社会に生きる一員としての自覚を持ち、国際的視野を身につけることが必要となっています。

このような社会情勢を背景に、原村は平成9年度から人づくり事業による住民のみなさんの産業視察補助と中学生海外ホームステイ派遣事業を始めました。平成14年度には、ニュージーランドフランクリン市プケコヘ区と相互友好都市を締結し、同年原中学校とプケコヘインターメディエートスクール※は教育交流同意書に署名しています。

平成16年度までに8回の中学生ホームステイ事業を実施し、100人の生徒がプケコヘを訪れるとともに、平成17年度にはAET※の先生をプケコヘインターメディエートスクールから迎えるなど、プケコヘとの交流は一層親密度を増しています。平成17年のスペシャルオリンピックスではニュージーランドのホストタウンに選ばれ、プケコヘのみならずニュージーランドとの絆も深まりました。今後は、住民のみなさん同志の交流を推進し、教育はもとより産業においても交流を深めていきます。

また、国際交流を目的とする民間団体と連携し、英語圏のみならず当村を訪れる多国

籍の人々との交流推進します。世界に開かれた地域社会の形成を目指し、滞在する外国人が安心して暮らせるための支援策も検討します。

【具体的な施策】

- ①相互友好都市を核とする、国際交流の推進
- ②原村在留外国人の支援体制の検討
- ③国際交流による地域づくり



第6項 男女共同参画の社会づくり

1. 男女共同参画推進体制の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

私たちの意識や行動、習慣やしきたりの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、このことが男女共同参画社会を形成するうえで、もっとも大きな影響を与えています。

男女共同参画社会の実現を目指し、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にしばられず、人間として一人ひとりが尊重され、共に支えあえる社会を築いていくことが大切です。そのために地域、職場、学校や家庭などあらゆる機会を通じ、意識啓発に取り組み、学習を行い、情報提供を積極的に取り組む必要があるとともに、女性が安心して働ける環境の整備も必要です。

【具体的な施策】

- ①「原村女性団体連絡協議会」の活動支援の推進
- ②男女共同参画各種セミナーへの参加推進
- ③審議会、委員会などへの積極的な参加の促進
- ④地域、企業、団体などへの情報提供
- ⑤男女共同参画プランの策定

第1項 地域で支え合い健やかに生きる

1. 住民主体の積極的な健診受診と、結果を活かした健康づくりの推進

【現状と問題点、今後の方向性】

平成16年度国民健康保険の一人当たり医療費は、長野県102市町村の中で低いほうから17位です。これは各種健診や健康教室による予防対策、福祉医療給付制度による医療を受けやすい体制の整備、病気の早期発見・早期治療を目指してきた成果と思われる。

原村の死亡原因をみると、全国的な傾向と同様に、三大生活習慣病といわれる、がん・脳卒中・心臓病が、全死亡者の約半分以上を占めています。生活習慣病の予防は、まず自分の健康状態を知ることが重要です。

村民健診の日曜日健診の実施や、夜間、休日の結果報告会の開催、人間ドック費用の7割補助にもかかわらず、健康増進計画アンケートによると、ヘルススクリーニングや村民健診など同様の検査を受けていない人が全体の約4割に達しています。特に20歳代・30歳代の人健診を受けず、若年層の健診に対する意識の低さがうかがえます。

健診を受けない理由としては、「村の健診に都合がつかない」が最も多く、職業別では農業・自営業者などのみなさんとなっています。現行の健診体制を継続実施しながら、健診の重要性を呼び掛け、より多くの人々が健康に関心を持てるよう努力していきます。また受けた健診の結果を健康管理に役立てるためには、各種教室に積極的に参加し、栄養・食生活・運動・休養について学び実践することが必要であり、その内容の充実を図っていきます。

【具体的な施策】

- ①健康状態を知るための手段としてすすんで健診を受けるよう呼び掛け、健康への関心を向上
- ②受けやすく効果の高い健診の体制整備
- ③精密検査が必要な住民の定期追跡と受診のおすすめ
- ④健診結果を日常生活改善に活かせる生活習慣病予防活動の推進
- ⑤地区毎にウォーキング会を開催するなど地域で健康づくりの意識啓発

【主要死因別死亡者数】

(単位：人・%)

年	人口	全死亡	三大生活習慣病						全死亡に占める割合
			悪性新生物(がん)		脳血管疾患		心疾患		
			人数	全死亡に対する割合	人数	全死亡に対する割合	人数	全死亡に対する割合	
9	7,113	66	18	27.3	10	15.2	4	6.1	48.5
10	7,176	70	23	32.9	10	14.3	4	5.7	52.9
11	7,222	64	11	17.2	12	18.7	5	7.8	43.8
12	7,207	73	24	32.9	6	8.2	3	4.1	45.2
13	7,303	70	19	27.1	10	14.3	8	11.4	52.9
14	7,315	80	15	18.7	10	12.5	7	8.8	40.0
15	7,354	66	18	27.3	9	13.6	6	9.1	50.0
16	7,429	79	18	22.8	9	11.4	6	7.6	41.8

資料：諏訪保健所

2. 自らの問題に「気づく」ことのできる栄養・食生活改善

【現状と問題点、今後の方向性】

正しい食生活は、乳幼児からの習慣づけが大切です。飽食の時代※と言われながら、その内容にはかなり偏りがみられます。また、生活が夜型傾向に変化したことから、食事時間が不規則になりがちです。

乳幼児期から正しい食生活を身につけ習慣化していくため、健康相談を充実させ、保護者の方へ正しい知識を普及することが重要です。また、子どもたちに対する食育※に取り組み、「食を選ぶ力」を身につけていくよう活動を充実させます。

乱れた食生活は、生活習慣病の発症に大きな影響を与えています。塩分・糖分・あぶらの摂取を減らしたバランスのよい食事内容と、規則正しい食事時間を持てるよう、健康相談・健康教育を充実させ、正しい知識を広めていく必要があります。また、食生活改善部会などの地区活動を充実させ、地域の産物をはじめとした身近な食材の手軽な利用法を普及する必要もあります。さらに、現代の食生活の特徴として、栄養補助食品の利用者も増えており、栄養補助食品の正しい理解と知識を周知することが必要です。

【具体的な施策】

- ①食事を家族団らんや仲間とのコミュニケーションの場として提唱
- ②夏場と冬場の季節に合わせた正しい食事リズムを持つことを健康教室、健康相談等で推進
- ③食生活改善部会の活動などを通して地域の産物を大切にして料理に取り入れる講習会の充実
- ④塩分・糖分・あぶらの摂取を減らすことやバランスの良い食事の必要性を、健診や健康教育で乳児の保護者から高齢者まで周知

※飽食の時代 ……食べ物に不自由しない時代のこと。食べ物が有り余っているため、食べることについては誰もが満足している状態にある。

3. 個人の健康状態に応じた運動の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

近年、生活活動量の低下が、生活習慣病発症の原因となっています。定期的な運動は、健康に過ごすためにかかせません。

幼児期は、現代の社会環境が夜型になっているため、おとなの生活スタイルに合わせて就寝時刻が遅くなっています。子どもには子どもの生活リズムが必要なことを知り、就寝時刻を早くし、1日の生活リズムを確保することが大切です。

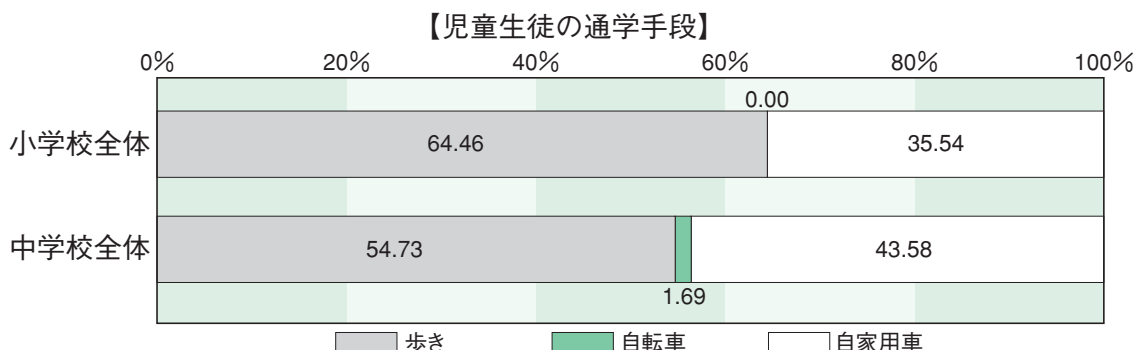
少年期は、成長期の体力形成、体づくりの大切な時期ですが、体育の授業以外に運動をしていない、通学時は車で送迎を受けるなど歩く機会が減少しています。今後は、忙しい小・中学生の身体活動の確保を、考慮する必要があります。

青年期は、就寝時刻が遅く、そのことが朝食を食べることができない原因になるなど、生活リズムを崩しています。就寝時刻を早くし、睡眠時間を多くとることが必要です。また継続的に運動をしている人は少なく、今後は運動習慣を身につけていくことが大切です。

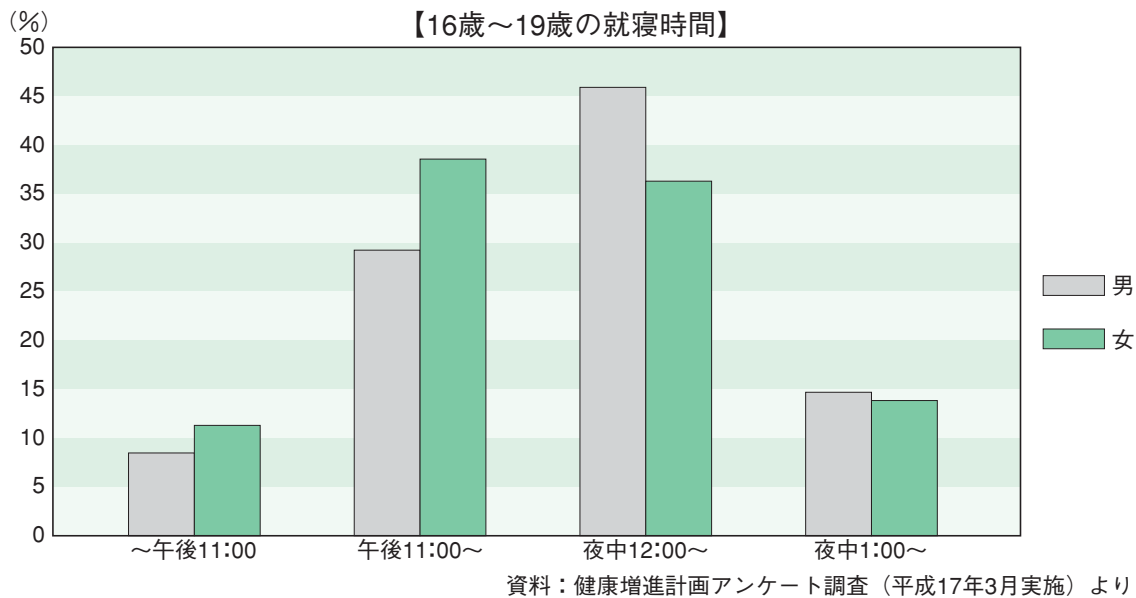
壮年・高齢期は、体を動かすことは好きでも「ズクがない」「多忙」という理由から、運動を取り入れることができません。また農業従事者は、農閑期に活動量が減り、農閑期の運動を行う積極的な働きかけが必要です。健康のために運動が必要であることを理解し、楽しく年代に応じた運動がおこなえるよう、機会を提供するなど環境整備に努めます。特にウォーキングは、幅広い年代でおこなうことができる運動です。村内に設置した7箇所のウォーキングコースを利用して、普及に努めます。

【具体的な施策】

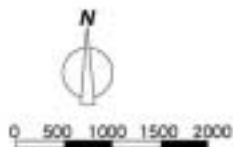
- ①規則正しい生活リズムの大切さと運動の必要性を周知
- ②日常生活のなかでこまめに体を動かす習慣づけや、誰でも取り組めるウォーキングを推奨
- ③自分にあった運動を選択実践できるようさまざまな運動を健康教室等で紹介
- ④運動を楽しく継続するために、仲間づくりや場の提供



資料：健康増進計画アンケート調査（平成17年3月実施）より



【地区別ウォーキングコース】



地区名	コース名	延長距離
柏木地区	(パセリコース)	3,000m
大久保地区	(さわやかコース)	2,200m
柳沢地区	(セロリコース)	2,200m
弘沢地区	(キャベツコース)	2,600m
中新田地区	(レタスコース)	3,300m
萬蒲沢地区	(トマトコース)	3,000m
南原地区	(南原コース)	3,500m

資料：生涯学習課

4. こころの健康維持と休養の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

ストレス社会※といわれる近年は、人間関係をうまく築くことができず、社会生活をおくることが困難となる「こころの病気」に苦しむ人が増えています。こころの病気に偏見を持ち、発見治療が遅れる場合もあります。こころの健康に関する情報提供をおこなうとともに、気軽に利用できる相談体制づくりを進めます。

高齢化が進み、認知症※の対応も大きな課題です。早めに治療につなげることができるよう、住民のみなさんがこころの病気を正しく理解し、互いを認め合える地域づくりが大切です。

【具体的な施策】

- ① ストレスと上手につきあう方法を身につける意識の高揚
- ② 閉じこもりの高齢者対策としてボランティアやグループ活動などの情報提供と働きかけ
- ③ 健康的な睡眠・運動・食習慣の習得による心身の健康維持促進
- ④ 精神保健相談会など心配ごとや悩みごとの相談できる窓口の定期開設
- ⑤ 支援制度を検討するなどこころの病気や障害を理解しあえる地域づくりの促進

※ストレス社会 …… 仕事や社会生活などが原因となり、過度のストレスを感じている社会。精神的な疲労感を感じる人が多く、心の病が社会問題化していること。

※認知症 …… 主に脳の疾患を原因として、記憶力低下等の障害が起こり、生活上の支障が起きるため支援を必要とする病気。

5. 地域ぐるみで喫煙防止とアルコールについての知識の普及

【現状と問題点、今後の方向性】

喫煙や飲酒を原因とする健康への影響は、がん・糖尿病・呼吸器などの病気の増加につながり、医療費増大の一因にもなっています。このため国・県・市町村レベルでの、禁煙対策が強化されることとなりました。

増進計画アンケートによると、20歳代から40歳代の若い年代層の喫煙・飲酒をしている人は4割を占め、今後の生活習慣病発症が危惧されます。

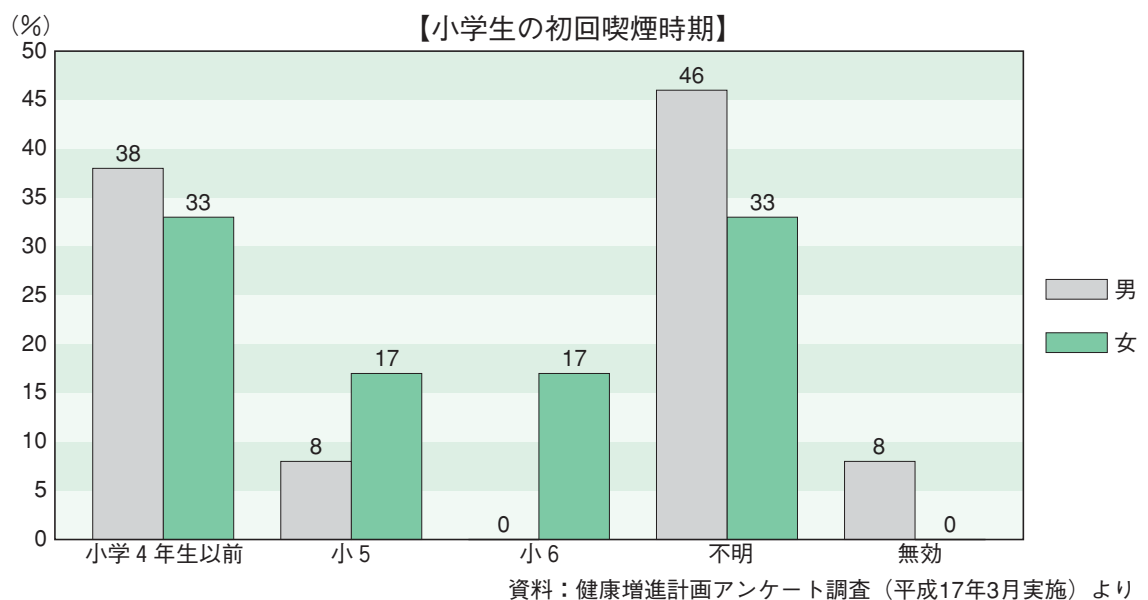
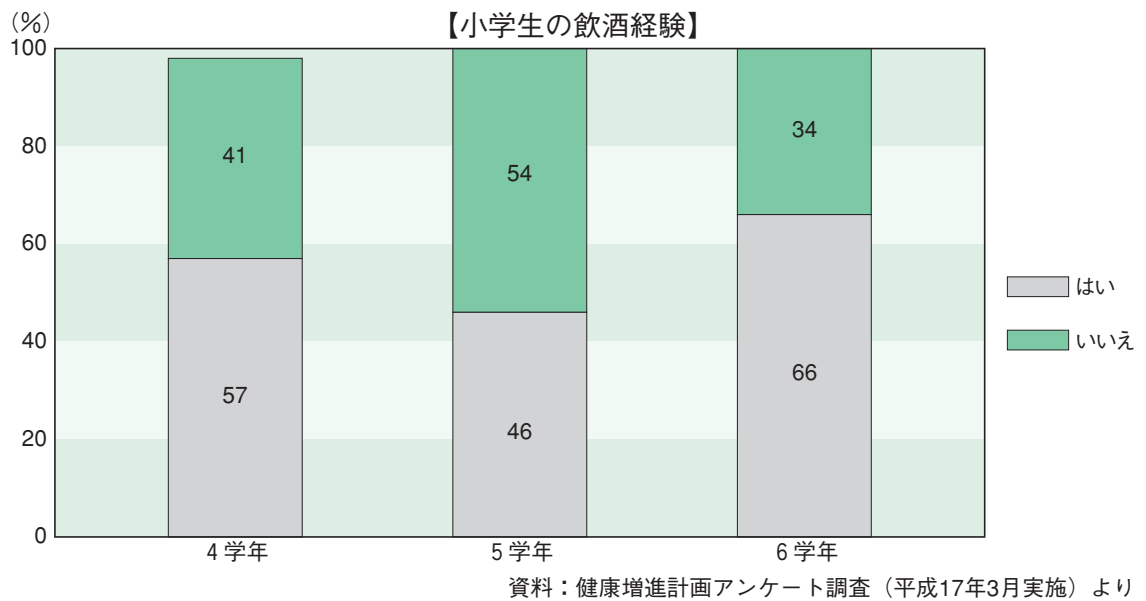
今後は多くの住民が禁煙対策として望んでいる「公共施設の禁煙・分煙対策※の実施」と「家庭や学校・地域ぐるみで喫煙・飲酒の健康に及ぼす影響の知識普及」を図ることが重要です。

【具体的な施策】

- ① 未成年者の小・中・高校一貫した禁煙教育体制の確立
- ② 母性保護の観点から両親学級や乳幼児学級で健康被害の正しい知識

- ③家庭や学校・地区組織の連携による禁煙アルコール対策の推進と環境整備
- ④禁煙や節煙、断酒希望者への適切な支援体制の充実
- ⑤公共施設における完全禁煙・分煙対策※の確立

※分煙対策 …………… 非喫煙者が喫煙者の吸う煙草の煙による受動喫煙を防ぐために、喫煙場所を限定するなどにより、喫煙者と非喫煙者を分ける仕組みを作ること。



6. 歯の健康の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

歯と歯ぐきの健康は、楽しい食事や普段の会話など、明るく豊かな生活に欠かせないものです。生涯にわたり健康な歯を保持するため、乳幼児期から歯の健康に取り組むことが大切です。

原村の幼児・小学生のむし歯保有率は、郡・県平均に比べ高く、大人を対象としたヘルススクリーニングや村民健診時の歯科保健相談では、8割以上の方に何らかの所見がありました。村の健診などで歯科保健教育を行い、自分の歯に関心を向ける機会をつくるとともに、歯みがき習慣を身につけ、むし歯の予防・早期発見治療に心がけること、かかりつけ歯科医師をもつことを勧める普及啓発を行うなど、各関係機関と連携した歯科保健対策を充実させる必要があります。

今後村の健診や歯科相談のあり方について検討するとともに、歯と歯ぐきの健康を維持することが、生活の質の向上につながることを知り、いきいきとした生活がおくれるよう歯の健康に関する情報を提供していきます。

【具体的な施策】

- ①むし歯のない子どもの割合を増やすために、妊娠中からの継続した歯科知識の普及啓発
- ②学校と連携した歯科保健教育や、基本健診時の個別歯科相談の充実により、歯みがき、食生活など正しい生活習慣の定着促進
- ③歯科検診や相談事業を利用し、むし歯や歯周病※を正しく理解し損失歯を減少
- ④8020運動※の知識普及と推進

※歯周病 …………… 歯の周りの歯ぐき（歯肉）や、歯を支える骨などが破壊される病気のこと。歯槽膿漏と言われていた。

※8020運動 …………… 80歳になっても自分の歯を20本以上保っていようという運動。

7. 地域医療の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

村内の医療機関は、一般診療所は国保診療所を含め3ヶ所、歯科診療所が2ヶ所、保険調剤薬局が1ヶ所と、施設設備などは充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。国保診療所は、地域に密着した身近な医療機関として、住民のみなさんの医療ニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、医療機関相互の連携を強化した医療体制の充実を進めます。

地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケア※の充実が必要であり、医療だけでなく、保健・福祉・介護の連携のもとに進めなければなりません。その中で、国保診療所は村営の診療所として、住民のみなさんの生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。国保診療所がその機能を発揮して、地域医療の拠点となり、保健・医療・福祉・介護の各分野と連携を図るとともに、健康管理体制や在宅ケアの充実を図り、保健・医療・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域医療の体制づくりを進めます。

【具体的な施策】

- ①医療機関相互の連携を強化した医療体制の推進
- ②国保診療所を拠点とした地域医療の推進

※在宅ケア …………… 寝たきり老人・長期療養患者・心身障害者等に対して、在宅において、医療・福祉・介護等のサービスを提供すること。

第2項 高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進**1. 住み慣れた地域で生活していくための在宅介護の支援****【現状と問題点、今後の方向性】**

団塊の世代※がすべて高齢期に達する平成27年には、わが国においても4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。それにともない、認知症※や一人暮らしの高齢者が益々増加し、当村においても高齢化率は、29.3%になると予測されています。

要介護認定者も年々増加し、現在65歳以上の高齢者の13.1%となっています。地域福祉計画のアンケートによると、7割以上の高齢者が在宅介護を希望している反面、多くの家族はいろいろな条件から施設への入所を希望しています。特に冬期の自然環境が大変厳しいことから、冬期間の施設入所を希望する人が増えているのが現状です。

誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送るために、訪問介護、通所介護、短期入所、住宅改良アドバイザーの派遣など積極的に取り組み、在宅介護サービスの充実を図ります。また、一人暮らし高齢者の支援として、ふれあい訪問による安否確認や配食サービスの提供をするとともに、虚弱高齢者には、緊急事態の対策として「緊急通報システム」を設置し、一人でも安心して暮らせる支援をしています。

高齢者をはじめ障害者が自立して暮らすことができる地域を目指し、住民のみなさんがお互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進していきます。そのためには、地域の人々が福祉活動に主体的に参加できるよう、介護知識の普及や啓発とともに、住民のみなさんが福祉について学習しやすい環境づくりを支援していきます。

ボランティア活動は、地域の人々による福祉活動の中核を占めています。ボランティア活動を充実させ、住民が支え合う社会、世代間交流などさまざまな人が係わり、共に生きる社会＝協働社会、福祉の村づくりを住民のみなさんと行政、社会福祉協議会などと連携を図りながら進めていきます。

【具体的な施策】

- ①在宅介護の支援
- ②住環境の整備の支援
- ③高齢者や認知症の人を地域で支えるネットワークづくりの支援

- ④介護知識の普及・啓発
- ⑤協働で支え合う地域づくりの推進

※団塊の世代 …………… 昭和22年から24年頃の、第2次世界大戦後のベビーブームの時代に生まれた世代のこと。他の世代と比べ格段に多い人口から名づけられた。



2. 健康でいきいきした生活を送るための保健予防・啓発の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

高齢者をはじめ、住民のみなさん一人ひとりが介護状態にならず、健康でいきいきと生活していくことは大切なことです。原村では働くことに生きがいを感じている高齢者が多く、平成12年度国勢調査における就業率も54.1%と長野県1位であります。地域の特性として、生活に「農業」を取り入れ、心にゆとりを持ち、生涯現役で働き続けられる環境が整っているといえます。

65歳以上の医療費の無料化は、高齢者が安心して暮らすため必要であり、可能な限り現行の福祉医療制度として継続し、制度の周知と利用の促進を図ります。一方、加齢とともに下肢機能※が低下し転倒する比率が高く、閉じこもりなどを原因として生活機能が低下する方々が多いのも現状です。介護状態になる前の予防事業が重要なことから、介護の拠点施設として平成18年4月より、地域包括支援センター※が設置されます。ここでは、包括的・継続的に介護予防マネジメント※を行い、介護状態にならないよう、また、介護が必要になっても重度化を防げるよう、現在行われている予防教室や運動指導などを引き続き行います。さらに、各地区でも開催できるような取り組みを進めるとともに、自分の健康は自分で守るための一層の指導・啓発を図ります。

【具体的な施策】

- ①介護予防教室への参加の促進
- ②介護保険・老人福祉サービスの情報の提供
- ③高齢者の住みよい環境づくりの推進
- ④老人医療特別給付事業の継続

には、高齢者の希望に応じた生涯学習や就労の機会を確保し、社会活動への参加が促進されるよう努めていきます。

次世代の子どもたちとの世代間交流を通じ、高齢者の培ってきた技能や知識を発揮してもらい、ジュニア教室や手づくり教室などを企画し、地域に貢献できるような環境づくりに取り組みます。

高齢者の生きがい活動の中心となる団体として、老人クラブは大きな役割を果たしています。これら的高齢者が主体的に取り組むボランティア活動や交流会などを、積極的に支援していきます。これらにより、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していきます。

【具体的な施策】

- ① 高齢者の生きがいづくりと場所の提供
- ② 積極的なボランティア活動への参加の促進
- ③ 公共交通・移送サービスの実現
- ④ 安心して暮らせるネットワークづくりの推進
- ⑤ 高齢者に対する交通安全の推進

第3項 障害者の自立と社会参加の促進

1. 福祉の充実と社会参加の促進

【現状と問題点、今後の方向性】

障害者が抱える問題に対し、地域福祉センターでは、保健師や看護師、栄養士などが相談に応じるほか、来所できない場合は、訪問相談も行っています。また、障害者相談員（身体・知的）や民生児童委員が身近な地域で相談に応じるなど、きめ細やかな相談体制をとっています。近年は、病気や障害だけではなく生活全般にわたっての相談が多いため、保健所や児童相談所など関係機関と連携して対応しています。

また、乳幼児健康診査や各種検診などを通じて障害の発生予防と早期発見に努めるとともに、指導等が必要と思われる場合は、関係機関と連携をとりながら個別指導を行っています。乳幼児においては、実態に応じて保育所や通所施設などを紹介するとともに、乳幼児から学齢期への移行段階では障害の種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。さらに、学校教育においては、基本的な生活力や向上心を育て楽しくいきいきと学習できる環境づくりを進めるとともに、障害児の状態に応じて学級間交流なども行っています。

また、平成17年4月からは老人憩の家の中に共同作業所を開所し、就労のための訓練をしたり、地域の人たちと交流を深める中で、地域社会の一員として普通の生活を送れるよう支援しています。

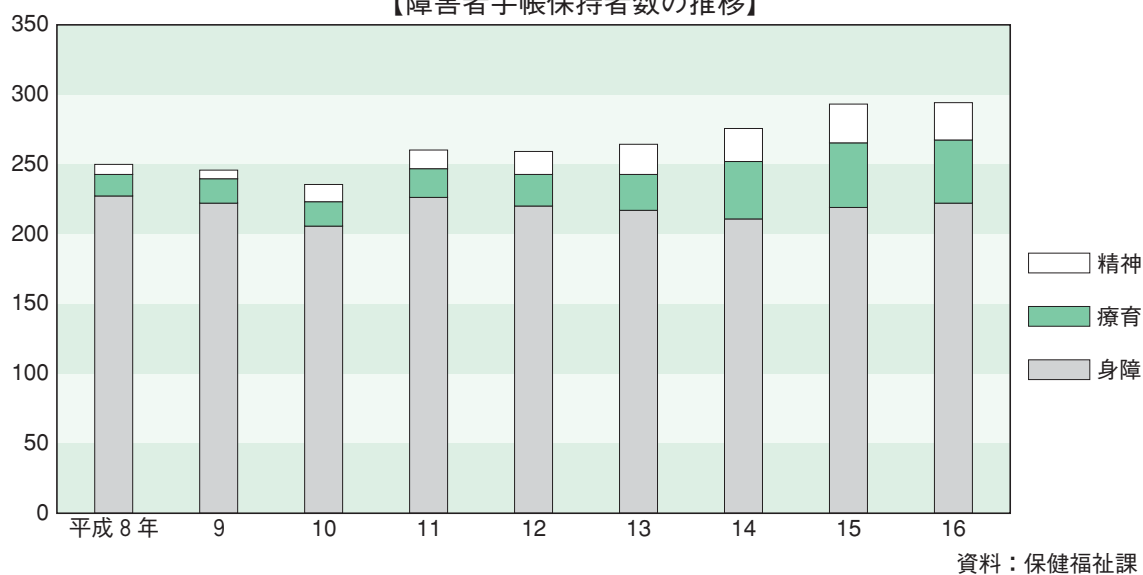
今後、引き続き障害の発生予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、相談者が安

心して相談できる体制や乳幼児期から学齢児期における一貫した支援体制などの充実を図り、社会的自立に向けて支援します。

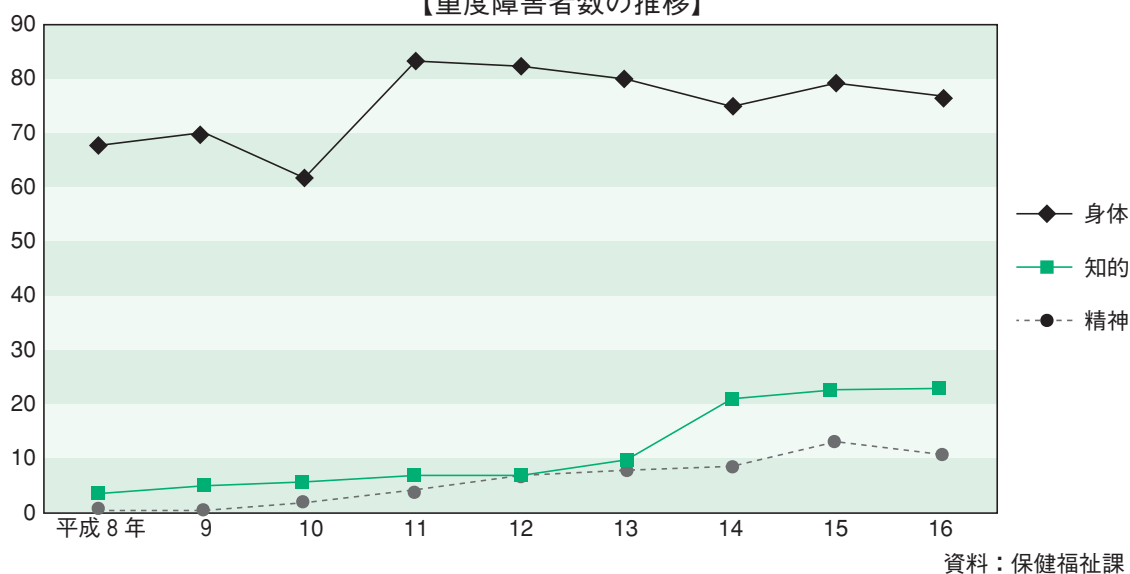
【具体的な施策】

- ①きめ細やかな相談体制の充実
- ②障害の早期発見・早期対応
- ③療育※・保育・教育の充実
- ④就労の促進に向けた支援

【障害者手帳保持者数の推移】



【重度障害者数の推移】



2. 日常生活の支援

【現状と問題点、今後の方向性】

村では、障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービス※やデイサービス※、短期入所事業をはじめ、補装具※や日常生活用具の給付、在宅介護を補うタイムケア事業※、障害者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障害者福祉年金（介護慰労金）の支給などを行ってきました。また、施設入所者が日常生活を送るために必要な治療や訓練などを受けるための費用を負担するとともに、施設整備を行う事業者への助成などを行ってきました。

一方、これまで障害児・身体障害者・知的障害者と精神障害者は、それぞれ異なった制度によりサービスを利用してきましたが、平成18年4月からは、同じ制度のもとで在宅サービスや施設サービスを受けられるようになり、さらに障害者やその家族が希望するサービスを受けられるよう、ケアマネジメント※機能も制度化されます。

このことから、障害者が必要なサービスを円滑に利用できるための体制を整備し、あわせて多様なニーズに対応できるよう在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、障害者が安心して暮らせるよう経済的支援も行っていきます。

災害時や緊急時における障害者を含む要援護者への対応については、安全に避難できる体制が十分整っていないことから、地区や関係機関等と連携して地区ごとのマニュアルづくりを進めます。

【具体的な施策】

- ①日常生活を支える福祉サービスの充実
- ②経済的支援の充実
- ③安心して暮らせるための安全の確保

※タイムケア事業 ……家庭において一時的に介護できない場合、登録介護者が介護サービスを提供する事業。

3. 参画できる地域社会の実現

【現状と問題点、今後の方向性】

これまで、障害者に対する理解を広げていくため、村の広報誌や有線放送などを活用して啓発・広報活動を行うとともに、小・中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。

今後は、さまざまな機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小・中学校、中央公民館、社会福祉協議会などと連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障害者の人権擁護の推進を図ります。

障害者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、各種情報を提供して社会参加の機会

を増やすよう努めてきました。

さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家を派遣して助言を行い、改修にかかる費用の一部を助成しています。

このことから、障害者自らがスポーツ・文化活動などを通じて積極的に社会参加できるよう、障害者やその家族が必要な情報を手軽に取得できる体制を整えるとともに、障害者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のバリアフリー化^{*}を進めます。

また、障害者を取り巻くさまざまな問題について障害者の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

【具体的な施策】

- ①障害者に対する理解の促進
- ②情報提供の充実
- ③社会参加の促進
- ④住みよい福祉の村づくりの推進

第4項 健やかな子育て環境づくりの推進

1. 親子の健康増進と福祉の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。

原村では、妊娠期及び乳幼児期に健康診査を実施し、疾病の早期発見と発育発達の確認を行うほか、家庭訪問や母乳学級、育児相談などを実施し、発育・発達・育児の方法など多様な相談に応じています。また、村の広報誌や有線放送などを活用し、健康や医療に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭の医療費負担を軽減し、安心して医療機関にかかれるよう、満9歳までの児童を対象に、医療費の無料化を行っています。

さらに、心身ともにバランスのとれた健やかな子どもを育成するよう、保育所や小・中学校と連携し、バランスのとれた給食の推進や食育^{*}に関する学習会などを実施し、「食」を通じた健康づくりに取り組んでいます。さらに、さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心とからだの健康づくりに向け、小・中学校と教育委員会で子どもや保護者の教育上の悩みについての相談に応ずるとともに、中学校にスクールカウンセラー^{*}を配置し、生徒や保護者の心の相談に応じています。

当村で、安心して子どもを生み育てられるよう、きめ細やかな母子保健事業を通じ、疾病予防と健康増進を進めるとともに、子育てにおいて孤立することのないよう、各種事業を通じ親子の交流や仲間づくりを促進し、あわせて、小学校にもスクールカウンセラーを配置するなど、親と子の心とからだの健康づくりを進めます。

【具体的な施策】

- ①妊娠出産における安心の確保と支援
- ②子どもの成長と発達への支援
- ③小児医療体制の充実
- ④「食」を通じた健康づくりの推進
- ⑤思春期における健やかな心身の育成

※スクールカウンセラー ……1995年（平成7）より文部省が小・中・高校に配置している、学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う者。



2. 子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。

こうした中、保育所では、延長保育や土曜保育、一時保育、障害児保育などを、幼稚園では時間外保育や教育相談などの子育て支援事業を実施しています。今後も引き続き保護者の保育ニーズに対して柔軟に対応できるよう、保育サービスの拡充に努めます。

少子化の進行にともない、保育所への入所児童数は緩やかな減少傾向で推移しており、これからも同様の傾向が続くことが予想されるため、保育所の機能や運営のあり方について検討します。また、共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っていますが、児童館を含め、その方向性を検討します。

家庭と社会のつながりの希薄化や、核家族化[※]の進行及び離婚の増加などにより、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されます。さらに、一人当たりの子どもの養育費は増加しており、養育にかかる経済的負担が子どもを育てるうえで大きな障害になっています。子育ての負担感、不安感や養育費の軽減など、子育て家庭への支援が必要となります。

ひとり親家庭に対しては、福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、満18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として満18歳までの児童一人当たり年1万円の支給、などを行っています。

子育て家庭への経済的支援として、満9歳までの児童の医療費の無料化や村単児童手当の支給、保育所・幼稚園通園補助や小中学生の遠距離通学補助などを行っています。今後も、可能な限り子育て家庭に対する経済的支援を行います。

【具体的な施策】

- ①保育サービスの充実
- ②ひとり親家庭への支援
- ③子育て家庭への経済的支援

3. 地域における子育て支援

【現状と問題点、今後の方向性】

原村においても、少子化や核家族化*が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されています。すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく必要があります。

現在、地域福祉センターや保育所、幼稚園などで子どもや子育てに関する相談に応じていますが、窓口が複数となり、住民のみなさんにとって必ずしも利用しやすい状況になっていません。今後は、育児不安などの相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流などを総合的に行う「子育て支援センター」を設置します。

地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって自宅で子どもを預る、保育所などへの子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による育児の相互援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）や、主に0～3歳の子どもを育てる親が子どもを連れて集い、交流を深められる「つどいの広場」を設置します。

子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、人との交流を通じて自然に身につく自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちにくくなっています。保育所での老人クラブや農業実践大学の学生との「ふれあい保育」をはじめ、小・中学校でも交流の機会を設けて実践しています。今後も、より多くの場面で地域の人と交流できるよう促進します。

【具体的な施策】

- ①保育所・幼稚園による子育て支援
- ②住民のみなさんと協働による子育て支援

第5項 生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進

1. 医療保険制度の健全運営

【現状と問題点、今後の方向性】

原村における国民健康保険の状況は、平成16年度で加入世帯1,510世帯、加入率59.03%、被保険者数では3,379人、加入率は44.51%となっており、年々被保険者数は増加傾向にあります。合わせて医療費も毎年増加傾向にあり、国保財政は厳しい状況にあります。

こうした状況の中、景気低迷による加入者の所得水準の低下などを受け、保険税の収納率にも影響が及んでいます。国民健康保険事業の健全運営を図るため、福祉や医療など関係部門と密接な連携のもと、国保ヘルスアップ事業※に取り組み、増大する医療費の適正化を図りながら、保険税収納率の向上、制度啓発の推進を重点事項として引き続き取り組みます。

【具体的な施策】

- ①国保ヘルスアップ事業への取り組みと医療費適正化を推進
- ②保険税収納率の向上
- ③制度啓発の推進

※国保ヘルスアップ事業 ……糖尿病等の生活習慣病の一次予防を中心に位置づけ、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を推進する事業。

2. 年金制度の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

国民年金は、社会全体での世代間扶養と、国民一人ひとりの老後に向けての自助努力という考え方を組み合わせた、公的年金制度です。

国民年金については、たびたび制度の改正が行われており、平成14年度からは、収納事務が国に移管されたほか、第三号被保険者の届出の変更や保険料の半額免除制度などが実施されました。

しかし、少子・高齢化の急速な進行と、年金受給額の引下げや国民年金掛金の引上げにともない、住民のみなさんの間に制度に対する不信や不安が高まり、年金離れが進みつつあります。今後、被保険者の受給権を確保し、未加入者を解消するためには、国と連携し、住民のみなさんの年金制度への理解と意識を高める必要があります。

【具体的な施策】

- ①国民年金制度の意義と役割についての周知
- ②国と連携し、対象者への制度加入と納付の促進
- ③年金相談の充実

第6項 安心して暮らせる村づくり

1. 消費生活の安全と向上

【現状と問題点、今後の方向性】

近年、消費者ニーズの多様化や規制緩和※により次々と開発される多種多様の商品やサービスが登場するとともに、情報化の進展による情報の氾濫など、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。

こうした中、クーリング・オフ※の普及や製造物責任法※、消費者契約法※など、消費者保護を図るための法整備がなされてきましたが、その一方で、クレジット契約や資格商法※によるトラブルが依然として多く、いわゆるおれおれ詐欺や架空請求など、その手口は一層巧妙・悪質化してきています。また、インターネット※の普及によるネット通販※や電子マネー※などが増加し、これらによる消費者被害も増加しています。

こうした消費者を取り巻く環境の変化に対応し、消費生活の安全を確保し、真に豊かな生活に結びつけていくためには、主体的・合理的に行動できる、自立した消費者を育成する必要があります。また、消費者の利益を保護、増進するため、消費生活センターなどの関係機関と緊密に連携を図りながら、迅速で的確な情報収集に努め、住民のみならずにより早く的確に情報を提供する必要があります。

近年、大きな社会問題となっている環境問題については、省資源・リサイクルなど、環境と調和した消費者行動への転換が求められています。そのためには、住民のみならず一人ひとりが消費者の立場から考え、家庭や職場など身近なところから環境に配慮した消費者行動を実践することが必要となっています。

【具体的な施策】

- ①消費生活情報の提供や啓発用パンフレットの配布
- ②消費者の会などによる自主的な研究交流会や報告会などの活動支援
- ③新たな消費者組織やリーダーの育成と、消費者運動の活性化
- ④国・県の消費生活センターとの連携を強化した苦情・相談処理体制の確立
- ⑤生活環境展の開催などを通じての消費者意識の啓発
- ⑥マイバッグ運動※によるごみの減量化や資源リサイクル活動の支援
- ⑦不要品活用市などによる不要品の再活用の促進
- ⑧環境への負荷の少ない商品などに関する情報の収集や提供

※クーリング・オフ ……訪問販売や通信販売などによって購入した商品やサービスを、法律で定める一定期間であればその契約を解除、返品できる権利。

※製造物責任法 ……製品の欠陥によって生命、身体または財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者などに対して損害賠償を求めることができる制度。

※消費者契約法 ……事業者が嘘をつくなど不適切な行為により契約を結んだ際に、消費者がその契約を無かったことにできる法律。

※資格商法 ……電話などで、資格取得により高収入が得られるなどと勧誘し、高額な資格取得教材を売りつけるなどの悪徳商法。

※ネット通販 ……インターネットを利用した通信販売。ホームページを活用し、写真などにより商品情報を提供している。

※電子マネー ……デジタルデータを利用してお金の支払い、受け取りを行なうこと。デジタル化したお金。

※マイバッグ運動 ……自分の買い物袋を持って買い物をし、レジ袋を使わないようにする運動。

2. 住民相談の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

住民のみなさんが安心して暮らしていくために原村は、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設していますが、生活形態の都市化、多様化にともない、相談内容も専門的、複雑化していく傾向にあります。

国、県などの専門機関との連携を強化し、専門的、複雑化する相談に対し、的確な助言や指導ができるよう、住民相談体制の充実を図る必要があります。

【無料相談件数】				単位（件）
年 度	法律相談	人権相談	行政相談	心配事相談
13年度	29	2	29	18
14年度	41	1	19	21
15年度	45	3	6	17
16年度	45	0	8	22

資料：住民課

【具体的な施策】

- ①専門機関と連携した相談体制の充実
- ②利用しやすい相談所の開設

- ※下肢機能 ……………足の機能、能力のこと。
- ※地域包括支援センター ……介護予防をはじめ、医療、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して総合的に対応できるよう、支援体制を整えた機関。
- ※介護予防マネジメント ……要介護者となることを予防するための支援を計画的に提供できるよう、関連する部署などが連携して動けるよう調整を図ること。

3. 自らの選択・自己決定で福祉サービスを利用する

【現状と問題点、今後の方向性】

地域福祉センターを福祉の拠点施設とし、在宅介護支援センターや、生きがい対応型デイサービス※、訪問介護などの事業を実施している社会福祉協議会などと連携を図りながら、在宅の介護支援を積極的に推進しています。

多くの高齢者が在宅介護を望んでいる中、家庭環境などにより施設入所を余儀なくされたり、必要なときに必要な量の在宅サービスが受けられないなど、自らの選択、自己決定ができないでいるのが現状です。

原村には特別養護老人ホームアイリスがありますが、入所を希望しても、当村の高齢者が入所できるベッド数は諏訪地域に27しかなく、入所できるまで2～3年を要しています。そのため施設入所希望者は、老人保健施設※や療養型施設※などを利用しています。また、在宅でも安心して介護が受けられるよう、福祉サービスの充実を図っています。さらに、現在老人保健施設と宅老所が村内に建設される予定です。今後これらの施設が、地域に密着した質の高いサービスを提供できる介護施設として、運営されることが期待されています。

高齢者の意思に基づいた自立した生活を確保するため、自らが受ける保健福祉サービスについて、自己選択・自己決定ができるよう総合的な相談支援体制を充実していきます。

【具体的な施策】

- ①自分らしく安心して暮らせる自己選択・自己決定に必要な相談支援
- ②宅老所などの地域密着型サービスの支援
- ③在宅サービスの充実への支援

※老人保健施設 ……………疾病、負傷などによりねたきりの状態にある老人、またはそれに準ずる状態にある老人に対し、介護、機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設。

※療養型施設 ……………療養病床等をもつ病院・診療所において、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護及び介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設。

4. 高齢者の社会参加の支援

【現状と問題点、今後の方向性】

高齢者が生涯にわたり心豊かに暮らしていくためには、地域社会の中で、自らの経験と知識を活かし、積極的に参加していくことができる社会づくりが重要です。そのため

第1項 原村の現状に沿った特色あるきめ細かな農林業振興

1. 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の充実と利用促進

【現状と問題点、今後の方向性】

昭和50年より始まったほ場整備は、現在3地区の面整備が終了し、換地処分待ちの状況です。平成16年度末において今までに整備された面積は976.6ha、村全体の農地面積1,160haの84%は整備済みとなりました。

今後は未舗装の農道整備と畑かんなどの農業用施設の維持管理を、補助事業の活用と住民協働作業の両面で進めます。

近代化施設に関しては、懸案であったセルリーの集出荷施設を平成16年に整備し、効率的な集出荷が可能となりました。パイプハウス補助は、平成19年まで実施し、野菜花きなどの作柄安定を図ります。今後は、施設の有効利用、利用拡大のため生産組織の育成が必要です。

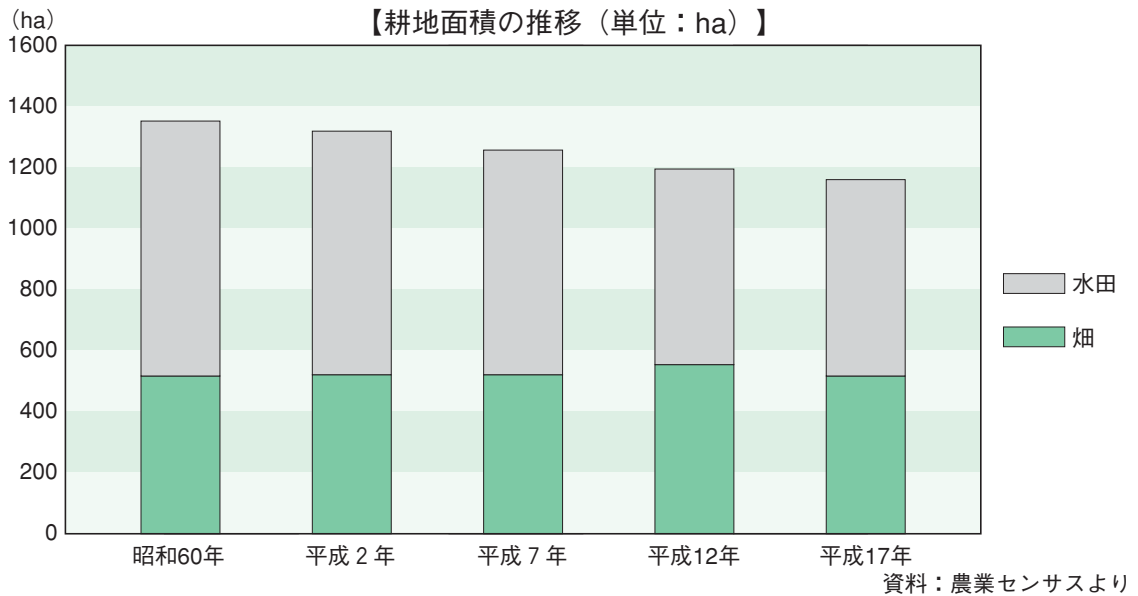
【具体的な施策】

- ①補助事業を活用した農道舗装、住民協働の道づくりの推進
- ②補助事業の活用と住民協働作業の両面での、農業用施設の維持管理
- ③農業近代化施設の利用拡大

【平成17年度までの圃場整備事業の状況】

事業名	地区	全体計画 (ha)	実施面積 (ha)	実施年度
団体営畑地帯総合土地改良事業	番飼場地区	35.5	35.5	昭和50年～52年
団体営土地改良総合整備事業	大久保地区	19.1	19.1	昭和54年～57年
県営圃場整備事業	弓振地区	217.2	217.2	昭和55年～平成5年
県営畑地帯総合土地改良事業	御射山地区	195.5	195.5	昭和59年～平成5年
県営圃場整備事業	丸山地区	26.9	26.9	昭和63年～平成7年
構造政策推進モデル集落整備事業	菖蒲沢地区	4.4	4.4	平成元年
県営圃場整備事業	恩前地区	80.0	80.0	平成3年～平成9年
県営圃場整備事業（21世紀型）	西部地区	105.0	105.0	平成5年～平成13年
県営圃場整備事業（担い手育成型）	払沢地区	109.0	109.0	平成5年～平成12年
県営圃場整備事業（担い手育成型）	深山地区	153.0	153.0	平成6年～平成16年
県営圃場整備事業（担い手育成型）	柏木地区	31.0	31.0	平成13年～平成18年
計		976.6	976.6	

資料：農林商工観光課



2. 農用地の保全と高度利用

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の農地の現状は、高齢化による農家戸数の減少により、遊休農地が目立つようになってきています。その一方で、担い手への農地流動化が進み、利用権設定面積は平成5年の71haから、平成16年には199haと着実な伸びを見せ、遊休農地の増加を防いでいます。

水田については、平成12年度より始まった中山間地域等直接支払事業により、耕作放棄防止などの活動、水路農道などの管理活動を行い、農用地の保全を図っています。

今後は、農業従事者の高齢化がさらに進むため、農地流動化事業による、中核的担い手農家への農地の利用集積を行い、遊休農地の解消に努めます。

農業振興地域整備計画に基づき、農業委員会などの農地パトロールによる農地無断転用の防止を図り、優良農地の積極的な保全に努める必要があります。さらに遊休農地を活用し、農家とペンションのオーナー、商工会などとの連携により、観光農園・農業体験などを進め、遊休農地の有効利用に努めます。

【具体的な施策】

- ① 農地の流動化事業による、中核的担い手農家への農地の利用集積と、農地の流動化の推進による、遊休農地の解消
- ② 中山間地域直接支払制度利用による農用地の保全
- ③ 農業振興地域整備計画に基づく、優良農地の積極的な保全
- ④ 観光農園・農業体験による遊休農地の活用

3. 主要農畜産物の振興

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、八ヶ岳西麓の裾野に広大な農地を形成し、高冷地特有の冷涼な気候と日照時間の長さを利用し、高原野菜や花き類の生産を中心に米、畜産、きのこ類の生産が行われています。

平成16年の粗生産額は約46億円、部門別構成比は野菜が最も高く56%を占め、次いで花きが23%、以下、米、畜産、キノコの順に続いています。近年、稲の作付面積が減少する一方で、休耕田を利用しセルリーを中心とした高原野菜の作付けが増加しています。当村は、関東、関西の都市圏から高速道路で数時間という有利な立地条件により、都市圏への野菜類の供給基地として発展を続けてきました。

1) 野菜

野菜については、現在、夏場の生産量日本一を誇るセルリーの他、パセリ、ブロッコリー、キャベツ、ホーレン草、ハクサイ、カリフラワー、スイートコーン、レタスなど、多品目の栽培が行われています。しかし近年、輸入野菜からの残留農薬の問題などにより、平成15年に改正された農薬取締法では、農薬の使用基準がいっそう厳しくなりました。また消費者の食の安全に対する意識の高まりなどもあり、今後は安心して安全な農産物生産への取り組みがいっそう求められています。

当村の主力農産物であるセルリーについては、生産過剰による価格の下落を防止するため、作期の拡大や消費拡大のためのPRのほか、連作障害や病害虫に強く食味の優れた新品種の研究が望まれています。また、ブロッコリーなど、主力農産物を補完する、新しい作物の開発や栽培技術の定着などを進め、安定的な農産物の生産を行うことや、土壌診断や残留農薬検査などを自主的に行い、「安心・安全」な原村ブランド※の確立を目指すことが必要です。さらに、ほ場への負荷の軽減や、河川や諏訪湖の富栄養化※の防止など、環境面に配慮した減肥栽培技術の確立が必要となります。

2) 水稲

水稲については、あきたこまち、ゆめしなの、きらりん、の3品種が主力となっています。しかし近年、食味が優れ、販売に有利な事から、あきたこまちの生産が拡大しています。あきたこまちは、山登り現象※が顕著であり、その年の天候によって収量が大きく左右されるため、食味が良く冷害に強い新品種の研究が必要となっています。

また、農家の高齢化が進み、休耕田の増加が予想されることや、米価の上昇も期待できないことから、今後は農地の貸し借りなど、流動化を図り、担い手農家への農地の集積を行うことや、集落営農を推進することにより、生産性を向上することなどが必要となっています。

3) 花き

花き類については、スターチスを中心にトルコキキョウ、キク、カーネーション、アネモネ、デルフィニューム、カスミソウ、鉢物のシクラメンやベコニアなどが栽培されています。しかし、消費者の嗜好性には流行があり、消費マインドに合った、高品質で

採算性の高い新品種の開発が期待されています。

4) 畜産

平成17年の村内の家畜数は、乳牛177頭、肉牛80頭、鶏12,839羽となっていますが、畜産農家は、年々減少していく傾向にあります。今後は、経営規模の拡大などにより、生産性を高めていく必要があります。また、野菜生産農家にとっては、地力増進のため良質な堆肥の確保は不可欠であり、堆肥センターなどを有効に利用して農家に堆肥を供給し、化学肥料の使用を抑えた、高品質で安全な野菜類の生産に役立てていくことが望まれます。

5) きのこと

きのこ類については、菌茸培養センターの利用を促進するとともに、経営の合理化を図り、きのこの消費拡大に努めることが必要です。

【具体的な施策】

①野菜

- (ア) 残留農薬検査や農薬の適正使用に関する指導による、消費者ニーズに応じた、安心安全で、特色ある野菜栽培の推進
- (イ) 土壌検査に基づいた適正な施肥指導による、化学肥料の使用量を抑えた環境保全型農業の推進
- (ウ) 消費者の嗜好に合った新しい作物の研究による、安定した農業経営の推進
- (エ) 食味に優れる高品質な農産物の栽培方法の研究による、安全で、美味しい野菜の生産と野菜のブランド※化及び、消費拡大のPRによる価格の安定化

②水稲

- (ア) 消費者ニーズに対応した安全で良質な米づくりの促進
- (イ) 県冷害試験地と連携し、原村の気候に適合した食味が良く冷害に強い新品種の研究推進

③花き

- (ア) 主要な花きの生産技術の普及改良による産地の形成
- (イ) JAとの協力による、消費者の嗜好にあった、高品質で採算性の高い新品種の研究・開発

④畜産

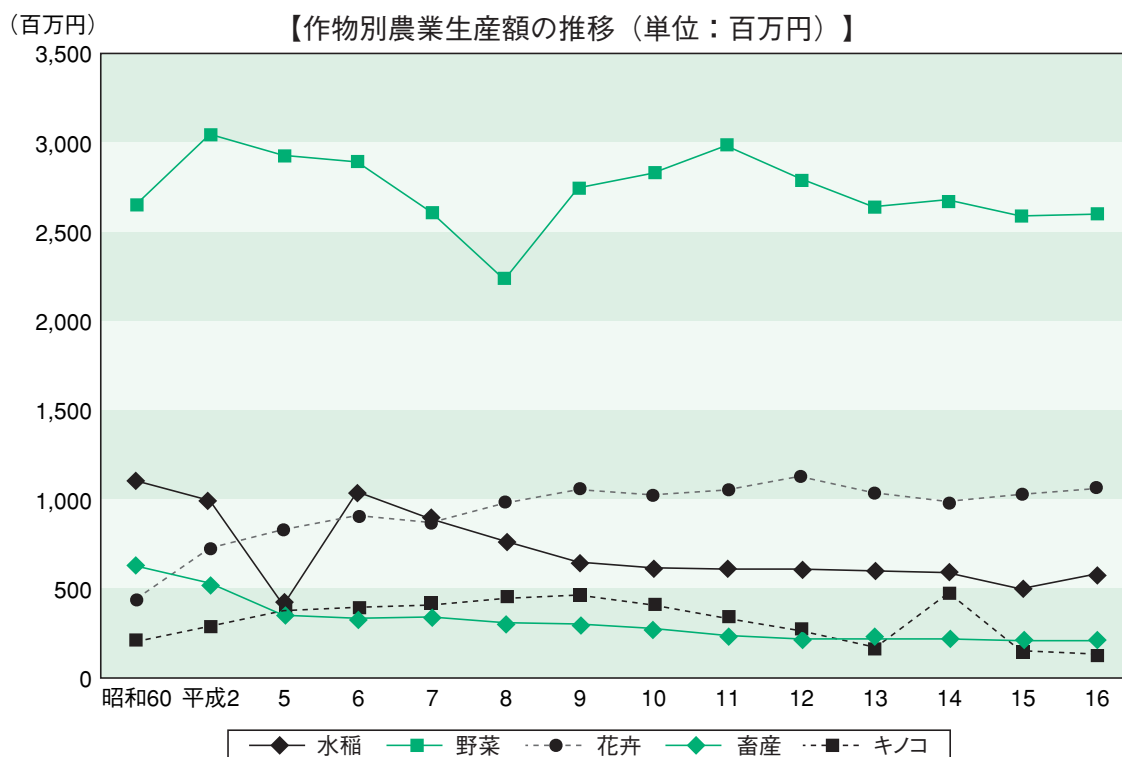
- (ア) 循環型農業を目指す、堆肥センターを利用した家畜排出物の処理方法の検討

⑤きのこ

- (ア) 菌茸培養センターの利用促進と、経営の合理化の推進及び、きのこの消費拡大

※富栄養化 ……………湖沼など水が溜まる場所で、窒素やリンなどの濃度が高まった結果、それらを好む植物プランクトンなどの生物が異常増殖を起こす現象。赤潮やアオコの発生などを指す。

※山登り現象 ……………高い価格で販売できる品種が、本来の栽培適地より北の地域や標高の高い、気温が低い所へと栽培範囲が広がる現象。



4. 農産物の付加価値化

【現状と問題点、今後の方向性】

加工施設、農産物直売所については、以前より住民のみなさんからの要望も多く、中山間総合整備事業申請時に検討を行ったものの実現しませんでした。現在は、商工会と村が中心となり特産品の開発事業実行委員会を組織して、広く住民のみなさんの意見を聴きながら施設の方向性などについて検討中です。

今後の方向としては、漬物など農産加工品の開発、農産物の直売などや、化学肥料、農薬の使用をできるだけ抑えた有機栽培、食味に優れる高品質な農産物の栽培方法の研究を行い、安心、安全で、美味しい野菜を生産することで、原村の野菜のブランド※化を図るなど、高付加価値で、収益率の高い農業を目指すことが必要です。

【具体的な施策】

- ①地場産品製造のための施設整備及び付加価値の高い農産加工品の開発と販路の検討
- ②農産物直売所の整備の促進
- ③県農事試験場原村試験地などとの連携による、低農薬有機農法や食味の優れた高品質な農産物の栽培方法の研究

5. 農業労働力の確保と農業後継者の育成・援助

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の農業従事者は昭和60年の4,765人から平成17年は2,717人に減少しています。

一方で65歳以上の農業従事者は、昭和60年の884人から、平成17年には943人に増え、高齢化が進んでいます。また、新規就農者は、平成12年 3人、平成13年 2人、平成14年 1人、平成15年 1人、平成16年 0人と、5年間で7人の増であります。

今後は、農作業アルバイトの雇用、家族経営協定※の締結による労働環境の改善、経営の安定化を図り、魅力ある農業を展開し、農業後継者を確保する必要があります。

認定農業者※は現在96名（内農業法人6、女性3）となっています。近年農業者の高齢化により未更新が増え、平成12年の152人から56人減少しています。農業後継者の中核となる認定農業者は、農業経営改善計画の認定を受けた意欲ある農業者です。今後は、信州諏訪(茅野市・原村・富士見地区)農業経営改善支援センターと連携し、認定農業者の育成拡大に努め、次のステップである担い手農家、集落営農化を目指します。

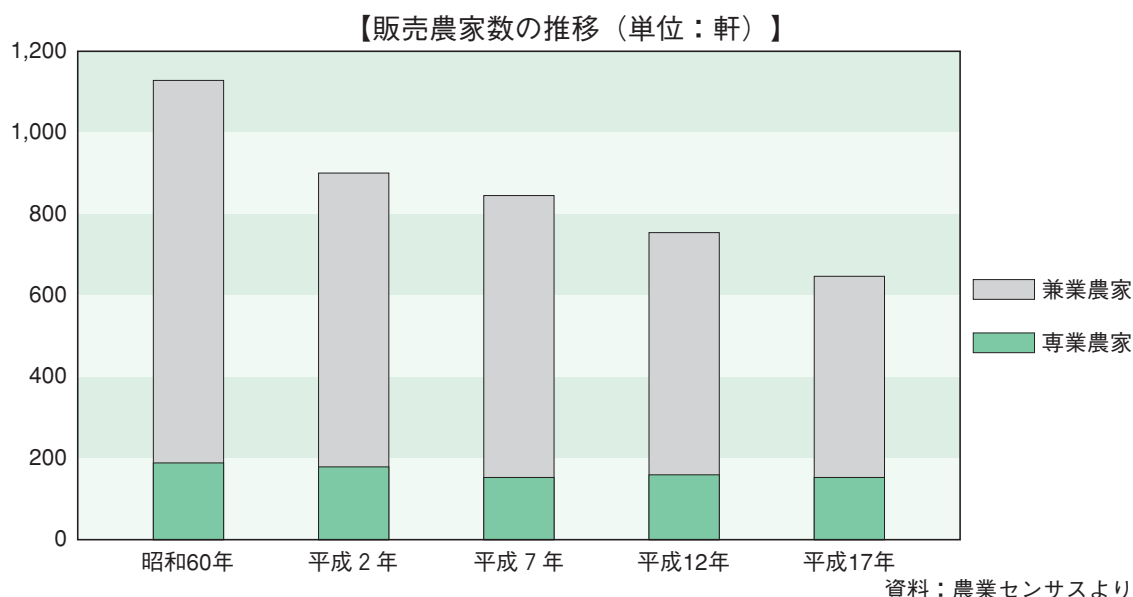
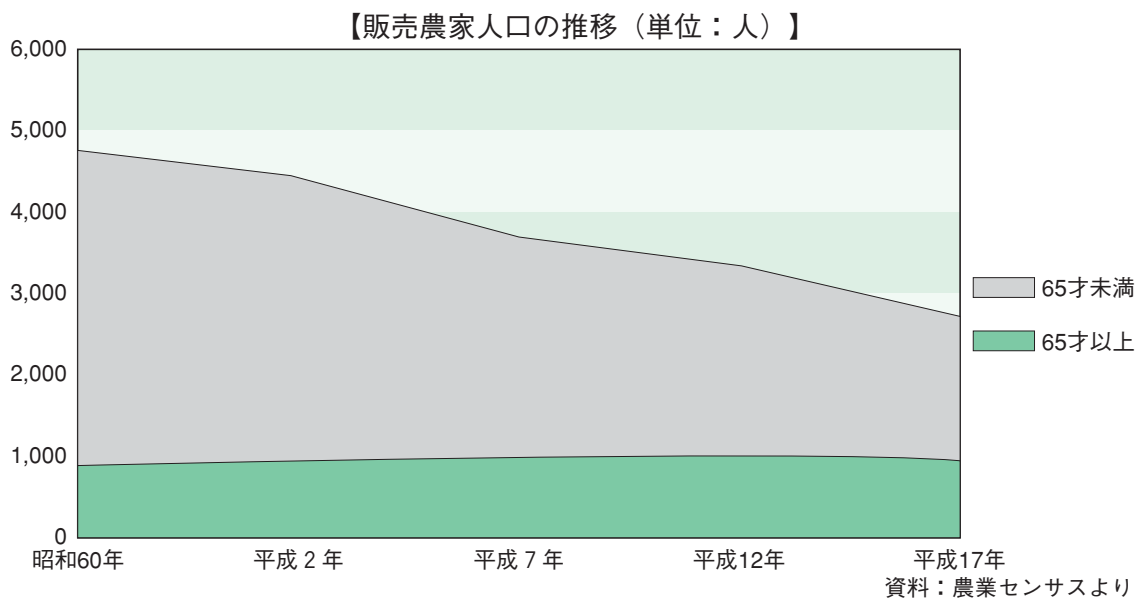
また、高齢者や小規模農家が生き甲斐を持って農業を続けることができるよう、低農薬・有機栽培の推進、農産加工品などの高付加価値農産物の開発、直売所の整備促進など、象徴生産でも採算のとれる付加価値の高い農業を推進します。このほか集落営農など、農作業の共同化、受委託化の促進により高齢者の労働力の低減を図ります。

農業労働者災害共済については、原村独自の農業者を対象にした補償制度であり、農作業事故による災害を受けた加入者に、見舞金の支払いなどを行っています。今後も農業者が安心して農作業を行うことができるよう事業の充実を図り、農作業事故の防止を啓発していくことが必要です。

【具体的な施策】

- ①農作業アルバイトの雇用による労働環境の改善、経営の安定化
- ②村の全施策を活用しての、魅力ある農業の展開と、農業後継者の育成支援
- ③新規参入者の受け入れ体制の整備促進
- ④認定農業者の育成拡大と、担い手農家、集落営農へのステップアップ
- ⑤農業労働災害の防止活動と農業者労働災害共済事業推進による、農業者が安心して働ける労働環境の整備
- ⑥高齢者や小規模農家が生き甲斐をもって継続できる高付加価値型農業の推進

※家族経営協定 ……農業経営を担っている家族で結ぶ協定。経営計画、役割分担、収益分配、就業条件及び将来の経営移譲などが盛り込まれている。



6. 農業生産組織の育成

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の農業生産組織は、ほ場整備事業にともなうソフト事業のため設置された受託組合です。平成16年度より、水稻4組合、ソバ等のコンバインや畑作などの受託組合を統合し、原村農作業受託組合に一本化されました。

水稻について見ると、平成16年には村全体の作付面積354.5haに対し、受託組合による収穫作業は295.4haの実績となり、全体の80%を超えています。

受託組合は、近年農家に周知され実績も上がってきています。今後も関係機関と連携し活用を促進することにより、農作業の軽減と、営農の合理化を図ります。

また、農業の中核となる担い手農家育成のため、土地の貸し借りなど農地の流動化を推進します。その一方で、農業者の高齢化が進み、兼業農家の割合が増加している現状

に鑑み、機械の共同利用、作業受託、共同出役などの体制を推進し、集落営農の実現を図ることが必要となっています。

【具体的な施策】

- ①農作業受託組合の活用促進による、農作業の軽減と、営農合理化の促進
- ②担い手農家の育成、集落営農の実現化

7. 地域林業の振興と森林の育成・有効活用

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の森林面積は総面積の45%に当たる1,936haであります。森林は国土保全、水源のかん養、地球温暖化※の防止、林産物の供給等さまざまな機能を通じて住民生活に寄与しています。平成11年に原村森林整備計画を策定し計画的かつ長期的な視点に立ち、森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林整備事業を実施しています。

間伐地へ植栽した広葉樹、在来植生の広葉樹を育成していき、現在の針葉樹林から、森林としての多様性や高い公益的機能が期待できる針広混交林（針葉樹と広葉樹が適度に混交した林）へと誘導しながら健全な森林づくりを進めます。

森林を守り育てていくために、森林整備及び森林路網整備を村、森林組合、森林所有者と連携を図り進めます。さらにボランティア活動やCSR※（企業の社会責任・貢献）活動を積極的に取り入れ、森林整備体験を通して住民や団体、企業のみなさんが森林に親しみを持ってもらい楽しみながら地域の森林を守っていくといった手法も確立していきたいと考えます。間伐材の有効利用についても県や関係機関と連携し研究調査していきます。

【具体的な施策】

- ①間伐推進
- ②針広混交林への誘導と植林、植栽、保育の推進
- ③間伐材の有効利用
- ④森林路網整備
- ⑤住民や団体との協働による森林整備、ボランティア活動の推進
- ⑥企業との協働による森林整備、CSR（企業の社会責任・貢献）活動の推進



第2項 観光を中心にした、各産業間の連携と「原村ブランド」の創出

1. 住民参画による体験型観光の育成

【現状と問題点、今後の方向性】

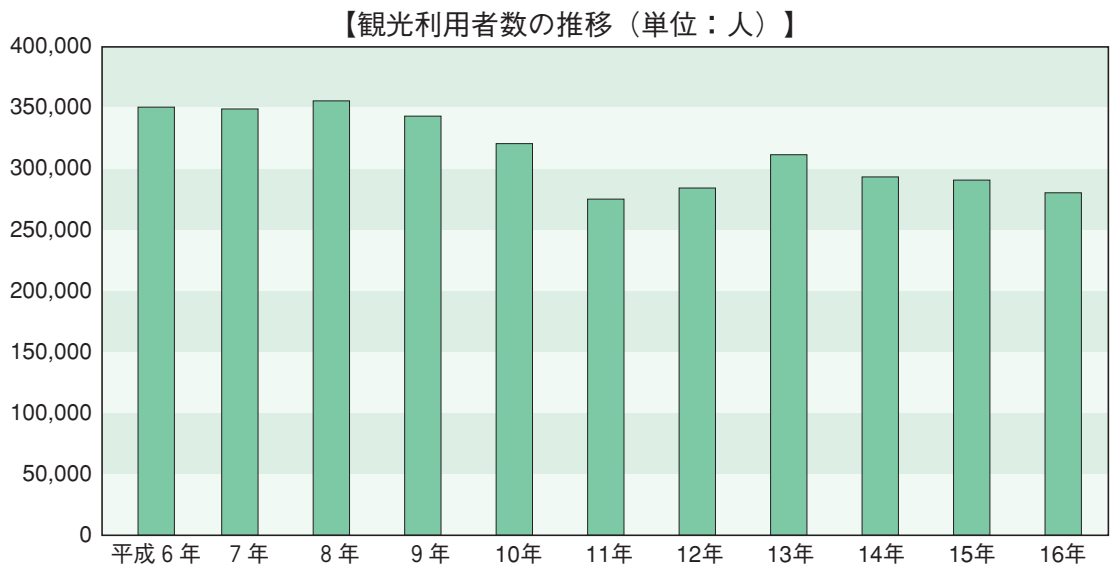
観光ニーズも変化してきており、従来の物の豊かさを中心とした観光から、その地域特有の自然の中に身をおいた、自然、文化の体験や、芸術や趣味を楽しむ体験型・滞在型の観光が望まれています。

地域の特性を十分に生かした、ふれあいなどが実感でき、満足感を感じる観光事業の展開や、農業家やクラフトマン※などとの連携による体験型観光を育成する必要があります。

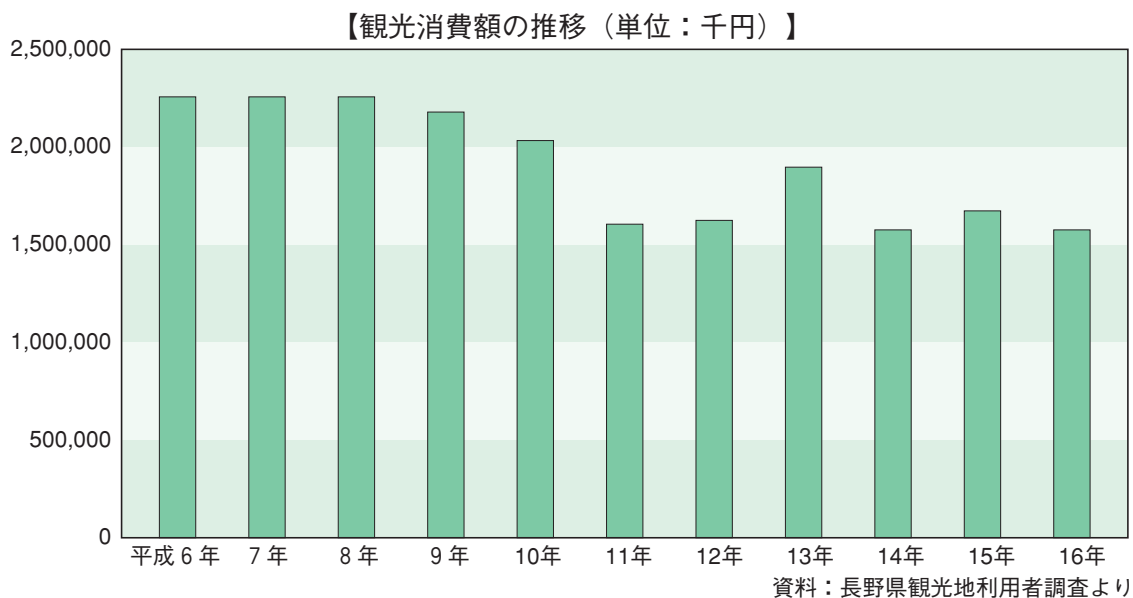
PR方法や観光入り込み客の観光ニーズに合わせた受け入れ体制の整備、観光イベントの充実を図り、住民のみなさんと連携した観光を推進します。また、滞在型観光は、ペンションなど宿泊施設を拠点とした活動が必要不可欠となります。ペンションなどとのタイアップによる体制づくりを進め、新たな誘客開拓を行います。

【具体的な施策】

- ①遊休農地の利用推進
- ②観光ニーズに合わせた受け入れ体制の整備
- ③クラフトマンなどの育成・組織化
- ④ペンションなどの受け入れ体制整備と新たな誘客開拓の実施
- ⑤体験型観光の宣伝活動推進



資料：長野県観光地利用者調査より



2. 農業との連携による活性化

【現状と問題点、今後の方向性】

今後、農業との連携の中で、体験型・滞在型の観光を展開するためには、農家とペンションのオーナー、商工会などと連携し、観光農園・農業体験などの事業を推進していく必要があります。

平成16年まで実施していた観光農園は、再開の要望が多くあります。利用者にとって観光農園は、魅力あるものであり、土地の手当て、管理団体の整備を進め、事業を推進していきます。また、体験型農業は、新たな観光資源であり、観光ニーズの的確な把握と、それに応えられる魅力あるメニューと宿泊施設の中心となっているペンションなどを含めた受け入れ体制の整備を進める必要があります。さらに、PR方法や観光イベントの充実を図り、自然や地域産業と連携した観光を進めます。

【具体的な施策】

- ①観光ニーズに合わせた受け入れ体制の整備
- ②受け入れ農家の育成・組織化の推進
- ③農家とペンションのオーナー、商工会などと連携した、観光農園・農業体験などの推進支援

3. 森林を活用した観光振興

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の森林は、現在林産物を供給することはほとんど無くなってしまいました。しかし、森林浴マラソン、マウンテンバイクコース、自然散策コース、マレットゴルフ場、自然体験林等として交流やレクリエーション、イベント等に活用されています。

森林の持つ環境保全等の機能について森林整備等を通しての体験学習してもらい、これを体験学習型の観光資源として団体、学校などの誘客に繋げていく必要があります。

また、森林の中に遊歩道を整備し、信玄の棒道等の整備と合わせて、さらに中央高原の各施設を結ぶことで森林浴が出来、森林の持つ癒し効果を得ながら各施設を巡ることができるといった新たな森林を活用した観光資源の開発を行ない、多くの人々が有効的、多目的に利用できるよう、森林の環境保全に配慮しながらニーズに即した整備を進めます。

【具体的な施策】

- ①森林整備などを通して体験学習型等の新たな観光資源として活用の検討
- ②森林浴の出来る遊歩道・ハイキングコースの整備
- ③各施設を結ぶ遊歩道の整備

4. 各種地域資源を活用した活性化

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の観光資源としては、八ヶ岳中央高原を中心にペンションなどの宿泊施設、八ヶ岳自然文化園などの観光施設の整備が行われてきました。また、これらの施設を活用しての住民参画による各種イベントや活動が展開されています。

今後は、これらの活動がさらに活発化するよう施設の改修を進め、自然との共生を目的とした活動として、多くの方々に利用される、施設機能の再編を行う必要があります。施設改修、遊歩道整備などの施設整備、真冬に天然木の氷柱などを作成し、ライトアップを行い、寒さを資源とした新たな観光の活性化を図る事業などを推進します。また、景色や景観を楽しんでもらうことで、健康生活やスローライフ*の提案を行うとともに、エコ意識などの特色を出した資源活用を推進します。

ペンション等の宿泊施設と八ヶ岳自然文化園及び八ヶ岳中央農業実践大学校などの各種施設とを関連づけた資源の見直しを行い、それぞれの施設が相乗効果を発揮できる活性化を目指す必要もあります。

【具体的な施策】

- ①各種施設の改修整備の推進
- ②森林を活用した、環境保全に配慮した観光の展開
- ③各種施設などの連携による活性化推進
- ④各種補助金などを活用した、真冬の集客イベントづくりによる観光の活性化
- ⑤新たな活性化に向けた施設などの検討

5. 観光推進体制の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

行政を含めた観光協会、商工会による森林浴マラソンやまると収穫祭に代表されるように、観光事業活動は毎年充実してきています。今後さらに観光振興を図るため、各種団体などとの協力、連携を行う必要があります。

山梨県側との接点が少なく、県境を境に観光情報が途絶えてしまう状況となっています。山梨県側の近隣市町村との観光タイアップにより、新たな観光推進を行います。

広域的な観光を目指し、原村及び諏訪5市町の行政、観光協会、旅館組合などの各種観光関係団体により、諏訪地方観光連盟が組織され、統一した宣伝や各種活動（諏訪地方統一観光パンフレットの作成、美術館・博物館共通パスポートの発行、台湾・韓国などへのインバウンド事業※、首都圏や中京圏での各種キャンペーン事業、観光物産展事業、フィルムコミッション事業※など）を行っています。

首都圏などの大きなマーケットから見れば、諏訪地方は一つで、市町村の枠を越えた事業展開が必要となっており、観光客の趣向にあった旅行の設定や提供が望まれています。そのためには、市町村の枠を越えた活動をするための、受け皿の設置が必要であります。これは単に事務事業の共同化ということではなく、民間の観光産業関係者も巻き込んだ組織として、取り組まなければならないことでもあります。行政、観光協会、商工会議所、商工会、民間企業、観光関連事業者などからの職員、社員で構成する、コンベンションビューロ※のような新たな組織の設立が必要であります。このような組織で、旅行業へのアプローチ※だけでなく、工業メッセに代表される大規模コンベンションの誘致など、外貨を稼ぐあらゆる方法を検討していくことで、原村及び諏訪地方全体の、産業競争力の向上に繋げる必要があります。

【具体的な施策】

- ①各種団体との連携による観光振興の推進
- ②観光協会・商工会などの活動支援
- ③山梨県側近隣市町村とのタイアップによる観光振興の検討
- ④メディア※を積極的に活用した、観光情報の発信
- ⑤フィルムコミッション事業の強化推進
- ⑥観光事業推進の強化のため、6市町村を統合する観光の新たな組織（コンベンションビューロ等）づくりの検討

※インバウンド事業 ……外国からの観光客を受け入れる事業。海外から来た観光客に対し、国内の交通機関の確保、宿泊施設の手配などのサービスを提供すること。

※フィルムコミッション事業 ……映画、ドラマ、CMなどの撮影場所の提供、準備などを支援し、地域経済の活性化に役立てる事業。

※コンベンションビューロ ……会議、イベントなどを地域に誘致、支援するための組織、団体。

※アプローチ ……対象に近づくこと。働きかけること。こちらの要望に応じてもらえるよう働きかけをおこなうこと。

6. 観光バス利用対策の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

長年運行されていた新宿からの直行バスが、平成17年度、利用者の減少などにより廃止されました。利用者からは、首都圏より原村中央高原へ直接来ることができる利便性の高さから、復活が望まれています。

直行バスの運行により、ペンションなどへの誘客を進め、観光振興の活性化を図る必要があります。バス会社と利用体制づくりを行い、バス運行を進めます。また、新たな試みとして、諏訪圏内の観光施設への観光定期バスの運行による観光振興も検討します。

【具体的な施策】

- ①観光バス利用の体制づくり
- ②観光バスのPR推進
- ③観光バス会社と魅力ある観光路線の検討

第3項 「原村ブランド」を活かした観光の振興

1. 観光拠点の再生とネットワークの整備

【現状と問題点、今後の方向性】

原村では、原村中央高原に八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳美術館、もみの湯、樅の木荘などの、観光関連施設の整備が進められてきました。また、約2,200人の収容能力持つ70軒のペンションを中心とした宿泊施設があります。

観光関連施設及びペンションは、観光客の受け入れ施設であり、現在ある施設を生かした新たな魅力ある施設への機能の再生を行い、観光振興を図る必要があります。

観光客などが当村に訪れてからの案内施設は、原村観光協会で運営している第1ペンションビレッジ内にある観光案内所となります。当村を訪れていたいただいた観光客などの受け入れ体制をより強化するためには、情報提供・観光資源などのコーディネート※がより重要となっています。観光と他の産業を結んだ情報のネットワークを構築し、受け入れ体制をより強化できる総合案内機能が必要となっています。

【具体的な施策】

- ①情報ネットワークの構築による総合案内機能の整備
- ②原村ホームページ※などによる観光情報の発信
- ③各種補助事業を活用した観光施設などの施設機能の再生

2. 星・音楽をテーマとした観光ブランド

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、空気が澄み、満天の星が見える自然環境を持っています。大自然の中にある八ヶ岳自然文化園を中心に、各種団体、住民のみなさんによる星まつり・スターダストシアター・星空観望会など、星をテーマとした観光イベント、音楽を中心とした音楽会などが開催されています。これらのイベントの継続により、原村はブランド※化されつつあります。

これらは、新たな観光資源となるとともに、当村から全国への文化の発信源ともなっています。このことから、現在行われている、星・音楽に関するイベントなどを支援し、さらに、新たなブランドへの取り組みを進める必要があります。

【具体的な施策】

- ①星・音楽をテーマとしたイベントなどの支援・推進
- ②新たな星・音楽に関する観光ブランド確立の支援



第4項 工業の振興と企業の誘致

1. 既存企業の支援と育成

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の工業は、平成15年の工業統計で事業所数18箇所、従業者数231人、製造品出荷額は約62億円となり、そのほとんどが零細企業であります。これらの企業に対し、原村及び原村商工会などによる経営指導、各種融資などを進め、その育成指導に努めてきています。しかし、一部を除きその生産性は低く、常に経済状況に左右され、経営が安定していない状況です。このため、生産性の向上、経営安定を図る必要があります。

工業製品に求められるニーズに対応するためには、高度な技術革新を常に行う必要が

あり、これに対して適切な助成を図らなければなりません。中小企業の経営安定、技術革新に対応する設備基盤づくり、新分野への進出、経営発展の助成などの制度資金、商工会との連携による指導事業の充実を図る必要があります。

今後は、新たに設立されたNPO法人※諏訪圏ものづくり推進機構とタイアップし、ものづくりの情報を広域的・組織横断的に共有し、各団体・組織・企業が協働して行う広域的な連携事業や、これまで行われていなかったような新たな連携やコーディネート※を行います。さらに、産学官の連携※や新事業の創生、人材の育成などにより企業の育成を図ります。また、諏訪圏工業メッセの開催、商工会とタイアップしての工業イベントへの参加により、新たな販路開拓を進めていきます。

【具体的な施策】

- ①商工会による、研修・指導相談体制の強化支援
- ②資金制度充実による、経営発展、安定化の支援
- ③ISO（国際標準化機構）の認証取得支援
- ④産学官連携事業の支援
- ⑤ものづくり指南塾による人材育成の推進
- ⑥OBマッチング事業※の推進
- ⑦コーディネート人材※の強化、支援

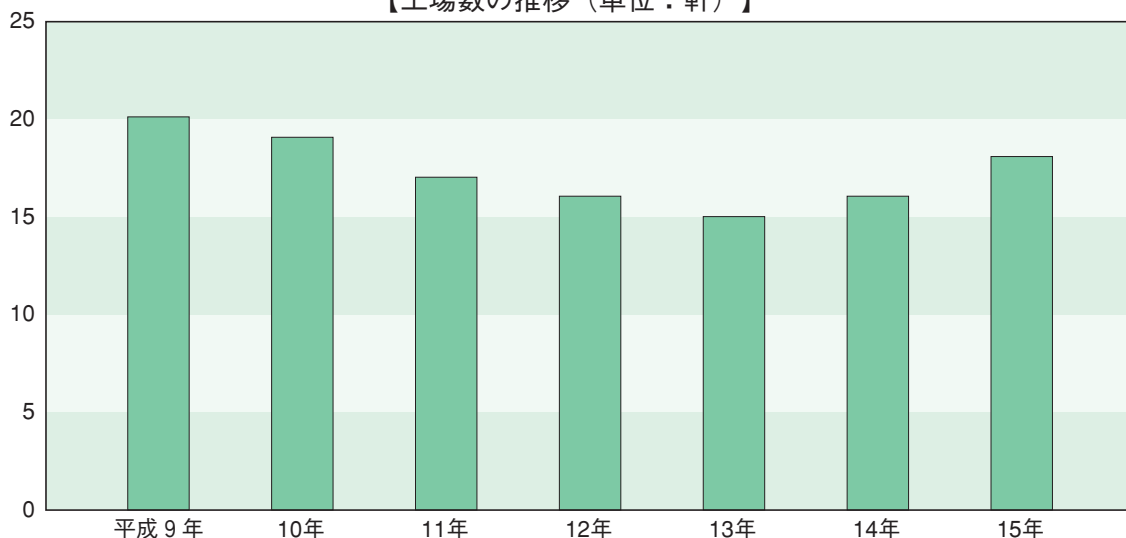
※NPO法人 …… Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織。活動の中で得た利益を団体の活動目的のための費用に充てることにより非営利的に運営される組織。

※産学官の連携 …… 産業界、大学をはじめとする教育機関、国や地方公共団体などの官が、連携を図り取り組むこと。

※OBマッチング事業 …… 人材を必要としている中小企業やベンチャー企業と、退職後も自らの知識・経験などのノウハウを活かしたいという意欲を持った企業OBとを結びつける事業。

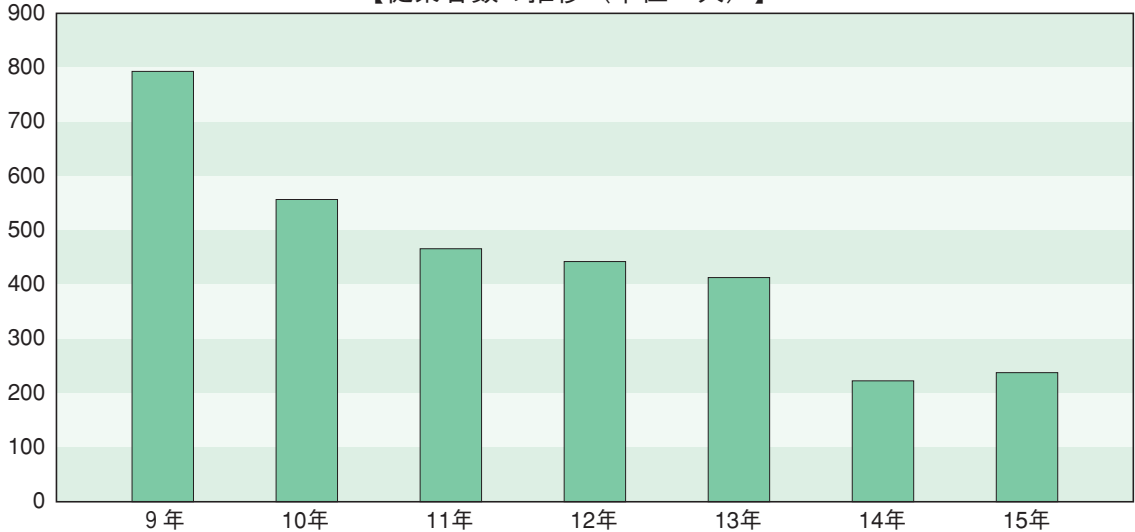
※コーディネート人材 …… 企業の悩みや相談に答えるため、研究機関、施設、大企業などの架け橋となる人材。企業同士、企業の研究機関などを結びつける役割を果たす人。

【工場数の推移（単位：軒）】



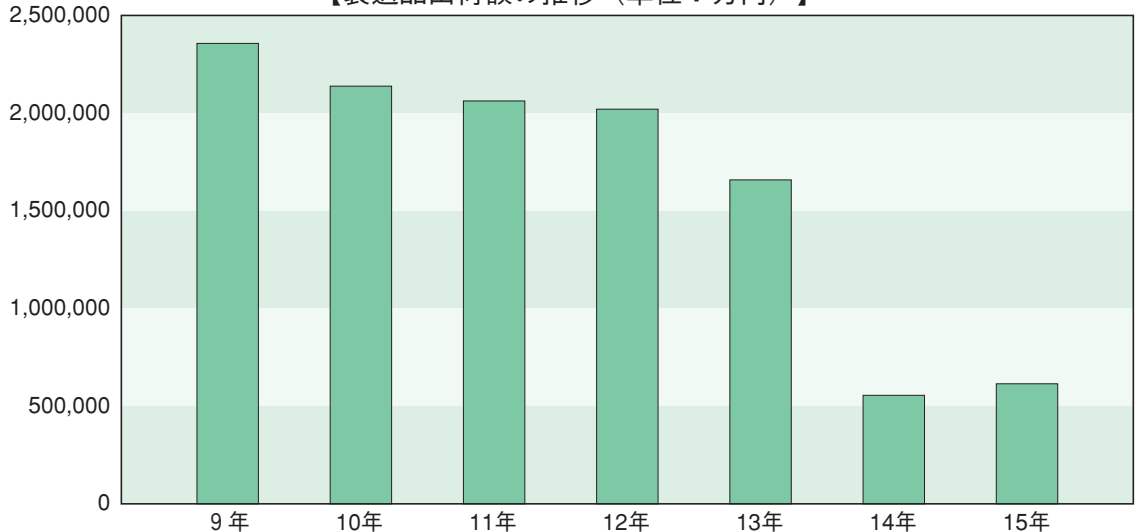
資料：工業統計より

【従業者数の推移（単位：人）】



資料：工業統計より

【製造品出荷額の推移（単位：万円）】



資料：工業統計より

2. 優良企業の立地促進

【現状と問題点、今後の方向性】

企業誘致については、土地開発公社による諏訪南インター原村工業団地の造成により、6社の誘致を実現しました。しかし、近年の生産施設の海外移転による空洞化、景気の先行き不透明感などにより、投資意欲は減退し、生産施設の新たな立地は行なわれていない現状です。

企業誘致は、雇用の確保、定住、所得の向上、地域の活性化にも繋がり、重要な役割を担っています。そのため、公害を発生させない優良企業を、今後とも積極的に誘致する必要があります。

このような中、豊かな自然環境、中央自動車道諏訪南ICに隣接しているという高速交通などの優位性を強調しながら、県とのタイアップ、商工業振興条例による優遇措置、村内のPRなどにより、企業誘致を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

- ①情報の把握、収集による、優良企業の村内誘致推進
- ②原村商工業振興条例による必要な振興措置の実施
- ③企業誘致のための対策の検討
- ④企業誘致のための政策の検討

第5項 商業・サービス業の振興

1. 商業経営の近代化・活性化の促進

【現状と問題点、今後の方向性】

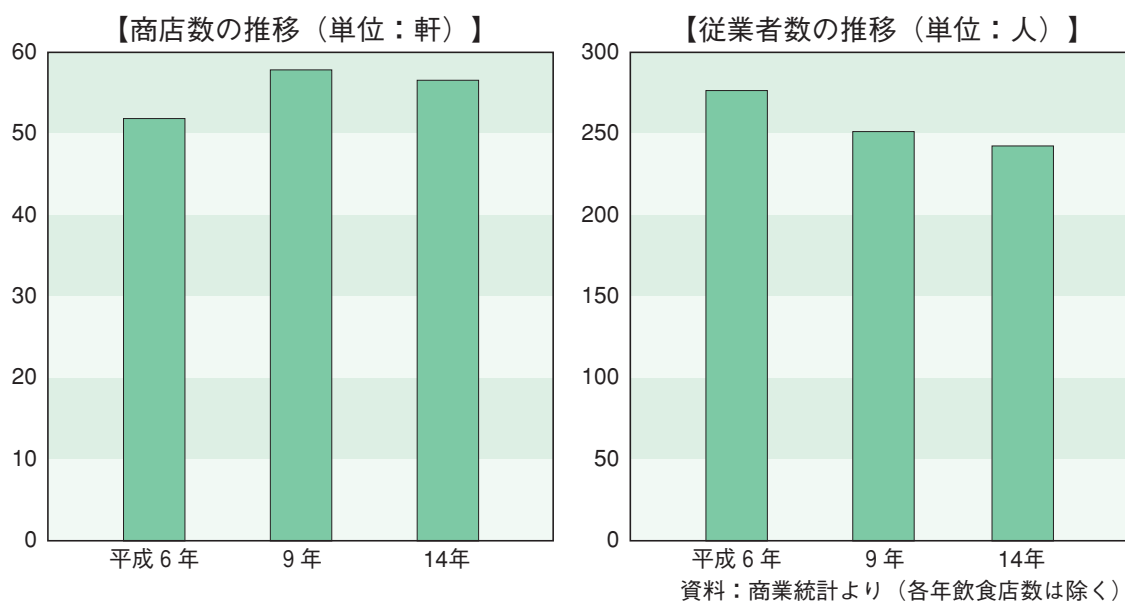
村の商業は、平成14年現在、商店数57、従業員数240人、年間販売額約54億円で、平成9年に比べ、減少しています。経営規模は1～4人で、多くは零細であります。この要因は、消費人口規模が少なく、地域が散在していることなどが挙げられます。消費行動も多目的化・多様化し、近距離の大型店や専門店へと流出している状況にあります。

今後もこの状況は進むものと考えられ、ますます商業環境は厳しくなることが予想されます。このため、地域に密着した事業展開、買い物環境や情報提供などにより、事業者の自主的な事業展開を促進するとともに、商工会による経営指導を行い、経営の安定を図ります。また、国・県の各種支援事業などを効率的に活用し、空き店舗対策・駐車場対策・マネジメント対策※などを実施し、商店街や経営の活性化を目指す必要があります。

【具体的な施策】

- ①商工会による、研修・指導・相談体制の強化支援
- ②各種制度資金の活用による経営基盤の強化促進
- ③後継者の育成に向けた活動の促進
- ④国・県の活性化支援事業による活性化の促進

※マネジメント対策 … 事業経営に関する支援、個々の事業者の経営力を向上させる支援。



2. 他産業との連携による商業の振興

【現状と問題点、今後の方向性】

今回の総合計画アンケート調査では、商業振興の方法として「地域の特産品などを販売する直販店などの育成・誘致」（24.1%）という回答が一番多くなっています。

他産業との連携により、経営安定のための販路拡大策としての地域特産品などの開発、消費拡大などを図る必要があります。また、他産業との連携の相乗効果による、双方の振興を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ①農業などとの連携による、地域特産品の研究、商品化の促進
- ②観光業との連携による、消費拡大の推進

第6項 雇用・勤労者対策の推進

1. 雇用対策の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

原村における事業所数は少なく、従業員数の少ない事業所がほとんどであります。多くは、近隣市町の事業所の勤労者となっています。また、勤労者関係の団体の活動が停滞している状況もあります。

勤労者の定着化や雇用を促進し、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図る必要があります。長野労働局及び諏訪公共職業安定所などと連携を図り、地域における雇用創造への支援、若年者雇用対策、高年齢者の雇用の確保、障害者の雇用対策・就職支援、就業技術の習得支援などを実施していく必要があります。さらに、勤労者互助会などの組織の充実を図り、福利厚生をより向上していく必要があります。

【具体的な施策】

- ①融資制度の活用による生活の安定化
- ②諏訪高等職業訓練校との連携による、職業技術の習得と就業の支援
- ③長野労働局・諏訪公共職業安定所と連携した、雇用・就職対策の推進
- ④各種勤労団体の活動の支援
- ⑤中小企業労働者の福利厚生向上の支援



第1項 公民協働の村づくりの推進

1. 住民参画による村づくり

【現状と問題点、今後の方向性】

原村には昔から行政区と呼ばれる自治組織が存在し、地域づくりの基礎を担ってきました。近年、住民のみなさんのニーズの多様化により、目的ごとに新たなコミュニティが形成されてきています。

これまでの村づくりは、行政が中心となってハードを整備してきました。しかし、これからは今あるものの使い方を考える、ソフト主体に移行していきます。当村では、隠れた資源を再発見するため、そこに住む人はもちろん、当村を訪れた人、当村に住みたいと思っている人たちの知恵を求めています。

最近著しい発達を遂げた、情報システムを使った電子会議室やホームページ※の原村ファン倶楽部により、村づくりに対する多くの声を集めるとともに、村づくり生涯学習推進体制など、住民のみなさんの意見が実現できる体制の整備を推進します。

国・県とも密接なつながりを持ち、お互いの長所を活かした村づくりを行いたいと思います。

村づくりの活動を行っている住民の団体には、NPO組織の立ち上げ相談や活動支援、ボランティア総合窓口の充実などを行い、自主的活動が喜びとなる体制を整備します。

コミュニティが自主的な活動により地域づくりに取り組めるよう、おらほうの村づくり事業や建設資材支給事業などの支援策を実施します。

【具体的な施策】

- ①住民のみなさんの考えが村づくりに反映する場の整備（村づくり生涯学習推進体制・原村ファン倶楽部・e村民会議など）
- ②NPO組織の設立とボランティア総合窓口の充実



2. 生涯学習を基本とした村づくり

【現状と問題点、今後の方向性】

学習を通じて得た知識や技術を、社会に還元したいという住民のみなさんが増えてい

ます。このような住民のみなさんの意識を自己実現の機会ととらえ、原村では村づくりに繋がるシステムを検討してきました。

平成11年度には生涯学習基本構想を策定し、生涯学習の村づくりの指針を示すとともに、平成14年度には原村村づくり生涯学習推進本部を設置し、学習成果の発現と住民主体の村づくりの機会を提供してきました。

村づくり生涯学習推進本部の中核となる推進委員会は、約100名の住民のみなさんにより構成され、そこで出された提案ごとに専門部会を設立し、理想実現に向けて活動を行っています。現在活動を行っている専門部会には、当村の原風景を保全し、都会との交流を目指す「原村体験ツアー」、環境を保全し生産基盤以外の多面的機能を再発見しようとする「村民の森づくり」「おらぼうのセギ普請～水守の衆」、次世代を担う子どもの育成を考える「子どもの交流の広場児童館」「体験発見わたしのむら」「子どもたちの場から文化を生み出す」、循環型社会※の構築を目指す「食用廃油を燃料にする会」「地域通貨※」、バリアフリー社会の実現を目指す「暮らしやすいおうち応援隊」などがあります。いずれも企画の段階から住民のみなさんが考えたものであり、常に新しい村づくりを模索しています。

「住民にできることは住民で、住民だけでできないことは行政に相談して」の基本コンセプトのもと、より多くの方が生涯学習の村づくりに参加できる体制を整備するとともに、各専門部会が自立した運営をできるよう支援いたします。

住民のみなさんの方が今後の村づくりを考えると、行政は正確な情報を提供する義務があります。原村では行政職員が住民のみなさんの求めにより情報を提供する、100を超える村づくり講座を整備しています。職員が住民のみなさんの求めに応じ、情報を提供するためには、職員もまた学ばなければなりません。村づくり講座は住民のみなさんと職員がともに学ぶ、生涯学習の機会といえます。生涯学習は学習活動であるとともに、村づくりの住民運動です。引き続き、村づくりに住民が参加しやすい環境整備を推進します。

【具体的な施策】

- ①村づくり生涯学習推進体制の充実
- ②専門部会に対する自立支援
- ③学習の成果を活かせる機会の提供
- ④村づくり講座（行政講座）の充実
- ⑤村づくり生涯学習の趣旨普及

3. コミュニティ活動の自主的取り組み

【現状と問題点、今後の方向性】

村内では各地区を単位に、道路の雪かきや福祉ボランティア、子どもの育成、環境衛生などの自治活動や祭、運動会などの地域行事などが行われており、もっとも身近な組織として自治組織が地域の実情に応じた活動を行っています。これらの活動が地域の一

員としての自覚を育み、住む人の夢を反映した地域づくりを実現しています。

自治組織は住民のみなさんによる地域づくりの拠点としての役割を担ってきましたが、近年地区活動に参加しない人や、自治組織に加入しない人が増えています。地域の公民館、公園で行われる社会活動や文化活動、祭や運動会は、地域住民に連帯や交流の機会を提供し、地域住民の絆を深めてきました。これらのコミュニティ活動を支援するとともに、交流施設の整備に努めていきます。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、自治組織のない地域には自治組織ができるよう支援していきます。

今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は益々重要度を増しています。また、自治組織と行政の役割分担を明確にするため、集落活動計画※の策定を支援するなど、住民協働の村づくりを推進します。

【具体的な施策】

- ①自治組織への加入支援
- ②自治組織の設立支援
- ③集落活動計画の策定支援
- ④コミュニティ活動の推進と支援
- ⑤自立的な地域活動に対する支援

4. 地域通貨に関する検討

【現状と問題点、今後の方向性】

原村のような農村地帯にあっては農業が主要な産業であり、そこで得られる産物は、主要な生活の糧でした。少ない現金収入ゆえに、さまざまな生活上の課題を地域の共同作業や助け合いによって解決してきました。しかし、地域の枠を越えた経済活動が浸透するに従い、地域における触れ合いは少なくなり、コミュニティは今崩壊の危機に瀕しています。

昔の原村には鍛冶屋や豆腐屋や駄菓子屋などがあり、地域の人々が生活するうえでは重要な位置を占めていました。しかし、地域を越えた経済活動の中で、多くの業種が消えていきました。

このような中、地域通貨※により地域の絆を深めていこう、という動きが住民のみなさんの中から起こってきました。原村では、コミュニティの形成と地域経済の活性化を両立する、原村の地域通貨を検討していきます。また、地域通貨の流通にあわせ、行政を含む自治組織の抱える問題を、自ら解決するためのコミュニティビジネス※の創設にも努めます。

【具体的な施策】

- ①地域通貨に関する学習会の開催
- ②地域通貨に関する検討委員会の開催
- ③地域通貨流通システムの検討

※コミュニティビジネス ……市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

第2項 広報・広聴活動の推進

1. 広報活動の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

総合計画アンケートの「村からの情報伝達手段として今後どのようなものを充実すべきか」という問いに対しては、広報「はら」によるお知らせの充実が28.8%と、最も期待されている広報手段です。

広報「はら」は、活字として住民のみなさんに情報提供する、最も重要で有効な媒体であり、現在は月1回発行しています。全ての住民のみなさんに、楽しくわかりやすく読んでいただけるよう心がけています。

配布方法として、各区に依頼しているほか、より多くの人に読んでいただくため、役場ロビー、図書館など数箇所に配置し、持ち帰り可能としています。また、閲覧用として原郵便局・信州諏訪農協原村支所などで閲覧できるよう定置しています。

住民のみなさんから、より多くの意見聴取を実施し、さらに内容の充実、情報の的確性を重視していくとともに、親しまれる紙面づくりを行います。また、紙面の制限などによりお伝えできないものや、情報を迅速にお伝えする場合はホームページ※や有線放送を活用していきます。

【具体的な施策】

- ①楽しく、わかりやすい紙面の作成
- ②多くの方々に読んでいただくための、配布方法や定置場所の検討
- ③ホームページによる広報誌の保管及び伝達方法の充実
- ④原村出身者に対する広報誌を通じた「ふるさと情報」の提供
- ⑤区未加入者に対する配布方法の検討

2. 広聴活動の拡充

【現状と問題点、今後の方向性】

広聴活動は住民のみなさんの意見を村政に反映させ、住民参画の村づくりを進めるうえで、重要な意味を持つものです。住民のみなさんから村へ、村から住民のみなさんへと情報の双方向性を確立するため、「村長と話し合う日」をはじめ、原村ホームページのパブリックコメント※・広報誌などに、より広く意見をいただけるよう心がけています。

現在広聴活動としては、毎月「村長と話し合う日」を実施し、村長が直接住民のみなさ

んの意見をお聴きする機会を設けています。また、村の計画策定など重要な課題については、各地区をまわり住民懇談会などにより、幅広く住民のみなさんの意見を聴けるよう心がけております。

さらに、村ホームページ※においては、パブリックコメント※（意見募集）を行い、広報誌によって募集するなどの策を講じています。

今後は、住民のみなさんが主役の村づくりを実現するため、一人ひとりが村づくりの主人公となるため、行政を身近に感じ自分の役割を理解する機会が持てるよう、重要な行政課題については、「村民の集い」など開催し、あなたが主役の村づくりを推進し、広報・広聴活動の充実を図っていきます。

【具体的な施策】

- ①村長との対話の継続と充実
- ②行政が抱える問題などを直接問いかけることによる、住民から生の意見・要望を聴く場の設置
- ③住民総参加の村づくりを推進するため、広聴活動の要と位置づけ住民懇談会の運営

※パブリックコメント ……多様な意見、情報、専門的知識を把握するために、広く一般の意見の提出を求めること。



第3項 情報ネットワーク活用によるサービス向上と情報発信による村の活性化

1. 有線放送事業の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の有線放送システムは、村からの身近な伝達手段として毎日お知らせする音声告知放送と村の行事などを映像により紹介するコミュニティCATV※サラダチャンネルがあります。

サラダチャンネルは、平成6年にスタジオを構築し、主として村の行事などの映像放送をお送りし、馴染みある番組制作を行っています。しかし、スタジオ構築から10年以

上が経過し、放送設備の老朽化とともに、平成23年から全国で始まるデジタル放送に対応するため施設の更新を行う必要があります、多大な経費が予想されます。

また、現在住民のみなさんに負担をいただいている運営費の一部について、料金徴収体制の見直しを図り、有線放送システムとして公平な料金徴収を目指します。有線放送事業の合理的運営を目指す中、番組制作の民間委託や、住民参加による身近な番組制作のためのボランティアカメラマンの育成などを検討していかなければなりません。また、住民のみなさんの地域による情報格差の是正のため、ケーブルが設置されていない未施工地区に対し、全村が聴取可能となるよう早期に放送エリアの拡大と幹線設備の拡張を図ります。

【具体的な施策】

- ①スタジオ内機器のデジタル化に対応したシステムの更新
- ②音声告知放送とサラダチャンネルの料金や、施設維持負担金制度の見直しの検討
- ③放送エリア拡大による情報格差の是正と、平等な情報提供
- ④有線放送事業の合理的運営方法の検討

※CATV …………… アンテナを用いず、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線テレビ。双方向通信が可能。



2. ホームページを活用した住民サービスの向上

【現状と問題点、今後の方向性】

自治体のホームページ※は、住民のみなさんに身近な情報を迅速にお伝えするとともに、全国、世界中に情報発信が可能な、すぐれた情報媒体です。

原村では満足度の高い行政サービスの向上に向け、平成14年度原村のホームページの全面改訂を行いました。現在の一日平均アクセス数は、改訂前の6倍にのぼる約360件以上のアクセス数があり、夏のトップシーズンは700件を超えることもあり、好評を得ております。

ホームページでは、役場への提出書類をプリントアウト※し、都合の良い時に役場に提出できるダウンロード様式※を備え、例規の検索や目的に応じた情報検索システムを導入するなど積極的な情報発信を行うとともに、パブリックコメントのコーナーを開設し、

住民のみなさんからのご意見や提案・アイデアなどを募集するなど、双方向の情報化を図ることで住民サービスの向上を図っています。

また、福祉や教育についての「気軽にネット相談」や中央公民館・体育館などの「公共施設予約システム」などにより、自宅にいながらにして相談や予約ができるよう、利便性の向上も進めています。

観光面においては、住民のみなさんが企画するイベントなどを積極的に紹介し、住民活動の支援を行うことで、村の活性化にも一定の効果を発揮してきています。

ホームページ※においては情報の新しさが重要であることから、このような取り組みを継続するとともに、各職員に貸与されたパソコンをさらに有効に活用し、住民のみなさんへの情報発信を積極的に行い、行政サービスの向上を図ることが必要です。特に、観光面においては、全国に情報発信可能な重要な媒体であることを認識し、当村の魅力をPRすることで、当村に対する興味を持ってもらうとともに、当村への来訪に結びつけるよう原村ファン倶楽部構想を推進し、ホームページを通じてさらなる村経済の活性化を推進します。

【具体的な施策】

- ①ホームページなど情報化を通じた住民サービスの向上
- ②ホームページを活用した村づくり情報の発信と住民活動の支援
- ③観光と連携した原村ファン倶楽部構想の推進と村経済の活性化

※プリントアウト ……コンピュータに表示されている情報を印刷すること。

※ダウンロード様式 ……インターネット※のホームページ※などから申請書類の書式や各種資料などを電子データとして受信できるようにすること。

3. インターネットを活用した活性化

【現状と問題点、今後の方向性】

国においては、世界最先端の情報先進国をめざして、e-Japan構想※によりインターネット※やホームページを活用し、高度な情報化社会の構築を目指しています。

原村では、平成14年度「地域イントラネット※基盤施設整備事業」を実施し、役場周辺に集中している公共施設や出先機関を高速大容量の光ケーブルでネットワーク化することにより、容易に情報提供を行い、行政サービスの向上を図ることができる高度情報化のプラットフォーム※が完成しています。平成17年度に民間企業が実施した全自治体の情報化指標を現す「e都市ランキング」では、当村が全国の村の部で第1位と評価されました。

今後はこの情報ステーションを活用し、現在の住民基本台帳ネットワークシステムの有効活用と普及、総合行政ネットワーク※サービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告などによる、さらなる情報サービスの利便性の向上を図る必要があります。

さらに村内の環境においては、住民のみなさんがいつでも、どこでも、誰でもが情報通信サービスを受けられるような環境整備を、経済効果を念頭に置き、費用対効果の考

え方を基本に合理的に進めるとともに、高度情報化の進展にともない個人情報の保護やコンピュータウイルス※感染、不正侵入による情報改ざんなどに対する安全対策についても整備、推進します。

【具体的な施策】

- ①情報ステーションを活用した、各種住民サービスの向上
- ②情報格差の是正と地域の活性化に向けたITの活用
- ③安価で合理的な情報化の推進
- ④情報の安全性の確保

※e-Japan構想 ……国家戦略としてすべての国民がIT革命の恩恵を受けられるよう、必要なネットワークの構築や制度改革を進める構想。

※プラットフォーム ……基盤となる仕組み、施設。

※コンピュータウイルス ……他人のコンピュータに勝手に入り込み、データの消去やでたらめな画面表示などをするプログラム。インターネットなどを通じ広がっていくため、ウイルスと言われている。

4. 住民の情報能力の向上

【現状と問題点、今後の方向性】

中央公民館では、平成12年度社会参加促進補助金により整備したパソコンを使用し、平成13年度より住民のみなさんを対象としたIT講習会を行っています。パソコン、インターネット※、電子メールの基本操作を内容とした「入門講座」や、高齢者を対象とした「ゆっくり講習」、文書作成などの「ワード講習」、表計算などの「エクセル講習」を行い、IT学習の継続とスキルアップ※を図っています。また、パソコン活用法や疑問、質問、悩み事に対応した「サポート相談会」を、IT講習指導者ボランティアの協力により、行っています。

学習などの成果を社会で生かしたいという人は多いものの、実際にはその機会が十分に提供されていません。取得した学習成果が、必ずしも実力や知識・技術のレベルの高さを表しているとは限らないこと、また知識・技術の他に、意欲や信用などが求められるため、学習成果の活用支援の中で、すべて保証することは難しい状況であります。

日々進化しているIT社会において、住民のみなさんのITに対する学習要求に対応した支援が求められています。インターネット、メール、ワード、エクセル講習以外の分野（HP※、映像処理）についての講習は実施していないため、新しい情報技術の習得、理解には課題が残ります。

今後は、多様な方法で学習成果の活用を支援していかなければなりません。そのためには、機会の開拓、学習グループによる社会参加活動の支援、人材バンクの整備、学習成果の評価の仕組み整備などが必要となります。

実用性があり、かつ専門的で高度な内容に対応するため、民間業者と競合することのない講座の開設も必要です。

【具体的な施策】

- ①地域づくり、人づくりを前提とした、IT講座の実施
- ②修得した技能を活用し、発展的な学習や利用ができる講座の実施
- ③講座終了後の学習継続性と技能向上をねらいとしたサポート体制の設置
- ④新しい情報技術取得のためのライセンスなどの取得

※スキルアップ ……保有している技能、技術を向上させること。

※HP ……Home Pageの略。インターネット上で情報を公開するための場。ホームページ。

第4項 情報の公開と個人情報の保護

1. 情報の公開

【現状と問題点、今後の方向性】

原村が保有する情報を積極的に公開することで、村政に対する住民のみなさんの理解を深めてもらうとともに、住民のみなさんの知る権利を保障し、村としての説明責任を果たすことを目的に、平成11年3月に「原村公文書公開条例」を制定しました。

住民のみなさんの生活意識や価値観が多様化していく中で行政は最大のサービス業と考え、いわゆる「お役所仕事」からの脱却を目指し、親切で明るい役場となるよう取り組みを進めています。

今後、行政への住民参画をさらに進めるためには、的確な情報の公開が必要となることから、広報やCATV※、有線といった情報伝達手段を有効に活用するとともに、プライバシー保護に留意しながら、住民のみなさんからの情報公開の求めには迅速かつ適切な対応による情報公開を行うことにより、ガラス張りの行政を実現します。

【具体的な施策】

- ①住民のみなさんの知る権利を保障するための、情報公開制度の周知徹底
- ②スピーディーで的確な情報公開を目指し、情報の整理と、電子化の積極的推進
- ③広報やCATV、有線など情報伝達手段によるガラス張りの行政と住民参画の推進

2. 個人情報の保護

【現状と問題点、今後の方向性】

協働による村づくりを進めるため、公正の確保と透明性のもと相互の信頼関係が必要であり、広報誌、ホームページ※などによる広報活動の充実、情報公開条例に基づく行政情報の積極的な公開が求められます。

また、高度情報通信社会の進展により拡大する個人情報の利用については、その有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益を保護するため、適切な管理と保護対策に努める必要があります。

行政情報のデータベース化、ネットワーク化を拡充し、情報の高度利用、有効活用を推進します。また、個人情報保護条例に基づき個人の権利、利益を保護し、人格尊重を基本に個人情報の慎重かつ適正な取扱いができる体制の整備を図ります。

【具体的な施策】

- ① 分かりやすい情報の伝達
- ② 生活に役立つ情報サービスの提供
- ③ 個人情報保護条例に基づく適正な取扱いの確保

第5項 広域行政の推進

1. 広域行政による統一のとれた活性化

【現状と問題点、今後の方向性】

近年、道路交通網の整備、高度情報化、ライフスタイル※の多様化にともない、住民サービスの向上、地域経済の活性化など、多様な課題に広域的な対応が求められています。

こうした中、諏訪圏域の市町村が個性あふれるまちづくりを進めるとともに、圏域の一体的な発展のため、機能分担や連携を強化し、人と自然が調和した魅力ある圏域づくりを目指し、広域的施策のさらなる展開が必要となっています。

これまで、地理的、歴史的に結びつきがあり、一体的な経済圏を形成している諏訪圏域で、諏訪地域ふるさと市町村圏計画が策定され、諏訪圏域の将来像を定めるとともに、現状と課題の分析から施策の展開を図り、活性化の大綱が示されています。また、圏域で一体的に取り組んだ「諏訪ナンバー」が平成18年10月に導入されます。

今後は、広域行政による諏訪圏域の活性化の必要性はますます高まると考えられるため、国・県及び諏訪圏域の自治体との機能分担と施策の連携を図りながら、広域的な交通体系の整備、生活基盤の整備、農業の振興、商工業の振興、観光資源の利用、広域的な情報ネットワークの構築など、圏域が一体となって活性化を進めていきます。それとともに、新たな自治体間協力と調整のあり方を模索し、地域の特性を生かした機能分担を図りつつ、文化施設の整備などにおいて6市町村統一のとれた合理的な整備を進め、住民サービスの更なる向上のため広域的課題に対し積極的に取り組んでいく必要があります。

【具体的な施策】

- ①「特急あずさ」超高速化への取り組み
- ②「リニア中央新幹線」の誘致促進及び八ヶ岳山麓駅設置推進
- ③広域的な観光振興の展開
- ④諏訪圏域内の幹線道路の一体的整備
- ⑤食用廃油の処理など環境問題に対する広域的な対応、推進

2. 広域行政による効率的な行政運営

【現状と問題点、今後の方向性】

諏訪地域は長い間一体的な生活圏・経済圏を形成し、広域的施策も数多く実施してきました。これからも住民のみなさんの生活圏や経済圏は、行政区域を越えて拡大の傾向にあることから、広域行政により近隣市町村との連携を密に持つとともに、効率的な行政運営が図れるよう相互に協力していく必要があります。

現在、諏訪圏域の6市町村では、諏訪広域連合を組織するなど各種業務を共同処理し、合理的な運営に心がけています。現在原村は、下記のような広域行政事務について一部事務組合もしくは広域連合という形で参画していますが、その組合などを設立した際の主旨や精神に基づき、広域行政による共通の基盤を維持しながら公平な運営を推進することが重要です。

今後は、それぞれの市町村が処理している各種事務の中で、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求することが必要です。

【原村が関わっている広域組合】

名 称	構成市町村
諏訪中央病院組合（病院業務）	茅野市・原村・諏訪市
南諏衛生施設組合 （し尿、不燃ゴミ、最終処分）	富士見町・原村
諏訪南行政事務組合（火葬場、可燃ゴミ）	茅野市・富士見町・原村・諏訪市
諏訪広域連合（特別養護老人ホーム、救護施設、介護保険、消防）	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村

資料：総務課

【具体的な施策】

- ①効率的・合理的視点から事務処理の共同化の推進
- ②広域連合、一部事務組合などの再編、統合についての調査研究
- ③新たな広域共同処理が必要な事務についての調査研究

**第6項 行政運営の改革と効率化****1. 組織機構の改革****【現状と問題点、今後の方向性】**

平成15年12月、原村は合併問題の住民アンケート調査において自律の村づくりを選択しました。行財政運営の厳しい中、住民の選択した村づくりを実現していくことは、行政の責務であります。このため平成16年に作成した行財政改革プログラムにおいては、平成29年度までに職員数20%の削減を目標としています。

このような中にあり、組織機構改革は、限られた職員体制で効率的な業務執行を推進し、住民サービスの維持向上を図るうえで避けて通れない重要な課題であります。組織機構改革により職員の削減を補うとともに、住民のみなさんに行政サービスを受ける面でわかりやすく親しみやすい組織とし、関連する業務の窓口が一箇所に集約されるワンストップサービス※を完成させ、住民の利便性の向上が図られる組織の再編を推進します。

【具体的な施策】

- ①行財政改革プログラムに沿った、平成22年度、5課25係体制の推進
- ②住民の利便性が図られる組織の再編
- ③事務処理・意思決定の迅速化
- ④関連する業務が一ヶ所に集約され要件が満たされるワンストップサービスの完成

※ワンストップサービス ……一つの窓口で、各種行政サービスを受けられるようにする仕組み。

2. 人事管理と職員能力の向上

【現状と問題点、今後の方向性】

地方分権の進展とともに村の真価が問われる時代となり、職員自らの責任と工夫による個性ある村づくりを自主的・主体的に推進することが求められています。

総合計画アンケート結果に表れているように、行財政改革において必要であると考えていることの中で、職員の資質向上を求める声や村の仕事の合理化・効率化を望む声が大変多い現状です。この声にこたえるためにも、職員研修により能力ある職員を育てながら意識改革を進めるとともに、人事評価制度を導入し、年功序列を改め、やる気のある職員を育て、少数精鋭の職員体制を整備することで、行政のスリム化と住民サービスのさらなる向上を目指します。

また、職員定数についても適正な管理が必要であり、事務事業の整理統合、簡素化、効率化や柔軟な業務執行体制を確立します。

【具体的な施策】

- ①人事評価制度を取り入れた、年功序列主義から能力主義への転換
- ②各種職員研修の機会を増やすことによる、やる気のある職員の育成
- ③計画的な定員管理と、臨機応変な事務事業の整理統合

3. 事務内容の合理化

【現状と問題点、今後の方向性】

限られた財源の中、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、行財政改革プログラムの見直しを行い、既存の事務事業について行政評価システム※により改めてその必要性、効果を検討します。また、施策の統合や重点化を図り、従来の経緯にとらわれることなく費用対効果、住民間の公平性の観点から積極的に見直しを進めていきます。

特に身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民のみなさんと行政との役割分担の見直しや、公民協働※の村づくりを進める必要があります。

施設の活用については、住民のみなさんの意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民のみなさんにとって効率的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度※の活用などにより、経費節減だけでなく住民のみなさんにとって使いやすい業務運営を行います。

【具体的な施策】

- ①住民のみなさんに開かれた、行政評価システムの導入検討
- ②行政課題や住民要望の変化による行財政改革プログラムの見直しと、事務事業の見直しの検討

③事務処理手続の簡素化及び処理の短縮化

④住民サービスの向上と経費節減のための、指定管理者制度の導入と業務委託の推進

※行政評価システム ……行政が取り組んでいる事業やサービスなどを、評価する制度。

※指定管理者制度 ……平成15年9月の地方自治法改正により可能となった、公の施設の管理を民間の組織に委託する制度。



第7項 適正な財政運営の確保

1. 税源の確保と公平な課税

【現状と問題点、今後の方向性】

バブル景気後の不況が底をつき、景気回復の兆しが見えてきていますが、村税を取りまく情勢は依然として厳しいものがあります。

村税は、個人住民税が3割弱、固定資産税が約6割を占めています。しかし、個人住民税のうち8割を占める給与所得は、企業のコスト削減により依然として低く押えられています。固定資産税も、土地価格の下落傾向が緩やかになっているものの低迷しており、家屋の新築件数も減少しているなか、伸びは期待できる状況にありません。

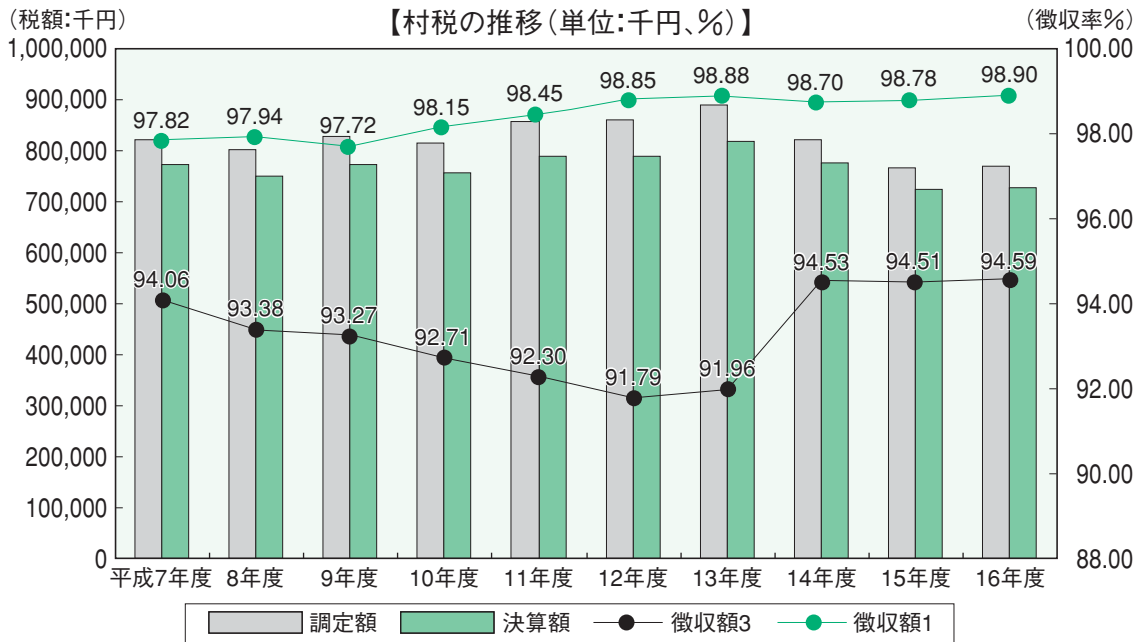
国からの税源委譲による住民税率の改正、所得控除の圧縮、特別減税の廃止など、地方税法改正による住民税の増加のほか、企業業績の回復による法人税および設備投資の増加による固定資産税（償却資産分）の伸びが予想されます。

原村の徴収率は、平成12年度に91.79%と過去最低となりましたが、平成16年度には94.59%（現年課税分98.90%）まで回復してきました。自主財源※の柱である村税を確保していくため、適正な課税に努め、料金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を取りながら、効率的で公平な徴収を行なう必要があります。

【具体的な施策】

①納税思想の啓蒙

- ②課税客体把握のための定期的な調査と自主申告の推進
- ③新たな滞納者を増やさないための重点的な現年度分徴収
- ④近隣市町、県との連携による徴収体制の強化・充実
- ⑤徴収率向上のため、積極的な滞納処分の実施



徴収率1：現年課税分に対する徴収率 徴収率2：滞納繰越分を含めた徴収率

資料：財務課

2. 時代に適応した効率的な財政運営の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の財政状況について、過去10年間の決算額の推移で見ると、農業基盤整備事業や道路整備事業などの公共事業の完了や事業費の縮小により、普通会計における平成13年度以降の歳出決算額は40億円を下回り、さらに行財政改革による歳出削減策の実施により、財政規模は縮小傾向にあります。

自主財源*の乏しい当村では、平成16年度決算額において、歳入の60%を地方交付税や国・県支出金、地方譲与税などの依存財源が占め、自主財源の比率は40%となっています。なかでも歳入の37%を占める地方交付税については、段階補正や寒冷地補正などの見直しなどにより、振替措置である臨時財政対策債を加えても、ピーク時の平成10年度と比較すると約4億円、率にして19%減少しています。

今後、三位一体の改革*にともなう所得税から個人住民税への税源移譲などにより、村税収入は住民税を中心に伸びることが予想されます。しかし、地方交付税の減少や補助事業の削減などにより、安定した収入が見込めない状況にあります。さらに、歳出面では高齢社会の進行による扶助費*などの増加のほか、制度に基づく事務・事業の移譲などにより、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような財政状況において、可能な限り住民ニーズを反映した施策を実現するためには、必要性・緊急性などを踏まえ、事務・事業の再点検を行うとともに、簡素で効率

的な行財政運営に努める必要があります。また、財政運営の透明性を図るため、住民のみなさんに分かりやすいかたちで、情報の提供を行うことが重要となります。

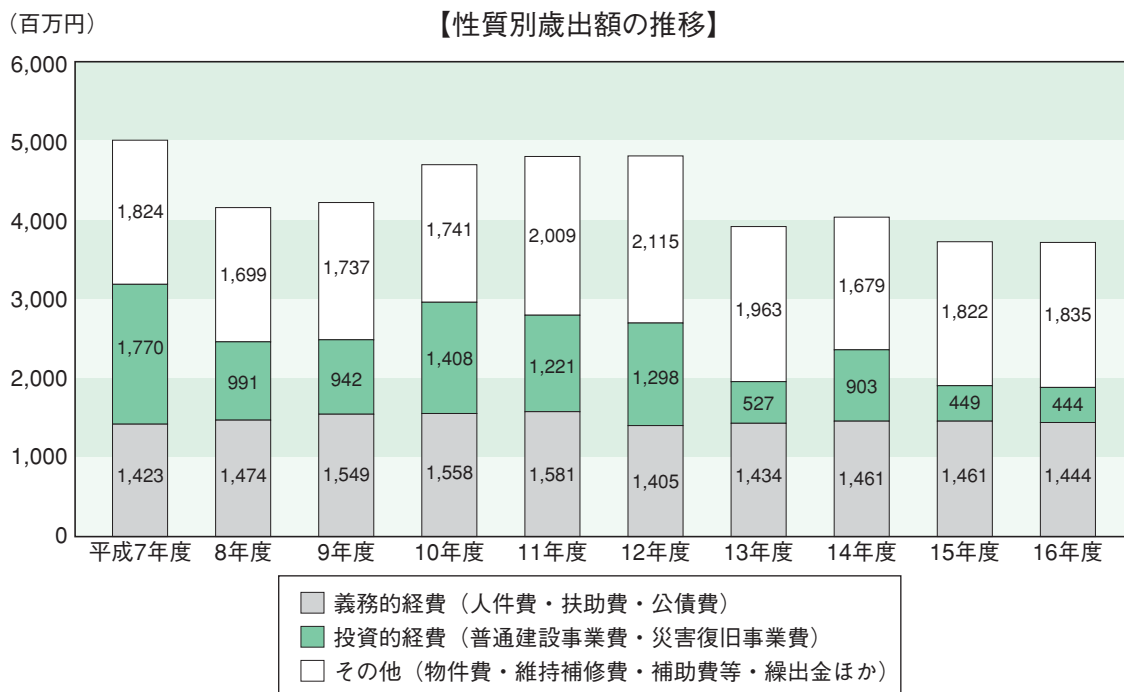
【具体的な施策】

- ①住民のみなさんにわかりやすい財政情報の提供と財政運営の透明性の確保
- ②行財政改革プログラムに掲げる経費節減策の推進
- ③総合計画・実施計画などを基本とした、計画的な財政運営の推進
- ④事務・事業の再点検と事業成果に重点を置いた、適正かつ効率的な予算配分の推進
- ⑤住民ニーズに対応した柔軟でしなやかな財政運営の展開

※三位一体の改革 …… 「国庫支出金の削減」「税源の地方への委譲」「地方交付税の見直し」を一体的に進め、地方分権を強化するという取り組み。

※扶助費 …… 生活保護、老人医療、社会福祉施設措置費など、個人などへの給付に要する経費。

【性質別歳出額の推移】



3. 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

財政事情を示す目安として、「財政力指数※」「起債制限比率※」「経常収支比率※」の三つの指標があります。

財政力指数は、自主財源※に乏しいこともあり低めではあります。しかし、平成14年度には3割を超え、その後も増加傾向にあります。また、起債制限比率については、借入金の繰上償還や大規模事業などの完了により、平成16年度では7.3%と、比較的低い数値となっています。

経常収支比率※は、財政の弾力性があるかどうかの目安にしています。村税や地方交付税などの一般財源収入が、依然低迷または落ち込んでいるのに対し、人件費や償還金などの経常的な支出は容易に減らすことができず、投資的な経費の割合の減少とともに、財政の硬直化が進んできています。

財政指標やバランスシート※などにより県下の町村や全国類似団体と比較すると、原村の財政状況は相対的に健全に推移しているとはいえ、経常収支比率※の悪化は必要な公共事業さえもできなくなるという危惧さえあります。

地方分権時代に対応した、自主性・弾力性のある財政運営を推し進めるためには、経常的経費の削減はもとより、村税を中心とした自主財源※の確保による財政基盤の強化を図るとともに、中長期的な視点に立ち、行政改革プログラムに掲げる各種事業評価と見直しを進め、計画的な財政運営に努める必要があります。

【具体的な施策】

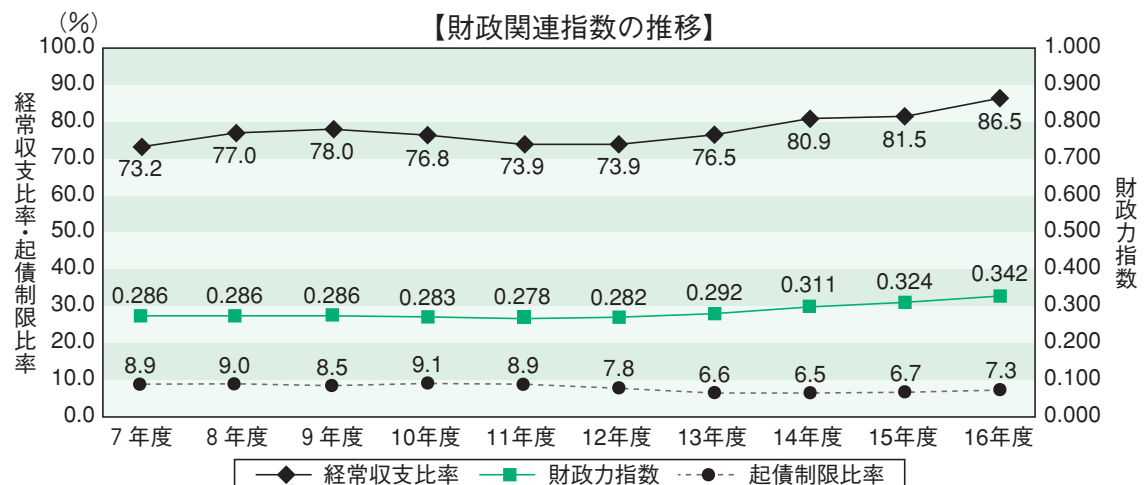
- ①村税負担の適正化と収納率向上に向けた積極的な対策の実施
- ②歳出に見合う自主財源確保のための超過税率などの検討
- ③受益者負担の原則に基づく使用料・手数料などの適正化の推進
- ④権限委譲に見合った税財源の委譲の国・県への要望
- ⑤遊休状態で処分可能な村有地の売却の実施
- ⑥財政状況や将来の公債費負担を考慮した村債の活用
- ⑦財政分析と中長期的な計画に基づく安定した財政運営の実施

※財政力指数 ……地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表している。普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヶ年平均値。

※起債制限比率 ……公債費から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値を、標準財政規模から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値で割った数値の、過去3ヶ年の平均値。20%を超えると地方債の許可が一部制限される。

※経常収支比率 ……税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみる数値。財政の健全性を判断する。

※バランスシート ……行政の会計を企業会計で利用している貸借対照表（バランスシート）の考え方を利用して表したものの。財政状況を分かりやすく説明するための手法のひとつ。



資料：経常収支比率、起債制限比率…地方財政状況調査より、財政能力指数…地方交付税算定台帳より